

逐 条 解 說
温 泉 法

環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室編

まえがき

「温泉法の解釈と運用」(厚生大臣官房国立公園部編)が昭和31年に出版されて以降、数次にわたり、本解説書の改訂が行われてきた。しかしながら、昭和61年に「逐条解説温泉法」(環境庁自然保護局施設整備課監修)が出版されて以降、国による温泉法に関する解説書は策定されなかった。

この間、温泉偽装問題、温泉に付随してゆう出する可燃性天然ガスによる災害の発生等、様々な問題が発生しており、合わせて温泉法の改正も行われてきた。

加えて、近年では再生可能エネルギーとして地熱発電が注目を集めており、このような状況にも対応する必要がある。

環境省では温泉資源の保護に関するガイドラインを策定するなど、都道府県等の温泉行政担当者が実務を行いやすくするよう措置を講じてきた。しかしながら、温泉法に関する逐条解説を求める声も根強くあり、加えて、法体系が複雑になるなかで、温泉実務を初めて担当する行政実務者の入門書も必要であると認識していた。

このような状況を踏まえ、環境省では本逐条解説を策定することとした。なお、本逐条解説は、最低限必要と思われる内容の記載を行ったに過ぎず、これまでの通知が網羅されているものではないことに注意されたい。

また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年7月16日法律第87号)により温泉法に関する事務は自治事務とされた。実際の個々の申請等に関する許可等の判断に際しては、本逐条解説のみならず、他法令等、様々な状況を踏まえた対応が必要である。

平成27年6月

環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室

目次

第一章 総則	- 1 -
第一条	- 1 -
第二条	- 3 -
第二章 温泉の保護等	- 8 -
第三条	- 8 -
第四条	- 17 -
第五条	- 27 -
第六条	- 29 -
第七条	- 33 -
第七条の二	- 35 -
第八条	- 36 -
第九条	- 38 -
第九条の二	- 40 -
第十条	- 41 -
第十一条	- 43 -
第十二条	- 50 -
第十三条	- 51 -
第十四条	- 52 -
第三章 温泉の採取に伴う災害の防止	- 54 -
第十四条の二	- 55 -
第十四条の三	- 78 -
第十四条の四	- 79 -
第十四条の五	- 80 -
第十四条の六	- 85 -

第十四条の七	- 87 -
第十四条の八	- 89 -
第十四条の九	- 92 -
第十四条の十	- 93 -
第四章 温泉の利用	- 94 -
第十五条	- 94 -
第十六条	- 104 -
第十七条	- 106 -
第十八条	- 108 -
第十九条	- 126 -
第二十条	- 129 -
第二十一条	- 130 -
第二十二条	- 130 -
第二十三条	- 130 -
第二十四条	- 131 -
第二十五条	- 132 -
第二十六条	- 132 -
第二十七条	- 133 -
第二十八条	- 134 -
第二十九条	- 136 -
第三十条	- 138 -
第三十一条	- 139 -
第五章 諮問及び聴聞	- 141 -
第三十二条	- 141 -
第三十三条	- 143 -
第六章 雑則	- 145 -
第三十四条	- 145 -

第三十五条.....	- 147 -
第三十五条の二.....	- 149 -
第三十六条.....	- 152 -
第三十七条.....	- 154 -
第七章 罰則.....	- 155 -
第三十八条.....	- 155 -
第三十九条.....	- 156 -
第四十条.....	- 157 -
第四十一条.....	- 157 -
第四十二条.....	- 158 -
第四十三条.....	- 158 -
第八章 附 則.....	- 160 -
温泉法 附 則 （平成一三年六月二七日法律第七二号） 抄.....	- 160 -
温泉法 附 則 （平成一九年十一月三〇日法律第一二一号） 抄.....	- 161 -
関係法令等.....	- 165 -
温泉法の沿革.....	- 166 -

「温泉法」逐条解説

第一章 総則

一 温泉法の目的

第一条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、温泉法の目的を規定している。本法は、公共の福祉を図ることを終局的目的として、温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉利用の適正を図ろうとするものであることを明らかにし、本法の解釈、運用の基本的な方針を示したものである。

温泉は、国民にとって貴重な資源であり、公共の福祉の一部を担っている温泉資源は、そのゆう出を目的とした無秩序な土地の掘削、採取等による枯渇あるいはゆう出量の減少が起こるおそれ、可燃性天然ガスによる災害が発生するおそれ、温泉について適切な情報を付さないまま、公共の利用に供されることにより、公衆衛生上の問題が生ずるおそれがある。

これらを踏まえて、温泉によってもたらされる公共の福祉を確保するため、「温泉の保護」「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」及び「温泉の利用の適正」を図ることを法目的としている。

【解説】

一 「温泉を保護する」とは、未だに採取されていない温泉、すなわち温泉源を保護し、温泉の枯渇、ゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等を防止することをいう。

我が国は、世界に稀な温泉国であり、古来、温泉は国民の保健休養に広く利用されてきたものであるが、温泉の利用度が増すに伴い、濫掘、濫採の弊害を招いている。しかし、このような貴重な資源は採取者の自由な使用収益に放任することなく、必要な規制をもって保護されなければならない。本条が温泉源の保護をもって本法の目的の一つとしたのは、まさに、このような理由に基づくものがある。

二 「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」とは、温泉特有の危険に着目した安全対策を講ずるため、温泉をゆう出させる目的での土地の掘削に際しての可燃性天然ガスによる災害防止対策、温泉を利用するために温泉を採取する業（反復・継続的な採取の実施）に際しての可燃性天然ガスによる災害防止のことである。

三 「温泉の利用」の態様は、浴用、飲用等のいわゆる厚生的利用と、発電、植物の栽培、養殖等のいわゆる産業利用に大別できるが、本法が規定するところは、前者である。したがって「利用の適正を図り」とは、温泉の厚生的利用の適正を確保するため、公衆衛生上有害な温泉の利用を規制するとともに、さらにこれが公共的利用の増進を図ることを意味する。

なお、都道府県知事は、温泉利用の適正化に当たっては、温泉の成分の科学的な分析検査に基づいた適正な医学的指導や、温泉利用施設の管理者に対しては、常にこの点に留意した公衆衛生上の指導が望まれる。

四 <第2回国会における厚生大臣が発言した温泉法提案理由説明（抜粋）>

「我が国は、世界に冠たる温泉国でありまして、古来温泉は国民の保養又は療養に広く利用されて参ったのでありますが、温泉地の発達に伴い、或いは濫掘の結果、水位が下がって、ゆう出量が減退または枯渇するとか、或いは温泉に関する権利関係が複雑を極め、各種の紛争を起こす等いろいろの問題が出て参ったのであります。これらの問題を処理致しますため、従来都道府県令をもって温泉に対する取締りを行って参ったのでありますが、新憲法の施行により昨年未、これらの府県令はその効力を失ったのであります。

しかしながら、温泉は我が国の天然の資源として極めて重要なものでありまして、これを保護するとともに、その利用の適性を図り、一面、国民の保健と療養に資すると同時に、他面その国際的利用による外貨の獲得に役立てますことは国家再建上、喫緊の要務と存じますので、この際、従来之都道府県令の内容とするところを基礎としてこれを若干、拡大致しまして温泉の保護とその利用の適正化に遺憾なきを期するためこの法律案を提出した次第であります。」

二 温泉・温泉源の意義

第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他ガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されていない温泉をいう。

【趣旨】

一 本条は、本法にいう「温泉」及び「温泉源」の定義を規定したものである。温泉の定義は、医学、薬学あるいは地質学、水文学等それぞれの観点によって異なるものである。本条は、国民の保健休養上、国が積極的にこれを保護し、可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び利用の適正を図る必要があるかどうかという観点からこれを定義している。もちろん、このような観点に立っても、医効能のあること等を温泉の要件として加えるべきではないかという問題は残るが、温度及び成分こそが温泉を他の一般地下水から区分する最も本質的な要件であり、この点を誤りなく規定すれば、温泉の法律的定義として十分であろうとの理由で本条の規定ができたものである。

別表

温度（温泉源から採取されるとき温泉とする。）	摂氏25度以上
二 物質（左に掲げるもののうち、いずれか一）	
物質名	含有量（1キログラム中）
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量1,000ミリグラム以上
遊離炭酸（CO ₂ ）	250ミリグラム以上
リチウムイオン（Li ⁺ ）	1ミリグラム以上
ストロンチウムイオン（Sr ⁺ ）	10ミリグラム以上
バリウムイオン（Ba ⁺ ）	5ミリグラム以上
フェロ又はフェリイオン（Fe ⁺ , Fe ⁺⁺ ）	10ミリグラム以上
第1マンガンイオン（Mn ⁺ ）	10ミリグラム以上
水素イオン（H ⁺ ）	1ミリグラム以上
臭素イオン（Br ⁺ ）	5ミリグラム以上
ヨ素イオン（I ⁺ ）	1ミリグラム以上
フッ素イオン（F ⁺ ）	2ミリグラム以上
ヒドロヒ酸イオン（HAsO ₄ ⁻ ）	1.3ミリグラム以上
メタ亜ヒ酸（HAsO ₂ ）	1ミリグラム以上
総硫黄（S）〔HS ⁻ + S ₂ O ₃ ⁻ + H ₂ Sに対応するもの〕	1ミリグラム以上
メタホウ酸（HBO ₂ ）	5ミリグラム以上
メタけい酸（H ₂ SiO ₃ ）	50ミリグラム以上
重炭酸そうだ（NaHCO ₃ ）	340ミリグラム以上
ラドン（Rn）	20（100億分の1キュリー単位）以上
ラヂウム塩（Raとして）	1億分の1ミリグラム以上

なお、温泉の成分分析法として通知で示されている鉱泉分析法指針(最新のものは平成 26 年版)では温泉以外に「療養泉」を定義している。「療養泉」とは、温泉(水蒸気その他ガスを除く。)のうち、特に治療の目的に供しうるものであり、以下の表に掲げる温度又は物質を有するものと定義している。

療養泉の定義(鉱泉分析法指針(平成 26 年改訂)より)

- 1 温度(源泉から採取されるとき温度)摂氏 25 度以上
- 2 物質(下記に掲げるもののうち、いずれかひとつ)

物質名	含有量(1kg 中)
	mg 以上
溶存物質(ガス性のものを除く)	総量 1 000
遊離二酸化炭素(CO ₂)	1 000
総鉄イオン(Fe ²⁺ 、Fe ³⁺)	20
水素イオン(H ⁺)	1
よう化物イオン(I ⁻)	10
総硫黄(S)【HS ⁻ + S ₂ O ₃ ²⁻ + H ₂ S に対応するもの】	2
ラドン(Rn)	30 × 10 ⁻¹⁰ Ci = 111Bq 以上 (8.25 マツヘ単位以上)

二 諸外国における温泉に関する立法例としては、温泉法というような独立の特別法が制定されているものと、民法、一般水法もしくは広義の衛生法規等に編入されているものがあり、内容においては、温泉の保護を主とするものと、利用方法の指導監督に重きを置くもの等がある(以下「諸外国温泉法」という)。諸外国温泉法の目的については、療養保健等の公益保全を直接の目的とするものと、観光休養等間接ながら社会的経済的利益保持を主眼とするものなどがあり、その所在地の国民性等によって自然に定まって来るところが多く、したがって、その法律的価値も一概に断定できない。

【解説】

一 「地中からゆう出する」とは、自然ゆう出に限らず動力によって汲み上げられたものを含む。具体的には地表に温泉が出現する状態である。これは、一般的に温泉を利用できる状態とは主として地表にゆう出後であるためである。なお、このゆう出に到る過程として、自然ゆう出に限らず、掘削自噴及び動力を装置することによるゆう出も含まれる。

「温水」とは、一定以上の温度を有する水をいい一定温度の立法例としては、平常体温説と平均気温説とがあるが、温泉法は後者により摂氏 25 度と定めている。なお、ドイツ連邦共和国等の諸外国においてもその国の年平均温度を若干越える温度のゆう出水を温泉としているものが多い。

「鉱水」とは、鉱物質を多量に含有する水をいい、温泉となるための量については、別表に定められている。

「水蒸気その他ガス」とは、空気以外の気体をいう。なお、その他ガスから「炭化水素を主成分とする天然ガス」が除外されているのは、可燃性天然ガスが鉱業法の適用鉱物とされていることに基づく(鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 2 条、第 3 条参照)。

具体的には、その主成分が炭化水素であるメタン等ではなく、水蒸気、二酸化炭素又は窒素等であり、かつ当該水蒸気その他ガスが温泉法別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。なお、水蒸気その他ガスにメタンに代表される炭化水素成分が含まれている場合でも、及びに該当すれば、温泉法上の「温泉」となる。なお、水蒸気については、一般に高温であることが多いため、温度のみの要件を以て温泉となる場合がある。

二 掘削中に泥水等を使用する場合、当該泥水の影響で温泉成分が一時的に含まれていることもあり、掘削又は自然ゆう出によるゆう出水が別表に掲げる温度又は物質であっても、当該ゆう出水の温度、成分等が固定的継続現象と認められない場合は、直ちに温泉と認めることは適当でない。

三 温泉は「別表に掲げる温度又は物質」のいずれかを満たしていればという問題について、何ら、規定の物質は含有していないが温度が摂氏25度以上のもの及び温度は摂氏25度未満のいわゆる冷水であるが、規定の物質を含有しているものは、いずれも本条の「温泉」に該当する。

なお、海岸直近で掘削された井戸における現世海水が湧出したもの（地下水の温度が25未満で、溶存物質（ガス性のものを除く）が1,000[mg/kg]以上の鉱泉。いわゆる塩水冷鉱泉）は、海水であるため、本条の「温泉」には該当しない（鉱泉分析法指針（平成26年改訂）より）。なお、現世海水と古代海水（化石水）については硫酸イオン濃度が異なるので、特に大深度掘削井の場合等については判断の際の参考とすること。

四 温泉の成分の分析については、鉱泉分析法指針によって行われており、分析機器の発展、分析者の健康を守る観点と近年の地球環境への関心の高まりから、有害な試薬を使用しない分析手法や機器が開発されたことから、平成26年7月1日に新分析方法や新たに開発された分析機器を取り入れた鉱泉分析法指針の改訂を行い、環自総発第1407012号環境省自然環境局長通知を発出した。

なお、法に基づき掲示する温泉成分は、鉱泉分析法指針に基づき分析するとは、法では規定されていない。また、法第18条のいわゆる掲示義務において、鉱泉分析法指針を用いて分析しなければならないとの規定もない。あくまで法に基づく登録分析機関において温泉の成分分析を行い、「温泉成分分析の結果に基づいて」掲示しなければならないと規定されている。昭和26年の厚生省通知（現在は地方自治法に基づく技術的助言）に基づき、分析検査の方法としては、「温泉（鉱泉）分析法指針」で行われた旨の通知がなされている。

五 鉱泉分析法指針が必要とされた理由は、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされている。これは温泉には種々の成分が含まれており、中には有害な成分を含む場合があるからである。

この利用許可の申請にあたっては、温泉の成分分析書を添付することが必要であり、その分析方法として昭和26年に制定された衛生検査指針内の温泉分析法指針によることとされ、その後昭和27年、同32年、同53年、同57年、平成9年、同14年、同26年に改訂を行った。

また、鉱泉分析法指針に掲載されていない分析法であっても、泉質等により分析者が、適切な分析方法であると判断した他の分析方法の実施について否定するものではない。なお、他の分析

方法とは、「衛生試験法：(公社)日本薬学会」「工業用水試験法：(一財)日本規格協会」「工場排水試験方法：(一財)日本規格協会」「上水試験方法：(公社)日本水道協会」及び「放射能測定法シリーズ：文部科学省」の5方法としている。

六 鉱泉分析法指針における「鉱泉」の定義は、法第2条の「温泉」の定義と同じである。水温25度以上であれば、温泉(鉱泉)となる。昭和26年に制定された「温泉分析法指針」が、その後の改訂時に「鉱泉分析法指針」と変更されたのは、温泉の定義には、水蒸気その他ガスも「温泉」と規定されているが、水蒸気などそのものを測定することは非常に危険であり、温泉分析法指針にも検査方法は規定されておらず、実際に分析はされていなかった。よって、「温泉分析」とすると「温泉」すべてが含まれることから、改訂時に「鉱泉分析」として「水蒸気その他ガス」を含まない分析法指針であることを明らかにするために「鉱泉分析」へと変更した。

現在、「蒸気造成泉」や地熱発電における各井戸において、蒸気のゆう出量等の測定が実施されているが、これらは専門機関が実施しているものであり、危険を伴うものであることから、専門機関でない者が実施する場合には十分に注意を要する。

七 「温泉」であるか否かの判断は、鉱泉分析法指針において、ゆう出口における状態について行うこととされている。したがって、利用時における温度又は成分の如何を問わない。ガスを水に溶解させて利用に供する場合も、当該ガスがゆう出口において温泉と認められる限り、温泉の利用と解すべきであり、同様に水蒸気が冷えて液体状になった場合でも温泉の利用と解される。

八 「温泉源」とは、未だ採取されていない温泉であり、従来「泉源」という用語をもって表現されていたものと実体的には同一のものである。しかし、「泉源」という用語は、水と土地とを一体的に観念して使用されているのが通常であるから、厳密に言えば、従来の泉源を純粋に水の面から把握したものが温泉源である。

九 「採取」とは、掘削その他の方法により人力の支配が及ぶことをいう。したがって、自然にゆう出している温泉であっても、導入その他の方法により採取の状態に移す以前のものは温泉源に該当すると解される。

温泉の定義に該当しない旨の分析結果となった場合の対応について(平成19年10月1日付け環自総発第071001001号環境省自然環境局長通知より抜粋)

基本的な考え方

地下水が法第2条第1項の温泉に該当するかどうかは、源泉において一時的又は季節的な変動を除き、常態として法別表に掲げる温度又は成分を有するかどうかで判断する。

したがって、10年以内に実施した温泉成分分析の結果が必要な温度及び成分を有さないものであっても、一時的又は季節的な変動である可能性がある場合には、即座に温泉に該当しないものと判断する必要はない。

そのような場合には、温泉利用事業者には、常態として必要な温度又は成分を有するかどうかの調査を行わせ、その結果に基づいて温泉に該当するかどうかを判断することが適当と考えられる。その調査の結果が、常態として法別表に掲げる温度又は成分を有さず、温泉に該当しない旨の結果であったときは、温泉の利用の許可は失効し、当該地下水は、温泉法の規制対象外となる（注：本通知には記載されていないが、仮に温泉で無くなった場合は現行法第 14 条の 2 に基づく許可も失効する。しかしながら、井戸が存在する以上、可燃性天然ガスによる災害のリスクは存在しており、引き続き適切な対応をとることが望ましい）。

常態として温度又は成分を有するかどうかの調査の方法

調査の適切な方法は個々の温泉により異なると考えられ、一律に定めるべきものではないが、孔内の保守点検・維持管理作業を行わせるなど事業者との調整を図りつつ、例えば、以下のような調査を実施すべきである。

【調査方法の一例】

- ・ 調査期間を 1 年以内の範囲で定める。
- ・ 期間内に行う分析の回数を定める。分析回数は 1 回以上とし、2 回以上の場合は、概ね均等な間隔ごとに行うこととする。
- ・ あらかじめ定められた回数の分析（温泉であるかどうかを判断できる範囲の簡易な分析をしても良い。）を行い、当初の温泉成分分析の結果を含め、必要な温度又は成分を有する旨の結果が半数以上であれば、常態として必要な温度又は成分を有し、温泉に該当するものと判断する。

第二章 温泉の保護等

一 土地の掘削許可

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

【趣旨】

本条は、温泉の掘削に関する許可について規定したものである。

温泉は、地下水の一種であり、したがって、温泉の利用関係は、私法上、土地の利用権の行使として把握することができる。しかし、温泉は、国民の保健休養上、極めて貴重な資源であるので、本条は温泉の掘削を都道府県知事の許可に係らしめ、濫掘による温泉源の損壊を防止しようとしたものである。（第1項、第2項）

我が国では、明治期に各県が定める警察取締令等により温泉の保護等が実施されていたものの、昭和22年に警察取締令が失効し、温泉の濫掘等が生じた。また、同年に制定された日本国憲法第29条では「財産権の内容は公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と規定されたことを踏まえ、土地所有権の制限となる温泉のゆう出目的の土地掘削を制限することは法律によらなければならなかった。これらの経緯を踏まえ、法第1条に規定された目的を達すべく本法が制定された。

【解説】

一 本条の「許可」は、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする」場合のみに適用となり、温泉をゆう出させようとする目的がない掘削（以下「他目的掘削」という。）は、本条の適用を受けない。例えば地下水採取を目的とした掘削、トンネル工事、地熱・地質構造調査のための掘削については本条の適用を受けない。なお、「温泉をゆう出させる目的」とは「温泉を地表に取り出す意図を持つこと」である。

他目的掘削により温泉がゆう出した場合は、必要に応じて法第12条に基づく採取制限命令又は法第14条に基づく措置命令の発出を行うこと。また、地方公共団体の一部では、地下水採取等に対して条例を設けて対応している場合がある。

なお、本条に関しては平成26年4月18日付け環自総発第1404183号「温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）について」（以下「ガイドライン」という。）及び平成26年12月3日付け環自総発第1412032号「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）の一部改正等について（以下「地熱ガイドライン」という。）」を参照すること。両ガイドラインでは同条に関する許可の判断基準を示している。地熱ガイドラインにおいては、これまで都道府県が「温泉のゆう出のおそれがある場合」の掘削など「温泉をゆう出させる目的」以外の掘削について、本条の許可申請を事業者等に行わせるなど、資源保護の観点からは一定の成果はあったものの、過度な運用の面があったことは否定できない、と記載している。

また、他目的掘削により温泉がゆう出した場合は、当然のこととして本条の許可は不要であるが、利用目的の有無及びその内容に関わらず法第14条の2に基づく採取許可もしくは法第14条の5に基づく確認措置が必要となる。加えてこの温泉を公共の用に供するためには、第15条の規定による利用許可が必要である。なお、動力の装置を必要とする場合には法第11条に基づく許可

が必要であることは当然である。

< 温泉法第3条の許可が不要な例 >

地質・地熱構造調査のための掘削、 地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸の掘削、
水位等をモニタリングするための井戸の掘削
地下水採取を目的とした井戸の掘削、 ダム又はトンネル等の掘削、 ビル建設等に関する掘削、
鉱物又は土石類等採取の掘削、 地震観測のための井戸掘削
温泉をゆう出させる目的を有していないことが前提となる。

二 許可は、施行規則第1条の規定により、都道府県知事宛に掘削人の申請を待って行われる。また、掘削工事を終了し、あるいは廃止（中止）したときは、法第8条（工事の完了又は廃止の届出等）の規定により、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

三 本条の許可事務は、法における他の許可行為と同様に都道府県の自治事務である。

都道府県知事の機関委任事務としていた温泉の掘削の許可等温泉の保護等に関する事務は、機関委任事務の廃止により、平成12年4月1日より自治事務となった。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第89号）が平成11年7月16日に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う環境庁関係政令の整備に関する政令（平成11年政令第387号）が平成11年12月3日に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う環境庁関係総理府令の整備等に関する総理府令（平成12年総理府令第7号）が平成12年2月8日にそれぞれ公布され、その中で、温泉法、温泉法施行令及び温泉法施行規則についても、それぞれ改正が行われ、平成12年4月1日に施行された。

なお、平成12年4月1日以前の温泉法関係の通知については、平成12年4月1日以降、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的な助言及び勧告並びに資料提供の要求として取り扱うこととされた（平成12年3月23日付け環自施第105号自然保護局長通知「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う温泉法の一部改正等について」）。

四 許可申請の手続は、施行規則第1条に次のとおり定められている。

（土地の掘削の許可の申請）

第一条 温泉法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 掘削に係る温泉の利用の目的

三 掘削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況

四 ゆう出路の口径、深さその他掘削の工事の施行方法

五 主要な設備の構造及び能力

六 工事の着手及び完了の予定日

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図
 - 二 設備の配置図及び主要な設備の構造図
 - 三 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が次条各号に掲げる基準に適合することを証する書面
 - 四 次条第十号に規定する掘削時災害防止規程
 - 五 前各号に掲げるもののほか、申請が法第四条第一項第一号 から第三号 までに該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
 - 六 申請者が法第三条第二項 に規定する権利を有することを証する書類
 - 七 申請者が法第四条第一項第四号 から第六号 までに該当しない者であることを誓約する書面

これについては、許可内容との関係上、次の事項に留意することが必要である。

1 規則第1条第1項第1号及び第2項第6号について

ア 法第3条第1項の許可は、同条第2項の土地を使用する権利のあることを要件として与えられるものであるから、許可の相手方が工事完了前に当該権利を失ったときは、当初の許可は権利消失以降、効力を失うこととなる。

なお、掘削の許可内容は、掘削という1回限りの行為に関するものであって、掘削工事完了後における継続的な温泉の採取行為を内容とするものではないから、工事完了後における当該権利の得喪は、当初の許可になんらの影響も与えない。

イ 工事完了前、許可を受けた者の住所、事務所の所在地等が変更したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出ることが適当である。しかし、この届出については、施行規則に格別の規定がないので、必要に応じて、都道府県知事が当該規定を個別の条例等で設ける必要がある。

ウ 申請書には、「申請者が法第3条第2項に規定する権利を有することの証する書類を添付することを要する（規則第2項第6号）。登記簿、土地所有者との間に交換された契約書等の写しがあれば当該権利があるものと認めて差し支えない。ただし、この場合においても、「解説」の11で述べる慣習の有無には、十分留意しなければならない。

エ 所有権、地上権、貸借権、その他法第3条第2項の権利を有する土地について、第三者の鉱区が存在している場合、当該土地の権利者は温泉の掘削について鉱業権者の承諾を必要とするか否かについて、温泉は鉱物ではなく、かつ鉱業権は「鉱区において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存在する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利」をいうものであるから、第2項の権利はなんら、鉱業権者の承諾を要するものではない。ただし、温泉付随ガス中の可燃性天然ガスについては鉱業法上の鉱物に該当することには、留意しておく必要がある。また、鉱業権者が鉱業権を有するというだけで、第2項の権利を有することにならないのは当然である。

オ 本許可について土地を使用する権利を有することを求めている理由は紛争の未然防止のためである。

2 規則第1条第1項第2号及び第6号

ア 第2号の「温泉利用の目的」は、原則として法第3条による許可の判断の対象とせず、また許可の内容にも関しない。すなわち、掘削によって採取した温泉をどのような目的に供するかは、掘削人の自由に属する事項であり、これを許可申請書の必要記載事項としたのは、許可の判断の参考に資するためにすぎない。したがって工事完了前において当該目的を変更しても当初の許可の同一性には影響を及ぼさないから、単に、その旨を届け出れば足りると解される。

温泉を公共の浴用又は飲用以外の目的に利用している例としては、「自家用、特定住宅供給用、暖房、ロードヒーティング、融雪、消雪、温室栽培、園芸、魚類養殖、畜産産業、工業用、地熱発電、地熱調査、研究用、雑用水、生活用水など」がある。

イ 第6号の「工事の着手及び完了の予定日」も許可の内容には関しないから、前記アの前段に準じて処理すればよいと考える。着手及び完了の期日の変更が許可内容の実現を著しく遅延せしめる場合も第4条の規定に照らして許可の判断には影響を及ぼさないものというべきであろう。なお、許可の有効期限は、許可を受けた日から起算して2年となっており、法第5条（許可の有効期限等）の規定によって措置されている。

掘削の有効期限の条文規定は、平成14年4月以降に適用されたものであり、それ以前に許可された掘削事案については、許可期限が設定されておらず、未掘削のまま放置されているケースがあり、その進捗状況を把握することが望ましい。

3 施行規則第1条第1項第3号について

ア 本号に規定する「掘削しようとする土地の所在」は、掘削の地点の意味であって、許可の重要な内容に関する。ところで、掘削許可の単位は、一つの地点における掘削工事と考えられるから、同一地目又は同一番地内であっても二つ以上の地点を掘削するときは、当該掘削地点の数をもって処分件数とすべきである。もっとも、これら数件の掘削について一通の申請書又は処分書により申請又は処分を行うことは差し支えない。

なお、地点を図面に明示することとした理由は同一地番内では自由に掘削地点を変更できると誤解されるおそれがあったためである。

「掘削等をしようとする地点を明示した図面」については、各都道府県において審査をするための必要に応じ、単に地図上で地点が図示されているだけでなく、緯度経度等が正確に記述されることを要すると解しても差し支えない。

「地目」とは、田、畑、住宅、鉱泉地、山林等地形の形状、性質又は使用の目的を表すために付された名称であり、一方「地番」とは、市町村、大字、字又はこれに準ずる地域をもって地番区域とし、その区域毎に起番して定められる土地の特定性を示す記号である。

イ 掘削地点は、申請書添付の地点を示した図面及び見取図において、正確に表示されるべきであり、許可も当該特定地点の掘削について行われるべきである。したがって、許可された特定地点における掘削が不成功に終わったため、同一地目又は同一地番内の他の地点を更に掘削しようとするときは、当然に新たな掘削許可を要する。

ウ 見取図には、申請に係る掘削によってなんらかの影響が予想されるすべての既存源泉を明示することが適当である。現在では、都道府県において、既存源泉の位置については、GPS等を活

用し、位置を把握しており、申請の掘削地点の緯度経度から周辺の既存源泉の位置が分かる仕組みとしているところもある。

エ 坑道内で温泉を掘削する場合、地番が不明であるときは、坑口の地番を掘削地の地番として取り扱ってよいかという問題について、温泉の掘削は原則として、土地所有権に基づくものであり、かつ、土地所有権は土地の上下に及ぶものであるから、坑口の土地所有権によっては、坑道内で温泉を掘削できない場合もあると考えられる。したがって、坑道内での掘削については、掘削地点から地表に向かって引いた垂線が地表と交わる点をもって「掘削地」とすべきである。

なお、地熱発電等のいわゆる「傾斜掘削」についても同様である。

4 施行規則第1条第1項第4号について

ア 本号に規定する事項も前号と同様、許可の重要な内容に関する。したがって、掘削工事完了前にこれを変更しようとするときは、当然、新たに第3条に基づく掘削許可を受けなければならない。なお、掘削のための施設の位置等に関しては、変更を行う場合に法第7条の2に基づき施設の変更について許可を要する。また、本号については、詳細な工事設計書を添付することが望ましい。

なお、注意を要するのは、一定の深度以上の掘削でなければ、地表に近い温泉源へ影響を与える場合である。このような場合、不許可処分となるか、状況によっては法4条第3項に基づき、一定の深度以上の掘削を許可することとなる。具体的には、一般に掘削許可は、掘削深度（申請内容をそのまま許可するときは、申請書に記載された掘削深度）の範囲内であれば、どの掘削深度でも工事を中止して温泉を採取できるのであるが、事情の存する場合においては、許可条件として掘削深度の最大限とともにその最小限が示されるのである。例えば、30m以上40m未満の深度で掘削を許可する場合のごときがこれに相当する。そして、この場合、掘削者が30m未満の点で温泉がゆう出して所期の目的を達し、工事を中止することは法第4条第3項違反となる。

イ 許可された深度の範囲内で掘削の目的を達した場合は、法第8条の規定に基づき、工事の完了届を提出することとなる。なお、一旦、工事を中止した者が相当の期間を経過した後、ゆう出量の減少その他の事情の変更に対処するため、又はより以上のゆう出量を採取するため、当初、工事を中止した残部の工事を再開することは許されないと解すべきだろう。なお、ゆう出量を増加させるような場合には法第11条に基づく増掘の申請を行う必要がある。この増掘の申請が必要な場合には、いわゆるパーフォーレーション工事（圧搾成型した成型爆薬のジェット効果や特殊工具でせん孔し温泉を採取できるようにする工事）も含まれる。

ウ 自己の所有地から他人の土地の地下に存する温泉源を斜掘することについて、民法（明治29年法律第89号）第207条は「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」と規定しているから、地下の深部にある温泉源についてもその利用が可能な限り、当該温泉源の利用権は土地の所有者に属すると解する。したがって、自己の土地から掘削する場合においても他人の土地に向かって斜掘することは許されないといわなければならない。

ただし、斜掘先の土地（土地の掘削を行う全ての土地）についても、掘削する権利を有する場合には、その限りではない。

5 施行規則第1条第1項第5号（掘削）及び第6条第1項第6号（増掘）における、「主要な設備」とは、巻揚機（ドローワークス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置が該当す

る。なお、噴出防止装置は、一般的な掘削装置における主要設備には該当しないが、本則の目的は、可燃性天然ガスによる災害防止対策であるため、主要設備として取り扱うこととしたものである。

また、「設備」と「施設」については、設備とは温泉井戸を掘削するために必要な、附帯設備等を含めた個々の機械器具類等を指し、施設とはその集合体を指す。

6 施行規則第1条第2項第2号について

配置図に記載させる「設備」には、敷地境界と掘削口の位置関係を示すとともに、掘削工事現場全体を上部から見た設備の配置（工事事務所や倉庫などの附帯設備を含む。）、火気使用制限範囲、関係者以外立入制限範囲、消火器及びガス検知器の位置を明示する。

7 規則第1条第2項第3号（掘削）及び第6条第2項第3号（増掘）の技術基準に適合するかを審査するための書類として、例えば、掘削場所周辺の民家や公共物件（学校や病院等）の状況図、敷地内に設置する電気機器の防爆、非防爆の状況、掘削工程表やケーシングプログラム等が考えられる。

8 土地掘削の申請を行うに当たって、施行規則第1条第2項第6号の権利を有することの証明については、掘削地点が河川区域である場合には、河川法第24条（土地占用の許可）、第26条（工作物の新築等の許可）及び第27条（土地の掘削等の許可）、農地である場合には、農地法第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）、第4条（農地転用の制限）及び第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）、国有林野である場合には、国有林野の管理経営に関する法第7条（国有林野の貸付、売払等）、自然公園内である場合には、自然公園法、保安林である場合には、森林法第34条（保安林における制限）に係るそれぞれ正規の占用許可書（写）あるいは使用許可書（写）等が掘削申請書に原則として添付されるべきである。ただし、これらが添付されていない場合であっても、当該申請書は受理することができるものと考えられる。

これは、申請時に権利を有していない者であっても、許可のときにおいて、当該権利を取得していれば、許可は有効に与えうるという理由によるものである。

9 土地掘削の申請をした者が、許可あるいは不許可の行政処分の決定を受ける前に急死した場合、掘削の申請は申請者に何らの権利をも設定するものではないことから、申請者の相続人が当該許可申請書を継承することにはならない。したがって、相続人が掘削をしようとする場合は新たに相続人名義の許可申請書の提出が必要である。

ただし、法第7条の規定に基づき、許可を受けた者が死亡した場合においては、相続人が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときがある。このようなケースについては法第7条を参照すること。

10 温泉源を発見した者は、当該温泉源への権利を有するかについて、本法のみならず民法その他の私法においても、単に温泉源を発見したことを理由として発見者に対し、特別の権利又は利益を与える旨の規定は存在しない。したがって、自然にゆう出するものであると、地下の温泉源であると

を問わず、発見された温泉源の利用その他の権利は、一般原則に従うものであり、多くの場合該当温泉源所在地の土地の所有者に帰属することになるものと考えられる。

- 11 温泉組合の規約等で一定地域内における温泉の掘削を制限している例があるが、このような規約と法第3条第2項の規定の関係としては、以下のとおりと考えられる。

法第3条第2項に規定する権利は、万人に対抗し得るものでなければならぬと考えられるから、たとえ、特定人に対する民事上の債務であろうと、温泉の掘削につき不作為義務を負っている者は法第3条に係る許可申請をすることができないというべきである。したがって、当該規約が有効なものである限り、当該規約の当事者たる組合員は、第1項の許可の相手方たり得ないと解する。

つまり、当該掘削に必要な土地を掘削するために使用する権利を有しない限り、第3条に基づく掘削許可申請をすることができず、さらに、許可を受けようとする者は、許可対象にもなり得ないと解するものである。

なお、当該規約は、民事上の契約に過ぎないから、当事者以外の者に対しては、何らの拘束力も有しないが、この種の規約の中には、特定の温泉地における慣習として永年にわたって、社会的規範力を有しすべての者を拘束してきたものが存在する。このようなものについては、一般的な法的効力を認めるべきとの考え方もある。

- 12 都道府県知事が行う温泉掘削許可には、法第4条第3項の規定に基づき、公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。その条件の例としては、掘削に伴いゆう出する有毒ガスに対する安全対策の実施を求める条件、掘削工事により発生する騒音・振動への対策の実施を求める条件、掘削深度の下限（浅い方の限界）を定める条件（なお、ゆう出路の口径や深度の上限は、許可申請内容そのものである。）、有害物質や塩分の濃度が高い温泉のゆう出が見込まれる場合等における掘削に当たり、地下水、湧水及び公共水域の水質・水量への悪影響を防止するために必要な施工方法や排水処理の実施を求める条件が想定される。

さらに、法第9条の規定に基づき、掘削等の許可を受けた者が、条件を違反したときには、許可の取消し及び温泉の保護その他公益上必要な措置の命令をすることができる。ただし、掘削等の完了後は、取消し処分及び措置命令はできないことから、掘削等の完了後に条件違反があっても、強制力を伴う措置を執ることはできない。

- 13 規則第1条第2項第5号及び第6条第2項第5号の「添付書類」について、温泉のゆう出量等への影響やその他の公益侵害のおそれの程度を判断するため、審査のために都道府県知事が必要と認める書類を添付書類として提出しなければならない。その具体的な内容は各都道府県において判断することとなるが、例えば、騒音・振動対策、掘削汚泥の処理方法、適正揚湯量等の情報が必要な場合があると考えられる。なお、審査に必要な範囲を超えることはできない点に留意する必要がある。また、何も添付させないことを否定するものではない。

申請に対する許否の判断は、都道府県知事が行うものであり、どのような根拠を基に判断するかについては、都道府県知事の裁量に委ねられている。都道府県知事の判断に当たり、「申請が許可基準に該当するかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類」として、申請者等に過度の負担とならない範囲で、周辺源泉への影響調査書などの提供を求めることを可能としたものである。

ただし、提出を求めることができるのは、法第4条第1項第1号又は第3号に該当するかどうかを審査するために必要と認められるものに限られるため、周辺源泉所有者等の同意書の類いについては含まれない。なお、添付しなければならない必要な情報を、あらかじめ定めておき、公開しておくべきである。

- 14 規則第1条第2項第6号の「申請者が法第三条第二項に規定する権利を有することを証する書類」には、土地所有権、地上権、地役権等の物権のほか、借地権の如き債権も含まれる。しかし、これらの権利を取得した者であっても特別の慣習等によって、当該土地につき温泉の独占的専用権を有する者があるときは、当該権利は温泉利用権を欠くものとして、当該権利には該当しないと解すべきである。要するに、本号は、温泉の利用が本来、土地所有者に基づくものであることを前提にした上、上記のような権利を有する者をもって許可の相手方たるべきことを規定したのである。

なお、法が温泉の掘削を都道府県知事の許可に係らしめたのは、ひとつに温泉源を保護しようとする趣旨に出たものであるから、許可に際して私法上の権利関係を問題にしなければならない必然的な理由はない。しかし、従来、温泉取締規則に基づく許可がその相手方と近隣の温泉利用権者との間に紛争を惹起した例が少なくなかったことに鑑み、本条は、この種の紛争を未然に防止することによって、許可処分の内容の円滑な実現を確保することとしたのである。

- 15 土地賃貸借契約に基づく賃借人が、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有するか否かは、専ら賃貸借契約の内容によることである。すなわち、契約事項に物権の原状を変更するに当たっては、賃貸人の承認を得る旨規定されている場合において、賃借人が本項の許可申請人としての要件を備えるためには、賃貸人の承認が必要である。

(参考)

本条及び次ページ以降に記載する法第4条に関する裁判例は複数あるが、その一部と概要を記載する。

温泉地名	判決年月日・判例集	事例の概要
福岡県・二日市温泉	昭和33年7月1日最高裁判決	温泉法第4条許可基準について、既存の温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼす限り掘削を絶対に許可してはならないという趣旨ではないと判断した事例
岐阜県武儀郡洞戸村	平成14年10月31日岐阜地方裁判所判決	温泉掘削の不許可の理由を既存温泉に与える影響とは無関係の事情に求めることは違法として不許可処分を取消した事例
群馬県利根郡みなかみ町	平成18年8月31日東京高等裁判所判決 参考として、19ページ参照	・温泉掘削の不許可には科学的な根拠が必要。 ・周辺の既存事業者の同意書が無いことを不許可理由とすることは出来ない。
石川県・山代温泉	平成21年8月19日名古屋高等裁判所金沢	・温泉掘削不許可処分は、温泉源に対して影響を及ぼすだけでは理由としては不十分で

	支部判決	あり、又、許可をすることで掘削申請件数が増加し温泉の枯渇の可能性があるとしても、それは不許可理由とはならない。 ・ 枯渇現象については事後的に対応すべき
大阪府	平成 25 年 3 月 13 日大阪地方裁判所判決	・ 科学的根拠を踏まえた距離規制については温泉法の不許可処分理由として適法である。

温泉法 - 地下水法特論（2013 年、小澤英明著、白揚社）より引用・加筆）

二 許可、不許可の基準

- 第四条** 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。
- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
 - 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
 - 五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
 - 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。
- 3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

【趣旨】

本条は、前条第1項の規定による掘削の許否に関する基準を規定したものである。すなわち、前条において温泉の掘削を都道府県知事の許可に係らしめたのは、温泉源の保護、その他公益を地域の実情に沿って保護しようとする趣旨によるものであるから、その許否の判断もまた、当該掘削が温泉源に支障を及ぼすか否か及び公益性の観点から行うべきことを規定したものである。

平成19年改正により、掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準（温泉法施行規則第1条の2）に適合しないものは、認めないとする基準が規定された。

【解説】

- 一 都道府県知事は、「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」、「掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの」、「公益を害するおそれがあると認められるとき」のほかは、前条第1項の許可を与えなければならない（4号～6号に示す欠格要件に該当する場合を除く）。この場合、ゆう出量の減少、温度の低下及び成分の変化の影響についての程度の基準はなく、許容される影響の範囲であれば、不許可処分にはできないと考える。

「行政訴訟事件裁判例」東京高裁：昭和53年12月19日判決（温泉掘さく不許可処分取消請求訴訟事件）参照。

したがって、一例をあげれば、従前摂氏80度の高温な温泉が摂氏70度に低下する場合、あるいは、特定の温泉利用施設の規模、利用状況に照らし、従前、需要量を凌駕するゆう出量をみていたものが、当該需要量をなお充足する範囲内において若干減少する場合、いずれも本条の不許可事由に該当しないと解されてきた。ただし、地熱発電等（いわゆるバイナリー発電等を含）を行う場合には、温度差エネルギーを活用するため多少の温度の低下が影響する場合やゆう出量の

減少が発電量に大きく影響する場合は想定されるため、影響の程度について留意が必要となると考える。

また、既存の温泉に対して相当の影響を及ぼす掘削であっても、当該既存の温泉が過去久しく利用されておらず、かつ将来においてもこれを利用しようとする意図が採取権者に認められない場合においては、温泉への公益上の影響は与えないものとして、許可すべきである。しかし、他方、浴用に供している摂氏 50 度の温泉が新たな掘削によって摂氏 30 度位に低下する場合等においては、既存の温泉の価値はこれによって著しく減少するから、当該掘削は不許可処分に当たる可能性がある。

掘削の許否は、新たな温泉の掘削が、温泉に対し公益侵害に値する影響をもたらすか否かを基準とするものであり、当該掘削が、既存の温泉利用権者の私益を侵害するものであるか否かとは関係がない。したがって、新たな掘削による既存温泉への影響につき、侵害者と被侵害者との間に私法上、協議が整っている場合においても、当該掘削が公益を侵害すると判断される以上は、これを不許可にすることができる。

なお、不許可事由とされる影響は、必ずしも既存の温泉に対するものであることを要しない。本条の「温泉」は、温泉源をも含んだ広義の温泉を意味するものと解する。したがって、既存温泉の存しない未開発の地方において隣接した地点に新しく数件の掘削が同時に申請された場合、これらのすべてを許可すれば相互の温泉に相当の影響を及ぼすことが想定される場合は、温泉源の保護に必要な範囲で当該申請の一部を不許可にし、又は申請内容を限定して許可することが妥当である。

二 不許可事由たる公益を害するもの中には、温泉源に対する影響以外に、掘削工事の実施に起因する崖崩れ、溢水、地盤沈下、近隣の井戸の枯渇等が挙げられる。また、間接的な事柄であっても、当該掘削工事と密接不可分の関係にあるもの、例えば、掘削工事中等にゆう出した温泉の放流に伴う公共用水域の水質等への影響があげられる。

さらに、当該掘削工事の行為に伴う、湧水・河川の保全、ホテルの保全等隣接する川に生息する生物の保全や自然環境の保全に対する影響についても、上記の解釈と同様に考えることは可能と考える。しかし、掘削工事終了後の環境への影響に対しては、許可条件も強制力を伴わないため、事後の管理を目的とするためには、事業者との間で協定を締結するなどの手法（例えば、温泉排水処理方法を取り決めた公害防止協定等）も考えられる。

既存源泉の所有者等の同意書を得る方式の取り扱い（ガイドラインより抜粋）

温泉の掘削等の許可の申請に際し、周辺の既存源泉の所有者からの同意書を得るよう指導している都道府県が見受けられる。これには様々な歴史的背景があると考えられるが、判例（平成 18 年 8 月 31 日東京高等裁判所）では、申請者が周辺の既存源泉の所有者との同意書の取り交わしに応じなかったとしても、このことが不許可事由に該当すると解することはできないとされた事例がある。

一方、同意書を得る行為は申請者が温泉資源の保護の必要性を認識する上で重要な契機となり、その結果として、同意書を求める方式が温泉資源の枯渇化現象を招くような過剰な開発の防止に一定の役割を果たしてきたことも否定できない。

したがって、申請時に同意書を得ることを求める場合には、都道府県担当者はあくまで当該行為が行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものか否かを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守することが求められる

(参考) 前橋地方裁判所判決《不許可処分の取消》(平成18年2月8日)

「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める」場合に当たるというためには、客観的ないし科学的な根拠に基づいて、当該申請に係る掘削がこのような影響を及ぼすと認められることを要し、そのような事情が認められない場合に、既存の温泉所有者の同意書等の添付の要請が満たされないことを理由として不許可とすることは、温泉法の趣旨に反する。

三 掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準は、施行規則第1条の2に次のとおり定められている。

(掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準)

第1条の2 法第4条第1項第2号の環境省令で定める技術上の基準(法第11条第2項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上(地質構造、周辺のガスの発生状況等からみて、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合には、8メートル以上)であること。
- 二 掘削口から水平距離3メートル(前号に規定する場合には8メートル)の範囲内において、次に掲げる措置を講じていること。
 - イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
 - ロ 火気を使用する作業(当該範囲内において行うことがやむを得ない溶接又は溶断の作業を除く。以下同じ。)を実施しないこと。
- ハ 掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- 三 掘削口から水平距離3メートル(第一号に規定する場合には8メートル)の範囲内においては、さくを設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。
- 四 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えていること。
- 五 第1号に規定する場合には、噴出防止装置が設置されていること。
- 六 第1号に規定する場合には、次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。
 - イ 可燃性ガスの検知器は、掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。次号において「掘削口等」という。)の直上に設置されていること。
 - ロ 警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となつた場合に警報を発すること。
- 七 毎日(掘削の工事を行わない日を除く。)1回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。

- イ 掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。
- ロ 第1号に規定する場合には、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。
- 八 第1号に規定する場合には、ゆう出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。
- 九 次に掲げる事項を記録し、その記録を掘削の工事の完了又は廃止までの間、保存すること。
 - イ 第6号に規定する警報設備による警報の作動の状況
 - ロ 前2号に規定する点検の作業の結果
- 十 次に掲げる事項を定めた掘削に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（以下「掘削時災害防止規程」という。）を作成し、これを掘削の工事の場所に備えていること。
 - イ 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項
 - ロ 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
 - ハ 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項
 - ニ その他災害の防止に関し必要な事項
- 十一 災害その他の非常の場合には、掘削時災害防止規程に従つて必要な措置を行うこと。

これについては、技術上の基準であり、次の事項に留意することが必要である。

1 規則第1条の2第1号について

ア 敷地境界とは、申請人が所有する他番地との境界も含まれる否かについて、本号に規定する距離の範囲内は法第3条第2項の「土地を掘削するために使用する権利」を有する必要がある旨を規定したものであるため、申請人が所有する他番地との境界は含まれない。

イ 増掘する場合にも、掘削位置と敷地境界線の距離規制があるが、既存源泉が敷地境界線から水平距離3m以内にある場合、2点間に迂回水平距離が3m以上になるよう可燃性天然ガスを遮断する壁を設置することにより、基準に適合させることが可能である。

また、法第3条第2項の「土地を掘削するために使用する権利」を有する必要がある旨を規定したものであり、その権利は借地等によるものでも構わない。したがって、申請者は規定する距離の範囲内の「土地を掘削するために使用する権利」を確保して、基準に適合させることもできる。

なお、既に温泉井戸が存在する施設と同一の敷地内で、いわゆるゆう出量の減少等の代替のために土地を掘削する場合には迂回水平距離の考えが適用される。詳細は附則第2条参照。なお、「迂回水平距離」とは、2点間に遮断壁がある場合に、遮断壁の外側を通過して達する最も短い水平距離をいう。

ウ 掘削口からの水平距離である八メートル又は三メートルの根拠については消防法等の他法令又は各指針等を踏まえ、安全性を考慮した数値となっている。

2 規則第1条の2第2号について

ア 「火気を使用する設備」とは、ボイラー、石油ストーブ、焼却炉等の火が発生するものが該当する。「外面が著しく高温となる設備」とは、電気ストーブ、電気ハンダゴテ等が該当し、これらの機器は能力によって表面温度が異なるので、設置する際は留意が必要である。また、自動車（エンジン）については、一般には火気設備に該当しないが、マフラーから火花が出るものもあるので注意が必要である。（参考：「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2006）」によると、メタンガスに対する電気機器の許容温度は 360 度とされている。）

イ 「やむを得ない溶接・溶断の作業」とは、ケーシングパイプの溶接・溶断やこれにフランジ等を溶接する作業が当たる。作業に際しては、安全に関する担当者の指揮、立ち会いの下での作業の実施、掘削口周辺への送風による空気の拡散等災害防止上必要な代替措置の実施を許可条件として付与することも必要に応じて検討すべきである。

なお、本号については、地上における火気の使用に限定しているものであるから、増掘にあたるジェットパーフォレーション（第 3 条解説に示す「パーフォーレーション工事」と同義）等の孔内における火気使用については、水中での使用といった酸素が存在しない場合には、その使用が可能である。

3 規則第 1 条の 2 第 3 号について

法の目的が可燃性天然ガスによる災害を防止することを踏まえ、掘削工事中は常に掘削口から 3 メートル（可燃性天然ガスが発生するおそれがある場合は 8 メートル）の範囲内の立入りを制限することが必要である。具体的には、本制限は掘削工事中に限るものあるから、法第 8 条に規定される工事完了届が提出されるまでの期間が対象となる。

4 規則第 1 条の 2 第 4 号について

ア 携帯型の可燃性ガス測定器は、JIS M7653 に規定される吸引式検知器であって、接触燃焼式可燃性ガスセンサを原理とする可燃性天然ガス検知器若しくはそれと同等のもの又は非分散型赤外線センサ（ND-IR）を搭載しているものを使用すること。

イ 消火器は、普通火災、油火災、電気火災用として粉末（ABC）タイプの物を設置するのが一般的であり、能力、数量については、掘削作業場の規模に応じて設置することになる。

5 規則第 1 条の 2 第 5 号について

噴出防止装置とは、ガスの噴出時に坑井を密閉し、噴出防止作業を行うために掘削口の上に取り付ける装置をいう。井戸の掘削は、目的層までの地層構造に応じケーシングプログラムを作成して掘削を行う。そしてプログラムの予定深度に達する度に揚管してケーシングパイプを挿入する。最初の一段目は口径の広いコンダクターパイプを設置し、二段目からはケーシングパイプを挿入していくのが一般的とされている。この場合、噴出防止装置は、コンダクターパイプに取り付けることも可能であるが、一般的には二段目以降のケーシングパイプに設置するため、噴出防止装置の設置については、ガスの噴出はその兆候が現れてから短時間に起きる場合があるため、噴出防止装置がガス層に達する以前に取り付ける必要がある。

6 施行規則第 1 条の 2 第 6 号について

ア 「掘削口等の直上」とは、掘削口にはドリルストリングスが挿入されており、検知器は取り付けにくいと考えられるが、作業フロアの下梁等を利用して針金等で止めるなど工夫するべきと考える。

イ 警報設備の警報装置は、音により警報を発せられるものが必要であるが、関係者が認知できる状態に至り、常時ガスが検知される状況下では、表示灯等により発せられるものでも差し支えないと考える。

7 施行規則第1条の2第7号について

ア 「掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度」の周辺とは、孔内から泥水に含まれて上がってきたガスが最初に放散される場所は、掘削口、掘削口周りの泥留め、配管で導かれた泥水ピットの複数箇所が想定され、また、風向きによっては、思わぬところに滞留することがあるため、掘削口等の周辺のメタン濃度を測定することとしたものである。

イ ガスの噴出は、地層圧（ガス層の圧力）が泥水の静水圧より大きくなった結果起こるため、循環泥水にガスが混入するとその分だけ泥水量が増加し、またガスを含んだ泥水比重は軽くなりポンプの圧力は下がる。これらの状況の有無を目視により点検することによりガスの噴出の兆候を予知することが可能である。

8 施行規則第1条の2第8号について

可燃性天然ガスの噴出又はその兆候とは、地層圧（ガス層の圧力）が泥水の静水圧より大きくなった結果起こるため、循環泥水にガスが混入するとその分だけ泥水量が増加し、またガスを含んだ泥水比重は軽くなりポンプの圧力は下がる。これらの状況の有無を目視により点検することによりガスの噴出の兆候を予知することが可能である。

五 「地質構造、周辺のガスの発生状況等からみて、可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合」については、地質構造を示す資料、周辺のガスの発生状況（発生量の情報、噴出事例等）その他の情報（調査研究資料、「日本油田・ガス田分布図」（地質調査所（現・国立研究開発法人産業技術総合研究所）1976年、独立行政法人（現・国立研究開発法人）産業技術総合研究所地質調査総合センター「燃料資源図 関東地方」2015年）等）から都道府県知事が判断することになる。

六 ガスの噴出は、掘削中、孔内の洗浄中、揚湯試験中に地層圧（ガス層の圧力）が泥水等の静水圧より大きくなった結果、起こる現象である。この現象の発生を掘削前に予知することは非常に困難であるが、近隣地域でガスの噴出した経緯がある場合は噴出のおそれがあるとして取り扱うものとする。また、近隣地域で揚湯している温泉水からガスが検知されている場合には、当該地域の地質構造等から噴出のおそれがあるか否かを都道府県知事が総合的に判断することになる。

七 規則第1条の2第1号に規定する「可燃性天然ガスの噴出のおそれ」がないとの判断の下に掘削の許可を行った後、掘削の工事の実施中に、可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を把握した場合には、直ちに法第9条第2項の規定に基づく措置命令を行うことになる。したがって、可燃性天然ガスの噴出のおそれがないとの判断の下に掘削許可を行う場合には、可燃性天然ガスの噴出又

はその兆候を確認した場合には直ちに報告することを必要に応じ許可条件として付することを検討すべきである。なお、法第9条第2項における掘削又は増掘における可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に関する措置命令において、法第32条による審議会等の意見聴取の対象とはならない。

八 近接した地点に相前後して2つ以上の申請が提出された場合、温泉源の保護上、これらの一部のみを許可しようとするとき、先願者を優先させるべきか否かについて、法は先願者優先の制度を設けていないから、申請の時期の先後には関係なく、当該掘削が温泉源の保護及び公益に支障を及ぼすものであるか否かの観点から許否を決すべきである。また、両者の申請内容を温泉源に支障を及ぼさない程度にまで制限しても申請目的を達成できるときは、両者に対して同時に許可を与えるべきであろう。

九 本条の運用については、従来から許否の具体的な基準の設定に対する要望が極めて強い。しかしながら、温泉の掘削は、当該掘削地点の地質の構造、泉脈の状態、温泉の開発状況、当該掘削工事の方法等により、それぞれ事情を異にしているため、すべての事例に適用し得る基準の設定は困難である。法が許否の判断について、法第32条の審議会その他の合議制の機関への諮問を経るべきこととしているのも、このような理由によるものであって、掘削の許否は、本来、事例毎に特有の諸事情を検討し個別的に決定されるべきである。なお、同審議会に対して必要に応じて専門家からのヒアリング等を実施し弾力的な運用を行うことが望まれる。

平成19年2月、環境省の諮問に基づき温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について検討を行っていた「中央環境審議会（自然環境部会温泉小委員会）」から、環境省に対し「都道府県が温泉資源保護のための条例・要綱等を定めるに当たっての参考となり、対策を円滑に進めることができるよう、新規事業者による掘削や動力装置の許可等の基準の内容や都道府県における温泉資源保護のための望ましい仕組みについて、国は温泉は国民共有の資源であるという観点に立って、できるだけ具体的・科学的なガイドラインを作成すべきである」との答申が出されこれを踏まえ、平成21年3月31日に「温泉資源の保護に関するガイドライン」を策定・通知した（平成26年に改訂版を策定・通知）。

十 許否の処分の適正を期するためには、申請に係る掘削について、それが及ぼす影響を事前に、精密に調査することが必要である。もっとも、当該調査、特に地質学的調査を申請の都度、精密に実施することは、技術的及び財政的にみて困難な場合が少なくないであろう。しかし、開発された温泉地においては、法第34条（報告徴収）、法第35条（立入検査）等の規定に基づき、源泉毎のゆう出量、温度、成分、掘削深度、口径、動力装置等の実態及びこれらの諸事項との関連における各源泉間の相互関係について正確な資料を整備しておけば、新たな掘削が及ぼす影響についても相当程度、厳密な判断を行うことができると考える。

ガイドラインにおいて、井戸の水位、揚湯量及び温度等の定期的なモニタリングを行うことが、地域の温泉資源の状況を確認し、その保護を図る上で極めて重要となり、新規掘削に対する科学的な対抗要件ともなることからモニタリングの重要性を記載している。また、都道府県はモニタリン

グの結果を積み重ねることにより、掘削等の許否の判断、掘削等の原則禁止区域の範囲や規制距離の設定の見直しに活用すべきとしている。

十一 本条の不許可の処分理由として、県内に温泉保護区域を設け、その区域内の新規の温泉掘削を一律に禁止することを内容とする県条例を制定することは、本法に抵触する可能性もある。しかしながら、その温泉保護区域内の温泉掘削を許可すれば、不許可事由が発生することが科学的根拠等により客観的に明らかな地域である場合は、その温泉地域について、あらかじめ審議会等の意見を聴き、温泉資源保護区として設定し、掘削許可の申請があったとき、知事が、許否を決す際の基準としておくことは、差し支えないとしている。なお、当該区域については適宜見直しを行うものとし、公表されていることが望ましい。

掘削等の原則禁止区域の設定（平成 26 年 4 月、環境省、温泉資源保護に関するガイドライン（改訂）より抜粋）

「温泉保護のため掘削等を制限する特別な区域」として都道府県が定めているものには、様々な種類のものがある。以下では、その中で最も強い制限である掘削を原則として禁止する区域について、どのような場合にどういった制限が許容されるかの考え方を示すこととする。

（１）考え方

法では、「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」に、掘削等を不許可とすることを認めている。したがって、ある区域において掘削等を原則として禁止するためには、原則として当該区域内で行われる掘削等の行為により、区域内の既存源泉の温泉のゆう出量等に影響を及ぼすことが認められる必要がある。

なお、判例では「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」とは「少しでも既存の温泉井に影響を及ぼす限り、絶対に掘さくを許可してはならない、との趣旨を定めたものと解すべきではない（昭和 33 年 7 月 1 日最高裁判所判決）」とされていることに留意する必要がある。

また、過去の温泉資源の枯渇化現象の発生には、例えば一定の区域内での採取可能な限界量を超える温泉の採取が原因となったものがあることに鑑みれば、「一定の区域内で既に採取可能な限界量の温泉を採取している場合には、その区域内での追加的な温泉の採取量の増加を伴う掘削等は原則として禁止する」という手法は、法においても、否定されるものではない。（それ以外の手法による原則禁止区域の設定についても否定するものではない。）ただし、こうした区域の設定は、あくまでも法第 4 条に示す不許可事由について、あらかじめ原則を示しているだけに過ぎない。実際の新規の掘削等の判断に際しては、掘削の深度、地質の構造又は泉脈の状態等を踏まえ、温泉のゆう出量等に影響を及ぼすか否かについて、個別の掘削等毎に検討を行う余地はありとされる。

十二 法第 9 条による「許可の取消し」又は「公益上必要な措置」の下命は、掘削工事完了後は、いずれもできないこととされているが、不許可の事由が生じた場合に、掘削の許可を与えた都道府県知事には国家賠償法による損害賠償の責任を負う必要があるか否かについて、法第 32 条により、都道府県知事は、掘削等の許可処分を行うに際しては、審議会等から意見聴取し、かつ、必要な調査を実施する等十分な注意をはらって適法な処分を行った以上、結果的にみて、たとえ損害を生ずる事

態が起こっても、これをもって直ちに故意又は過失のある違法な行政処分ということとはできない。また、国家賠償法（昭和22年法律第125号）は、当該違法行為と損害の発生との間に、相当因果関係の存在することを要するものとされている。したがって、干ばつ等の予見し難い事態により損害が生ずる場合は、当該因果関係を認められず、都道府県に損害賠償の責任はないものと解される。

十三 法第4条第3項の規定に基づく、許可への条件付加について

温泉の掘削の許可（法第3条第1項）及び増掘又は動力の装置の許可（法第11条第1項）については、温泉の保護その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる（法第4条第3項（第11条第2項において準用する場合を含む。））。

1 掘削及び増掘又は動力装置の許可

ア 条件の内容

考え方

掘削、増掘及び動力装置（以下「掘削等」という。）の許可に付することができる条件は、「温泉の保護その他公益上必要な」ものである。具体的には、法第4条第1項第1号又は第2号に該当することとなるおそれがある場合に遵守すべき条件、法第4条第1項第1号又は第2号に該当しないことを確認するための調査等の実施を求める条件等が該当する。

条件の内容には、掘削等に直接起因する影響を防止するためのものにとどまらず、間接的な事柄であっても掘削等と密接不可分の関係にある影響を防止するためのものも含まれる。

なお、掘削等の完了後に実施されるべき条件を付することもできる。しかし、掘削等の完了後は法第9条第1項の許可の取消し及び同条第2項の措置命令はできないことから、掘削等の完了後に条件違反があっても、強制力を伴う措置をとることはできない（ウを参照）。

想定される条件の例

付される条件の例としては、以下のような条件が想定される。

- ・ 掘削に伴いゆう出する可燃性天然ガスや有毒ガスに対する安全対策の実施を求める条件
- ・ 掘削工事により発生する騒音・振動への対策の実施を求める条件
- ・ 掘削深度の下限（浅い方の限界）を定める条件（なお、ゆう出路の口径や深度の上限は、条件を付すまでもなく許可内容そのものである。）
- ・ 有害物質や塩分の濃度が高い温泉のゆう出が見込まれる場合等における掘削、増掘及び動力装置に当たり、地下水、湧水及び公共用水域への悪影響を防止するために必要な施工方法や排水処理の実施を求める条件

イ 条件を付す際の手続

条件を付すに当たっては、法では審議会等の意見の聴取は必要とされていないが、許可について意見を聴取する機会に、条件の内容についても、併せて意見を聴取することが望ましい。

許可の後、掘削等の完了前においては、条件を変更することができる。条件の変更は、許可後に発生した外部状況の変化や、新たに判明した公益上の問題に対応するために行うものであるが、「温泉の保護その他公益上必要な」ものであれば、追加的な対策の実施を求める条件を付すことも可能である。

また、追加的な対応があらかじめ想定される場合には、条件が追加付与される旨を示しておくことが必要である。

なお、条件の変更は、状況の変化に応じて随時行うものであるため、審議会等の意見の聴取は行わないこともありうる。

ウ 条件違反への対応

掘削等の許可を受けた者が、条件に違反した場合には、許可の取消し及び温泉の保護その他公益上必要な措置の命令をすることができる（法第9条第1項第4号及び第2項（第11条第2項において準用する場合を含む。））。

なお、ア に記載したとおり、掘削等の完了後は、許可の取消し及び措置命令はできない。したがって、掘削等の完了後における事後の管理をするためには、事業者との間で協定を締結するなどの手法（例えば、温泉排水処理方法を取り決めた公害防止協定など）も考えられる。

三 許可の有効期間等

第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

【趣旨】

第3条第1項の許可を受けた者が、許可内容が実現されない（経済的理由等により掘削に着手せず、又は掘削用の機材を現場に放置する。）といった問題事例がある。これにより周辺の環境に損害をもたらすおそれがあり、結果として温泉の有効利用の機会が失われる場合もある。このようなことは、許可制度の適正化や工事の安全面からも問題であるため、許可の有効期限を設けたものである。本条の趣旨に鑑み、許可処分後は速やかに工事を実施して温泉をゆう出させ、それぞれ許可申請の目的にしたがってその利用を具体化することが望ましい。

【解説】

一 従前、許可を受けた者が1年以上掘削に着手しない場合において、都道府県知事は聴聞を行った上でなければ許可を取り消すことができないこととなっていたが、平成13年の法改正により、温泉の掘削等の許可の有効期間を2年間とし、原則期限が到来すれば、手続によらず許可が失効することになった。なお、許可申請時や許可書交付時に説明を行うこと、又は許可書に有効期限や期間を記載、通知等を行うことは本内容を知らしめるためにも適切な対応であると言える。また、許可の失効について何らかの通知等を行うことは温泉行政を円滑に進める観点から望ましい措置である。なお、やむを得ない理由で期間内に完了しない場合には1回に限り2年以内の延長が認められている。

本条で掘削許可の有効期間を2年間とした理由は、通常、掘削工事は着手後3ヶ月から半年程度で終了し、掘削途中で岩盤に当たった場合など特別に時間を要する場合であっても1年程度で完了するという実態に鑑みたものである。

旧法（平成14年3月31日以前）により、掘削許可処分がなされたものの、掘削行為に未着手の案件の整理は、本法の趣旨に鑑み重要な事項である。なお、許可の取消しに当たっては旧法の手続に則って取消処分をすることとなる。

二 また、期間を更新する場合における「やむを得ない理由」とは、地震・台風・豪雪等の自然災害や各種行政計画による工事による遅延その他本人の責に帰することのできない事由に限定されると解する。資金難による工事の未着手又は中止のごとく、本人の責に帰すべきものは、当該事由には該当しない。

例えば、掘削地点が、凍結して掘削工事が開始できない場合は、やむを得ない理由に該当するか否かについて、これには延長されるまでの2年間の経過状況を把握・確認することが重要であり、また、当該地域の地盤が長期間凍結され、工事ができないことが想定される気象条件の地域であれば、当初の計画が不備であり、やむを得ない場合には該当しないと考えられるためである。

三 二に記載したやむを得ない理由に該当しない場合において、工事実施中に有効期間を超過した場合には、本条の趣旨から考慮して工事を中止し、新たに手続を行うことが妥当だと考えられる。なお、新たな申請が見込まれない場合は、都道府県は法第 10 条に基づく原状回復命令等を発出することも可能である。

四 また、掘削工事を一時中止し、その後会社更生法の適用を受けて当該工事を管財人が再開する場合であっても、管財人は、会社を更生させるため会社の機関に代わってその業務を執行するものであるから、掘削人が変更したということには当たらないと解される。

この場合、掘削工事を一時中止している地域に、新たに掘削の許可申請があった場合においても、許可の取消しのない限り、当初の許可はなお有効に存続している。新たに隣接した地点の掘削を許可すれば、結局二地点において掘削が行われることとなる。したがって、例えば新規の掘削地点が、一時中止されている既存源泉の近くに存し、温泉源の保護に支障を生ずるおそれが多分に推知される場合においては、新たな申請に対して許可を与えることはできない。

四 土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割

第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、それまで許可を受けて掘削等を行っていた者と、合併又は分割の後に掘削等を行う者とが違ふ者となり、許可を受けた者の地位が承継される場合にはすべて、都道府県知事の承認を必要とするものである。

法人の合併・分割は自由な意思によって行われるため、その発生時期は予見可能であること、承継後の法人が法第4条第1項第4号から第6号までの欠格要件に該当しないことを都道府県知事が確認する必要があることから、合併又は分割の直後から土地の掘削を引き続き行えるよう、当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削に必要な土地を掘削するために使用する権利を承継した法人は、法第3条第1項の許可を受けた者の地位を承継することについて規定したものである。

【解説】

既に別の温泉掘削について許可を受けている法人に対して承継される場合についても、承認が必要となる。これは、当初の許可の時点では欠格要件に該当しない旨が確認されていても、時を経て欠格要件に該当するようになったことを都道府県が覚知できない可能性があるためである。そのため、原則として、新たに許可を受けた者となる時点を捉えて、再度欠格要件への該当の有無を確認することにより、欠格要件に該当する者が許可を受けている状態になることをできるだけ避けようとするものである。これにより事業をいとま無く行うことが可能となる。

この都道府県知事の「承認」は、許可処分の場合と比較して、承認要件が許可を承継する者の欠格要件に限られ事業内容の審査を行わない、審議会等の意見の聴取が不要という2点が異なるものである。

一 法人の合併・分割

1 地位の承継の対象となる場合

ア 考え方

都道府県知事の承認を受けて地位が承継されるのは、掘削等の事業が、合併・分割により他法人に承継される場合である。

したがって、掘削等の事業を行っている法人が、他法人に吸収合併される場合は承認を受けて地位を承継する必要があるが、他法人を吸収合併する場合は事業が他法人に承継されないため地位の承継は不要である。

イ 具体的な事例

許可を受けている \square 甲 \square 法人と許可を受けていない \square 乙 \square 法人

a . 甲法人と乙法人が合併し、甲法人が存続する場合

特段の手続は不要である。

b . 甲法人と乙法人が合併し、乙法人が存続する場合

許可を受けている甲法人（合併により消滅する法人）が、合併契約書における乙法人（合併後存続する法人）の役員等が欠格要件に該当しない者である旨の誓約書を添付して承継承認申請を行い、都道府県知事が甲法人に対して承認を行うこととなるが、許可を受けている甲法人が消滅する時点で、地位が乙法人に承継される。

c . 甲法人と乙法人が合併し、丙法人が設立される場合

許可を受けている甲法人（合併により消滅する法人）が、合併契約書等における丙法人（合併による設立される法人）の役員等が欠格要件に該当しない者である旨の誓約書を添付して承継承認申請を行い、都道府県知事が甲法人に対して承認を行うこととなるが、許可を受けている甲法人が消滅し、丙法人の登記がなされた時点で、地位が丙法人に承継される。

許可を受けている \square 甲 \square 法人と許可を受けている \square 乙 \square 法人

a . 甲法人と乙法人が合併し、甲法人が存続する場合

甲法人（合併後存続する法人）が受けている許可については、特段の手続は不要である。他方、乙法人（合併により消滅する法人）が受けている許可については、乙法人が、合併契約書等における甲法人（合併後存続する法人）の役員等が欠格要件に該当しない者である旨の誓約書を添付して承継承認申請を行い、都道府県知事が、乙法人に対して承認を行うこととなるが、許可を受けている乙法人が消滅した時点で、地位が甲法人に承継される。

b . 甲法人と乙法人が合併し、丙法人が設立される場合

許可を受けているそれぞれの甲法人及び乙法人が承継承認申請を行うこととなる。承継承認申請を行うにあたり添付する丙法人（合併により設立される法人）の役員等が欠格要件に該当しない者である旨の誓約書は、甲法人及び乙法人がそれぞれ提出すること。なお、都道府県知事が、申請者（甲法人及び乙法人）に対して承認を行うこととなるが、甲法人及び乙法人が消滅し、丙法人の登記がなされた時点で、甲法人及び乙法人の受けていた許可の地位が丙法人に承継される。

二 承認の要件及び効果

承認の要件は、許可の要件のうち許可を承継する者の欠格要件に関する部分である。具体的には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員（合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書に

掲げられている役員)が、掘削等の許可にあっては法第4条第1項第4号から第6号までに、該当しないことである。

承認の効果は、承認の後に合併・分割が行われた時点において、許可を受けた者の地位がすべて承継されることである。許可を受けていることのほか、許可の有効期間、許可に付された条件等もすべて承継される。

この承認は、合併等そのものを対象とするものではなく、合併後存続する法人又は合併により設立される法人等が許可を受けている事業を承継することを対象としてなされるものである。

合併又は分割の予定日とは、登記される予定の日を指すこととする。これは、承認が実質的な意味での当事者の合併等に着眼しているのではなく、形式的な意味での法人格に着目しているためである。

なお、法人合併の場合の承継承認は、合併の登記がなされるまでは、その承継の効力は生じない。

三 承認の手続

承認の手続は、原則として、合併・分割の前に、許可を受けている法人(合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人)が申請を行って承認を受けることとなる。したがって、申請者が、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員(合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書に掲げられている役員)が、法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約することとなる。

承認に際しては、必要に応じ標準処理期間を定め、合併・分割の予定日から当該標準処理期間を遡る日までに申請を行うべき旨を定めておくことが望ましい。

ただし、承認申請の時期は、合併当事者の合併の意思と合併の内容が確定した後でなければならないことはいうまでもない。

申請書の記載事項及び添付書類は、規則第3条のとおりである。

承認を与えない場合には、法第4条第2項(法第6条第2項において準用する場合)に基づき、理由を通知しなければならない。

なお、土地を掘削するために使用する権利を有することを証明する書類を承継申請に伴う添付書類としていない理由は、合併・分割に伴い土地を掘削するために使用する権利も含め、新法人に承継されていると考えられるためである。

掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請に係る手続については、法施行規則第3条に定めている。

第三条 法第六条第一項(法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置（以下「掘削等」という。）の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
 - 二 掘削許可等の別
 - 三 掘削許可等を受けた日
 - 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
 - 五 合併又は分割の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - 二 申請者が法第四条第一項第四号 から第六号 までに該当しない者であることを誓約する書面

五 土地の掘削の許可を受けた者の相続

第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

【趣旨】

本条は、相続に関する規定である。

相続については、死亡を原因とするため、法人の合併・分割とは異なり、その発生時期は予見不可能であること、相続人が欠格要件に該当しないことを都道府県知事が確認する必要があることから、土地の掘削について許可を受けていた者の死亡後、相続人が、被相続人が行っていた掘削を引き続き行おうとするときは、60日以内に都道府県知事に申請をし、その承認を受けたときは、第3条第1項の許可を受けた者の地位を承継することについて規定したものである。

【解説】

一 個人の死亡による相続について

1 地位の承継の対象となる場合

都道府県知事の承認を受けて地位が承継されるのは、掘削等の事業が、相続により相続人に承継される場合である。

相続によらず、遺贈等により事業が相続人以外の者に移行する場合は、地位の承継の対象とならず、新たに許可を受けることが必要となる。

2 承認の要件及び効果

承認の要件は、許可の要件のうち、許可を承継する者の欠格要件に関する部分である。

承認の効果は、承認の時点において、許可を受けた者の地位がすべて承継されることである（法第7条第4項）。

3 承認の手続

承認の手続は、許可を受けている者の死後60日以内に相続人が申請を行い、都道府県知事が承認を行うこととなる。死亡の日から承認の可否の判断がされる日までの間は、許可は申請を行った相続人に対してしたものとみなされ（法第7条第2項）、相続人は掘削・利用等の事業を実施できることとなる。

なお、相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削・増掘（法第11条第3項での読み替え）の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その相続人のみが承

認申請を行い、地位の承継を受けることとなる。

その際、他の相続人全員の同意書の添付を求めているが（規則第4条第2項第2号）、これは、事業を承継しない相続人に地位を承継させることを避けるため、また他の相続人全員に当該事業を承継しない旨の意思表示をさせるための規定である。したがって、他の相続人の行方が分からず同意を求めることができない場合などの事情により全員の同意書を得ることが困難で、かつ、引き続き事業を行おうとする者が客観的に明らかである場合には、民法第30条に基づく失踪宣告等を行ったうえで地位の承継申請を行うことが妥当である。

- 二 また、相続人が複数いる場合には、特定の者が許可の地位を承継すべき相続人として選定されない限り、全員が許可の地位を承継しうることとなるが、選定がされず被相続人の死亡から60日以内に申請がなされない場合には、当該規定は適用されない。
- 三 掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請書の記載事項及び添付書類は、温泉法施行規則第4条に定めたとおりである。

第四条 法第七条第一項（法第十一条第二項 又は第三項 において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
 - 二 被相続人の氏名及び住所
 - 三 掘削許可等の別
 - 四 掘削許可等を受けた日
 - 五 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
 - 六 相続開始の日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 戸籍謄本
 - 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - 三 申請者が法第四条第一項第四号 又は第五号 に該当しない者であることを誓約する書面

六 掘削のための施設等の変更

第七条の二 第三条第一項の許可を受けた者は、掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

【趣旨】

掘削の開始後、施設等を変更する場合には、可燃性天然ガスによる災害防止のために施行規則第1条の2で求められる基準に適合することが担保されることが必要である。そのため、施設若しくは設備又は方法の変更をしようとするときは許可を必要とする。

【解説】

規則第4条の2の規定により、可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更とは、「掘削の工事の施行方法の変更であって主要な方式の変更に係るもの」と定められている。つまり、掘削の方式（原理）を変更する場合を指しており、具体的には一般的な掘削方式である泥水を循環させるロータリー式から、衝撃式、高圧噴流式又は超音波式等に掘削の方式を変更する場合が該当すると解される。

七 工事の完了又は廃止の届出等

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第三条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る掘削の工事を完了し、若しくは廃止したとき、又は同項の許可を取り消したときは、当該完了し、若しくは廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該完了若しくは廃止又は取消しの日から二年間は、その者が掘削を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は掘削が完了等の場合において、その旨を遅滞なく都道府県知事に届け出ることを定めたものである。これは温泉井戸が掘削されているか否か不明なままにおいては、温泉のゆう出の有無が不明瞭なままであり、温泉資源保護のために不適當であること、また権利関係が不明確になること等を防ぐためである。

【解説】

一 掘削の継続中は、法第9条の規定に基づく許可取消し又は法第9条の2に基づく措置命令等により、災害防止の装置が講じられることとなるが、掘削を行ったことにより、その終了（完了若しくは廃止又は許可の取消し）の後に掘削孔から可燃性天然ガスが噴出する等の災害が発生するおそれがあるため、掘削の終了後も2年間は、掘削を行った者に対し、掘削を行ったことにより生じる災害の防止上必要な措置を命令できることとしている。

二 期間を2年間に限った理由は、もはやその温泉から利益を得ていない者に、いつまでも義務がかかり得るようにすることは、その者の法的安定性の点から問題があること、年月の経過とともに災害の発生と掘削行為との因果関係が不明確になること等のためである。これは採石法（昭和25年法律第291号）といった他法令も参考とされている。

三 工事の完了又は廃止の届出については、施行規則第5条に次のとおり定められている。

第五条 法第八条第一項（法第十一条第二項 又は第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 掘削許可等の別

三 掘削許可等を受けた日

四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目

五 工事の完了又は廃止の日

六 掘削の工事により温泉がゆう出した場合は、その旨

2 前項の届出書には、第一条の二第九号に規定する記録を添付しなければならない。

四 法第 8 条第 1 項の掘削工事の完了の届出について、掘削工事により温泉がゆう出した場合にはその旨を届け出ることとした（規則第 5 条第 1 項第 6 号）。

「温泉がゆう出した旨」については、各都道府県において必要に応じ、単に温泉がゆう出した旨を記載するだけでなく、温泉であることを確認するため、成分等の分析結果を添付することを要すると解しても差し支えない。

五 平成 12 年の法改正以前は本条のような完了の届け出に関する規定が存在しておらず、工事の全工程等を踏まえて完了したか否かの判断を都道府県は行う必要があったが、本条の創設により完了の時点が明確化されることとなった。

六 完了の時点を一義的に決めることは困難である。これは、当該温泉井戸が自噴する場合又は動力揚湯が必要な場合に分けられるためである。なお、施行規則第 5 条第 6 号では当該工事により温泉がゆう出した場合にはその旨を届出書に記載することを求めており、温泉がゆう出したことが確認された時点以降を当該工事の完了と考えることが妥当だろう。ただし、仮に温泉がゆう出しても、泉温が低い等の場合には掘削許可深度以内であれば、引き続き掘削を行うこともありうる。そのため、単に温泉がゆう出したのみならず、当該温泉のゆう出による掘削者の目的が達せられたか否かも勘案することが必要だろう。

七 なお、法第 3 条の許可にあたって、掘削工事に伴い生じる事項への対策等を第 4 条に基づく許可条件として付した場合には、当該許可条件の履行をもって工事の完了として解する。これは許可条件が公益侵害を防止するために附されたものであるためである。

昭和 31 年国発第 700 号各都道府県知事宛厚生省国立公園部長回答

設問において「工事完了」とは、法第 3 条に基く許可内容を実現する掘さく工事が事実上その目的を達した状態をいうものであるから、掘さく工事が許可された口径及び深度に達しないうちに掘さくの目的が達成され、もはや、掘さく人に工事続行の意思が認められなくなったときをもって、工事の完了と解すべきである（ただし、地表に近い泉脈を掘さくすれば、その泉脈を温泉源とする温泉の保護に支障があるため、申請どおり土地の深部に存する未開発の泉源に限って特に掘さくを許可した場合は、許可された深度の範囲内で未開発温泉源に達することなく工事を中止し、これをもって完了とすることは許されない）。

したがって、設問の事例は、いずれも法第 7 条の規定に関連して、工事完了の時点を決する基準としては不適當である。なお、許可の条件として漏湯の阻止工事、既存温泉に対する還流措置工事等の実施を命じた場合には、当該工事の完了時をもって掘さく工事の完了時と解すべきである。

八 許可の取消し等

第九条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第四号又は第六号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第三項（第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、温泉掘削の許可を与えた後、法第4条に規定する不許可事由が生じた場合において、当該許可を取消し、又は公益上必要な措置を命じ得ることについて規定したものである。すなわち、法第3条第1項の許可を与えるにあたっては、都道府県は必要に応じて調査を実施し、審議会等の意見を聴いて、慎重に検討の上、許可を行うこととなる。しかしながら、現在の科学の力では、温泉の掘削が温泉源に対してどのような影響を及ぼすかを事前に精密に判断することは決して容易でない。したがって、温泉源の保護を期するためには、本条のような規定を設け、許可を与えた後の事情の変化に应付することが必要である。

【解説】

一 「法第4条に規定する事由があると認めるとき」とは、「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼす」、「掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないものである」、「掘削が公益を害するおそれがある」、又は「許可を受けた者が、欠格要件に該当するに至つたとき」である。すなわち、当該許可を与えるときにおいては、当該不許可事由が認められなかったにもかかわらず、許可後「工事完了」までの段階において当該事由が発生した場合に、これに対処して本条の規定が適用される。

二 また、許可時に付与された条件に対する違反があつた場合にも、許可の取消しが適用される（法第9条第1項第4号）。

平成19年法改正前の法第7条第1項においては、許可の取消しの要件を列挙していたが、許可に付された条件に違反したことは要件とされておらず、条件違反のみを理由とする許可の取消しはできないこととされていたが、法改正により条件に違反した場合の取消し規定が明記された。

三 一般的に許可処分が与えられたにも係わらず、被許可者が許可内容を実現する意思又は能力を欠いている場合には、許可の本旨は没却されるから、法律に特別の規定がなくとも許可の根拠を

喪ったものとして当然に、これを取消し得ると解される。したがって、本条は、行政庁に対して創設的に取消しの権限を付与したのではなく、当該取消事由の判断について具体的な基準を設定し、取消権の行使が適正に行われることを確保しようとしたものである。

なお、本条の取消しの効果は、取消しに際して、いまだ完了していない部分に係る工事の施行を将来にわたって禁止するとともに、必要に応じて当該取消し以前に施行された工事につき、法第 10 条による原状回復命令を発し得る。

四 掘削の工事の完了時点は法第 8 条の規定による工事完了届けが提出されたときである。しかしながら、許可された掘削行為に関する工事の全行程が事実上終了しても完了の届出がなされない場合も想定される。このような場合には都道府県は法第 34 条に基づく報告徴収又は法第 35 条に基づく立入検査を通じて、工事の状況を把握し、適切な処理がなされるよう促すことも可能である。

五 本条の取消しは、将来に向かってその効力を失わしめる、いわゆる講学上の「撤回」であると解され、その効果の及ぶ行為の範囲は三にあるとおり工事の完了までの段階に限定されるので、土地の掘削又は増掘若しくは動力装置の工事完了後、換言すれば、許可の対象たる行為の完成後においては、本条にいう取消し、すなわち行政処分の撤回を行うことは実益が無いと解する。

六 「公益上必要な措置」は、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止と他の一般公益を擁護するための措置に分かれる。温泉の保護における措置としては、掘削深度又はゆう出口の口径を縮小せしめること等が考えられる。一般公益における措置としては、掘削工事の実施に起因する崖崩れ、土砂崩れ、溢水等に対して危害予防の措置を命ずる場合等が考えられる。

「公益上必要な措置」は、掘削工事完了後においてもこれを命じ得ると解する。これは、本条第 1 項の取消しと異なり、掘削工事完了後においても上述の措置を講ずべき状況が依然継続しているなど、措置を講ずべきことを命ずることに実益がある場合があるためである。

七 本条は、法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定によって、増掘及び動力の装置の工事に準用されている。

八 公益上必要な措置に要する「費用」は、当該措置を必要ならしめたことについて責のある者において負担すべきである。なお、公益上必要な措置命令の不履行については、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条に基づき強制執行が可能である。

九 緊急措置命令等

第九条の二 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該掘削を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は掘削を停止すべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、都道府県知事は、可燃性天然ガスによる災害防止のため緊急の必要があると認めるときは、許可を受け、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、必要な措置又は掘削の停止を命ずることができる旨を規定したものである。

【解説】

掘削の継続中は、あらかじめ定められた施行規則第1条の2に示された技術基準に適合させることにより災害防止上の措置が講じられることとなる。しかしながら、技術基準に適合して掘削を行っていても、地下からの可燃性天然ガスの噴出等が生ずる可能性がある。このため、災害の防止上緊急の必要がある場合には、法第3条に基づく許可処分を受け掘削を行っている者に対しても、必要な措置を命令できることとしている。

十 原状回復命令

第十条 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。

【趣旨】

本条は、掘削工事の原状回復に関する規定である。すなわち、法第3条第1項の許可が取り消されるとき、許可を受けて掘削した場所に温泉がゆう出しないとき、又は同項の許可を受けないで温泉を掘削したときにおいて、これを放置することは温泉源の保護に支障を及ぼす又は掘削等による孔が公益を害するおそれがあるため、これを当該工事開始前の状態に回復させるために設けられた規定である。

なお、法第3条第1項の許可を受けない温泉の掘削は違法な行為であり、これに対しては罰則が設けられている（法第38条第1項第1号）が、これは制裁の観点からのものであり、本条は温泉源の保護等の公益の確保という観点から原状回復について定めた規定である。

【解説】

一 行政処分の取消とは、講学上はその成立に瑕疵があることを理由としてその効力をはじめに遡って失わせることをいい、成立に瑕疵のない行政行為を存続させることが適当でない新たな事情の発生によって、将来に向かって効力を失わせるために行われる講学上のいわゆる「撤回」とは区別されるのである。本条にいう「許可が取り消されるとき」とは、本条の趣旨からみて、その両者を含むものと解される。したがって、法第9条の規定によって、当初の許可が取り消された場合のほか、当初の許可になんらかの瑕疵があった場合も、本条が温泉源の保護等の公益の確保を目的としていることから、本条の適用をうけるものと解される。

二 「温泉がゆう出しないとき」とは、当初の予期に反して、温泉のゆう出をみななかった場合をいう。温泉が全くゆう出しなかった場合のほか、ゆう出量が極めて少量であって、利用価値が認められない場合を含むものと解する。しかし、一旦ゆう出し、何らかの形で利用されていたものが、後に至って停止したときは、これに該当しないから、いわゆる廃孔に対しては原状回復を命ずることはできない。なお、法第14条の2第1項に基づく許可を受けた者が採取の事業を廃止した場合には、当該井戸の埋戻しを行った写真等を届け出に添付することが必要である（施行規則第6条の11第2項）。

三 「原状回復命令」とは、違反行為に対する制裁ではなく、温泉の保護、公益維持の必要から発せられるものである。したがって、当該処分を行うに当たっては、掘削された状態を放置しておくことから生ずる支障の有無を検討して、その可否を決めるべきである。例えば法第3条第1項の許可を得ず温泉を掘削した場合の罰則の適用については、刑事訴訟法上の公訴時効が成立する場合がありますが、この場合においても原状回復命令は公訴時効とは無関係である。

原状回復命令は、代替的行為であるから、その不履行については、行政代執行法による強制執行が可能である（行政代執行法第2条）。この場合における同法同条の「義務者」とは、都道府

県知事から法第3条第1項の温泉の掘削許可を受けた者、又は同項の許可を受けずに土地を掘削した者である。したがって、これらの者が、第三者に土地の所有権等温泉を取得し得る権利を譲渡したような場合には、これらの譲受人に対して原状回復命令を発することはできず、譲渡人に命令を発出する必要がある。

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘の許可を受けた者について、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。この場合において、第四条第一項第一号から第三号まで、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘」と、第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。

3 第四条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、温泉の増掘及び動力装置について規定したものである。すなわち、ゆう出量の減少若しくは需要量の増大に伴ってゆう出量を増加させ、又は自噴力の弱い温泉について必要量を確保しようとするときは、既存のゆう出口を増掘し、又はこれに動力を装置する場合がある。このような増掘又は動力装置は新たな掘削同様、温泉源に支障を及ぼすことは少なくない。この意味から、本条はこれらの行為を都道府県知事の許可に係らしめ、法第3条第1項の規定と並んで、温泉源の保護を図ることとしたものである。

なお、新たな掘削の場合と全く事情が同一となるので、法第4条、法第5条、法第9条及び第10条の規定は増掘の許可について、法第6条から法第8条までの規定は増掘の許可を受けた者について、法第9条の2の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。法第4条（第1項第2号に係る部分を除く。）、法第5条、法第9条及び法第10条の規定は動力の装置の許可について、法第6条、法第7条並びに法第8条第1項及び第2項の規定は動力の装置の許可を受けた者について準用する。

【解説】

一 「増掘」とは、ゆう出路の口径の拡張、深度の増加、その他ゆう出路に変更を加えて、ゆう出量を増加させる行為をいう。したがって、ゆう出口を切下げる行為及び自然ゆう出している温泉について、そのゆう出口を掘削する行為もまた、本条の増掘に該当する。

また、管理者が善良な管理者の注意をもってする井戸等の保全行為は増掘には該当しないと解する。これは、いわゆる「しゅんせつ（浚渫）」についての考え方にも当てはまる。本条の解釈上、しゅんせつについては、許可を要しないものとされているが、これはしゅんせつが現に温泉を採取しているゆう出路について、現状を維持するために行う管理行為に限られると解されるからである。具体的には、ゆう出路に附着している沈殿物（スケール（温泉中に溶け込んでいる成分や岩石の微粒子が温泉から分離され、それが固形物となったもの）等を含む）を除去する行為や挿入鉄管の定期的な交換等は、しゅんせつと同様に解すべきである。加えて、土中に埋没したまま長期間放置されているゆう出路について、それが法第14条の8に基づく廃止届けが提出されておらず、その復活のため同一地点に当該パイプと同一口径及び同一深度のものを打ち込む場合は、管理行為と考えられている。しかし、近接地点を掘削する場合は、たとえそれが、従前と同一口径及び同一深度であっても新規の掘削行為となり法第3条の許可を要する。

掘削の許可を受けた口径又は深度をより小さい口径又は浅い深度のパイプにより一旦工事を完了し、その後必要に応じ口径又は深度を大きくする行為は、たとえ、それが従前許可を受けたときの範囲であっても、改めて増掘の許可を必要とする。これは、法により与えられる許可処分は、許可に係わる行為が完了することによりその効力を失うからである。なお、ここで示す完了とは法第5条に定める有効期間が経過した時、若しくは法第8条に定める完了届けが提出された時を指す。

二 動力装置について

- 1 ここにいう動力は、人力によるものであると、機械力によるものであるとを問わない。電動機の外、手押しポンプ装置、サイフォン式装置等もまた、本条の動力に該当する。
- 2 一度許可を受けて装置された動力を変更しようとするときも、当然に許可を要する。これは温泉資源保護のためである。しかし、同一種の動力や当初の出力数以下の動力に変更し、ゆう出量の増加をきたさない場合は、当初の許可の範囲内の行為であるから許可は要しない。なお、動力が装置されている温泉の増掘が行われた場合は、それに伴って動力にも出力、口径等の変更が加えられることが多いであろうが、動力の種類の変更や出力の増強等がなく、ゆう出量の増加をきたさない場合には、新たな動力装置の許可を併せて受ける必要がない。

ゆう出量の増加をきたす行為については、新たな許可を要するとの取扱いとなる。しかし、定期的なメンテナンスにより汲み上げ管中やストレーナ（吸水口）の目詰まりを起こすスケールが除去されることや、水中ポンプの羽根車の摩耗といった消耗部品の定期的な交換作業によって、低下していた揚湯量が回復する等の若干の変動については、一で記載したとおり、管理行為の範囲に該当する。

しかし、許可処分後、スケール等を原因とせずに、温泉の枯渇化等のためにゆう出量が減少する場合もある。この場合、動力装置設置の際に許可された揚湯量よりも実際のゆう出量が減少していることとなる。このような場合に、本条の許可処分が必要か否かについて、当該判断には、従来からゆう出量の増加をきたしているかどうかで判断することとされている。つまり「温泉のゆう出量を増加させる」とは、当然現時点のゆう出量を増加させることであり、過去の時点の例えば現行の動力装置が許可された時点のゆう出量と対比して増加の有無を見るも

のではない。そこで動力装置の変更にあたっては、変更しようとする時点におけるゆう出量が、当該変更を行うことによって増加し得る場合は、管理行為と認められる場合を除き、新たな許可を要すると解する。

- 3 許可を要する動力の装置は、「温泉のゆう出量を増加させるため」のものに限られる。しかし、動力装置は原則として、ゆう出量の増加を伴うから、温泉のゆう出地の地形、温泉利用施設の位置、温泉利用の方法その他の事情に照らし、動力によらなければ温泉を利用することができず、かつ、ゆう出量の増加を目的とするものでないことが明らかな場合を除いては、本条の許可を要するのが通常である。例えば、ゆう出口に直接貯湯槽を設けた場合は、これを密閉することなく動力を装置して引湯する場合においても、引湯によって貯湯槽内の水位を低下し、結局、ゆう出量を増加させることとなるから、当該動力装置は許可に係らしめるべきである。
- 4 動力の装置者は、通常は、本来温泉を採取する権利を有する者であるが、分湯を受ける契約が行われた場合には、その者が施設者となる場合もあり得る。この場合の許可を受けるべき者は、実際に動力を装置する者であり、本来温泉を採取する権利を有する者とは限らない。
- 5 動力の装置については、その実施段階で試験的な動力の稼働による調査が可能であり、また、動力の能力や温泉の揚湯量の制限という手法により影響の軽減が可能である。
- 6 動力の装置に当たっての温泉資源への影響の調査の手法は、試験的に動力を稼働して温泉を汲み上げ、その影響を把握することが一般的である。把握すべき影響の内容により、周辺の既存源泉への影響を把握する「影響調査」と、その源泉自体の集湯能力の限界を把握する「揚湯試験（集湯能力調査）」がある。
 - ア 揚湯試験の結果から、適正揚湯量を算出し、当該適正揚湯量の範囲内での揚湯を条件に動力装置の許可を行っている場合が見受けられる。
 - イ 動力の装置に当たっての温泉資源への影響の調査は、温泉資源への短期的な影響のみを把握できるものであり、温泉の採取開始後においては、井戸の水位や揚湯量等について定期的なモニタリングを行い、地域の温泉資源の状況を確認することが、その保護を図る上で極めて重要である。なお、都道府県は法第 34 条に基づく報告徴収又は法第 35 条に基づく立入調査を用いる等により、当該温泉の状況を把握することが可能である。
- 7 動力装置の種類、出力等は許可申請事項そのものであるため、その条件は許可手続により完結する。一方、都道府県知事が揚湯量制限の設定を法に基づく許可条件に付するということは、許可対象である動力の装置完了後の行為を制限するものである。当該許可行為完了後においては、その許可条件違反に対しての許可の取消しが行えるものではないが、条件とした揚湯量制限を超えた採取を行うことは、法第 12 条で規定する温泉の採取の制限に関する命令のひとつの目安ともなることを採取者にあらかじめ知らせる契機ともなる。これらを通じて、源泉所有者等に対して温泉資源の動向に応じた調整及び管理を自主的に行うことの重要性を認識させるとともに、過度な採取を行わないように促すことができると考えられる。

揚湯量の制限については、毎分の揚湯量に上限を設定する場合(瞬間揚湯量制限)もあれば、一日の揚湯量の上限を設定する場合(総量制限)もある。

なお、揚湯量の制限は、都道府県等が条例で定める場合もある。これは地盤沈下対策等を目的としており、法に基づく温泉にも適用されている。

三 法第4条第3項の準用により、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付与及び変更することができる。

条件を付すに当たっては、法では審議会等の意見の聴取は必要とされていないが、許可について意見を聴取する機会に合わせて、条件の内容についても、併せて意見を聴取することが望ましい。

許可処分後、増掘等の完了前においては、条件を変更することができる。条件の変更は、許可処分後に発生した外部状況の変化や、新たに判明した公益上の問題に対応するために行うものであるが、「温泉の保護その他公益上必要な」ものであれば、追加的な対策の実施を求める条件を付すことも可能である。

また、追加的な対応があらかじめ想定される場合には、条件が追加付与される旨を示しておくこともありうる。

四 許可申請の手続について

1 許可は、増掘又は動力装置をしようとする者の申請を待って行われる。許可申請の手続きは、施行規則第6条に次のように定められている。

(増掘又は動力の装置の許可の申請)

第六条 法第十一条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 増掘又は動力の装置の目的
- 三 増掘又は動力の装置をしようとする場所及びその付近の状況
- 四 温泉のゆう出量、温度及び成分並びにゆう出路の口径及び深さ
- 五 増掘後のゆう出路の口径、深さその他増掘の工事の施行方法又は動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細
- 六 増掘にあつては、主要な設備の構造及び能力
- 七 工事の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 増掘又は動力の装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図
- 二 増掘にあつては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 三 増掘にあつては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 四 第一条の二第十号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程

- 五 前各号に掲げるもののほか、申請が法第十一条第二項 において準用する法第四条第一項第一号 から第三号 まで又は法第十一条第三項 において準用する法第四条第一項第一号 若しくは第三号 に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
- 六 申請者が法第十一条第二項 又は第三項 において準用する法第四条第一項第四号 から第六号 までに該当しない者であることを誓約する書面

施行規則第 6 条について特に注意すべき点は次のとおりである。

- ア 施行規則第 6 条第 1 号及び第 3 号に規定する事項については、施行規則第 1 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に関連して記載したところに準じて処理すべきである。
- イ 施行規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定する「温泉のゆう出量、温度及び成分並びにゆう出路の口径及び深さ」については、増掘又は動力装置後の状態ではなく、許可申請時の状態に基づいて記載することを要する。
- ウ 工事が終了したとき又は中止したときは、法第 11 条第 2 項及び第 3 項の読み替え規定に基づき、法第 8 条の規定によりその旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- エ 施行規則第 6 条第 1 項第 5 号に規定する事項は、許可の内容に直接関連するものであるから、工事完了前当初の許可の範囲を超えるような工事に変更しようとするときは、新たな許可を受けなければならない。また、動力の種類、出力を変更しない場合であっても、動力の位置の切下げはゆう出量の増加をきたすから、その変更は当然に許可を要する。
- 2 動力装置は、極めて短期間に工事を完了することができるから、許可後、当該工事の完了前に法第 4 条に規定する不許可事由の有無を判断し、法第 9 条の規定を適用することは困難な場合が少なくない。したがって、本条の運用にあたっては、必要に応じ、試験的に動力を装置せしめ、不許可事由の有無を判断し、しかる後、許可を判断することが妥当であると考えられる。動力の装置については、その実施段階で試験的な動力の稼働による調査が可能であり、また、動力の能力や温泉の揚湯量の制限という手法により影響の軽減が可能であることから、許可手続への反映が考えられる。

影響調査等の実施対象及び実施方法（温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）平成 26 年 4 月より抜粋）

（ 1 ）影響調査等の実施対象

動力の装置に当たっての温泉資源への影響の調査の手法は、掘削工事中等において、試験的に動力を稼働して温泉を揚湯し、その影響を把握することが一般的である。把握すべき影響の内容により、周辺の既存源泉への影響を把握する「影響調査」と、その源泉自体の集湯能力の限界を把握する「揚湯試験(集湯能力調査)」の二種類に区分される。

このうち「影響調査」については、当然、周辺に既存源泉がある場合に限って行うものである。この「周辺」をどの程度の距離とするかについては、様々な考え方があり得る。具体的な判断においては地域の特性（例えば地質の構造や泉脈の状態）及び地域における温泉の賦存量等を考慮すべきである。

一方、「揚湯試験（集湯能力調査）」については、あらゆる動力揚湯泉に集湯能力の限界があり得ることから、周辺源泉の有無に拘わらず、動力の装置の際にはすべて実施されることが望ましい。

（２）影響調査等の実施手法

影響調査及び揚湯試験（集湯能力調査）の具体的な方法としては、「動力装置の際の影響調査実施手法及び揚湯試験実施手法」（別紙５省略）に示す手法が考えられる。その結果を、動力装置許可申請書（例として法施行規則第６条第２項第５号に基づき都道府県知事が審査するために必要と認める書類として）へ添付させるか否かは個々の事情に応じて判断することが必要である。

なお、周辺源泉への影響調査を実施するに当たっては、既存源泉の所有者等の協力が不可欠であり、どのように協力を得るかが問題となる場合がある。既存源泉所有者は、こういった影響調査を通じて、源泉の状態把握や異常の有無等により、自己が所有する源泉の健全性の確認や井戸の適切な維持・管理が可能となる。また併せて、将来、近傍で新たな温泉掘削等が行われる場合において、当該温泉掘削等により所有源泉に影響が生じた際の科学的根拠となる貴重なデータともなる。なお、既存源泉所有者が調査に協力しない場合に、所有源泉に何らかの影響が生じたことを主張する際、源泉所有者自らが影響関係を科学的に証明しなければならないこともある。

また、影響調査に関する趣旨の説明は、事前に周知するほか、都道府県が既存源泉所有者に協力を依頼する際に個々に説明を実施する方法も考えられ、それらに併せて、説明の経緯や調査への協力の有無を記録しておくこともあり得る。どうしても協力が得られない場合は、例えば揚湯試験結果から単一井による推定を実施したり、他源泉への影響量から推定を実施する等、他の方法により検討を行うことも可能であると考えられる。なお、既存源泉所有者は可能な限り協力することが重要であり、所有源泉をはじめとする地域の温泉資源保護のためにもこうした協力は源泉所有者に求められることである。

（３）影響調査における注意点

透水性が低い場合、既存源泉との採取層が異なる場合及び井戸の位置関係等によっては、影響調査の結果を得るまでの時間差が大きいこともある。この場合、揚湯試験日数や影響調査日数が通常の源泉と比較して、長期間を必要とする場合があるため、動力装置許可申請者及び影響調査実施者等は対象地域の透水性や採取層を考慮して、影響調査計画を策定する必要がある。

また、調査後の留意点として、調査期間中に影響が現れない場合でも、調査終了後、徐々に影響が出現する場合もあるので、源泉所有者は定期的に温泉ゆう出等状況をモニタリングし記録することが必要である。温泉資源動向に合わせ影響を拡大させないよう、採取量を自主的に調整・管理することが望まれる。

２．調査結果の反映

前述の影響調査等の結果、動力装置による温泉の採取が温泉のゆう出量等に影響を及ぼすと認めるときに、これを不許可とすることはもとより適法である。また、揚湯試験（集湯能力調査）の結果から適正揚湯量というものを算出し、当該適正揚湯量の範囲内とする動力の能力や温泉の揚湯量の制限を条件に動力装置の許可処分を行っている事例が見受けられる。

このうち、動力装置の種類、出力等は許可申請事項そのものであるため、その条件は許可手続により完結する。一方、都道府県知事が揚湯量制限の設定を法に基づく許可条件に付するということは、許可

対象である動力の装置完了後の行為を制限するものである。当該許可行為完了後においては、その許可条件違反に対しての許可の取消しが行えるものではないが、条件とした揚湯量制限を超えた採取を行うことは、法第 12 条で規定する温泉の採取の制限に関する命令のひとつの目安ともなることを採取する者にあらかじめ知らせる契機ともなる。

これらを通じて、この結果として、源泉所有者に対して温泉資源の動向に応じた調整及び管理を自主的に行うことの重要性を認識させるとともに、過度な採取を行わないように促すことができると考えられる。

五 「許可」について

- 1 ここで言う許可とは、行政上、法令によって、ある行為が一般的に禁止されているときに、特定の場合にこれを解除することを意味し、法第 3 条、法第 4 条の「許可」と同じ解釈である。
- 2 増掘又は動力装置の工事を完了、又は廃止したときは、法第 11 条の準用により法第 8 条が適用されるため、都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 法第 11 条第 1 項に違反した行為に対しては、法第 38 条第 1 項第 3 号の規定で罰則が設けられている。

十二 温泉の採取の制限に関する命令

第十二条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

【趣旨】

本条は、温泉の採取制限命令に関する規定である。すなわち、温泉源は無尽蔵なものではないから、これを過度に採取すればゆう出量が減少し、枯渇を招来する。法は、第3条及び第11条によって、温泉の掘削、ゆう出路の増掘及び動力の装置を許可に係らしめ、温泉源に影響を及ぼす行為を規制することとしたが、これらの規制はいずれも一回限りの工事に関するものであるので、当該工事の完了後における継続的な採取行為をも規制するために、特に本条が設けられたものである。

【解説】

一 「温泉源を保護するため必要がある」とは、現に温泉を採取している状態を放置すると、ゆう出量の著しい減少、泉温の著しい低下若しくは成分の顕著な変化を招来する等により温泉源に重大な影響があると認められる場合のことである。

二 本条の命令は、直接、「温泉源から温泉を採取する者」に対して行われる。したがって、温泉を採取した者から更に配湯を受けてこれを利用する者については、本条の規定は適用されない。なお、本条は、温泉を採取する者全員に対して適用できる。よって、他目的掘削を行った場合に、意図せずに温泉がゆう出した際にも適用できるので必要があると認められるときは本条を適用すべきである。

三 「温泉の採取の制限」について

- 1 本条の命令は、「採取の制限」である。したがって、採取行為の全てを禁止する、又は利用ができないような必要以上の制限を命ずることは困難であると解する。
- 2 温泉採取制限命令は、温泉源保護上必要な限度において、かつ、公平原則に照らして相当と認められる範囲内において行うべきものであるから、既存温泉の影響が新たな掘削工事に起因することが経験則等からみて推知される場合、又は他の温泉に比較し、需要量を上回る採取を行っていることが、認められる場合等において、当該特定人のみを制限に服せしめることもありうる。また、温泉採取制限命令は、温泉の採取量を規制するにとどまり、実施方法は採取者の自由な措置に委ねることを原則とするが、温泉地又は各温泉の特質からみて実施方法を指定するのではなければ、温泉源の保護が図れないという状況においては、実情に応じ実施方法を指定することも考えられる。また、この場合においては、実施方法が本命令の内容をなすものであるから、当然この違反者には罰則の適用がある。なお、この場合において、制限を実施すべき特定人又は実施方法を定めるに際しては、不利益処分となるため法第32条に定める審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

十三 環境大臣への協議等

第十三条 都道府県知事は、第三条第一項又は第十一条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、隣接都府県の温泉に影響を及ぼすおそれがある温泉の掘削、増掘又は動力装置を許可しようとするときは、環境大臣へ協議をしなければならないことを規定している。その影響が一都府県内に限られる場合は、当該都府県の知事のみ判断で十分であるが、それが、二都府県以上にわたる場合はその調整が困難となるので、環境大臣が利害関係者の意見を聴き、公平な立場でその是非の回答をする。

【解説】

一 「法第3条第1項又は法第11条第1項の規定による処分」について

- 1 本条は、隣接都府県に影響を及ぼすおそれのある行為を許可しようとする場合についてのみ適用がある。これを不許可処分に附する場合にあっては、調整の問題は生じないから、本条を適用する必要のないことは当然である。
- 2 本条は、法第4条第1項第1号における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときが協議対象であり、法第4条第1項第3号における公益を害するおそれがあるときは対象となっていないことに留意すること。

二 「環境大臣に協議」について

本条の協議は、地方分権に伴い「承認」から「協議」へと改正されたものであり、承認と協議の違いは、「承認」は同意が前提とするのに対し、この条でいう協議は一般に同意を必要としない「協議」（同意を必要とする協議については、法令にその旨が明記される。）と解され、協議を行った事実があれば、環境大臣の同意がない場合であっても、関係都府県において処理することが可能である。

三 「関係都府県の利害関係者」とは、当該処分の相手方及び掘削によって影響を被るおそれのある隣接都府県の温泉採取者等に限られる。行為地の都府県に居住する者の利害については、当該都府県知事において本来、独自に判断すべき事項であるから、処分の相手方以外の者は本条の利害関係者には含まれないものと解する。

四 「地熱発電開発」における掘削等の影響は、通常の温泉掘削よりも広範囲に及ぶことが想定される。これは発電に使用する蒸気又は熱水量の観点からである。なお、地熱発電の候補地の多くは火山地域に位置しており、火山地域は都府県の境に存在する場合もあり、留意が必要である。

十四 他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令

第十四条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。

【趣旨】

本条は、温泉をゆう出させる目的外の目的で土地を掘削した場合における措置命令について規定したものである。すなわち、温泉の掘削は、温泉源になんらかの支障を及ぼすおそれが一般的に考えられるので、温泉をゆう出させる目的の掘削については法第3条第1項の許可を受けるべきこととされたのであるが、それ以外の目的による土地の掘削であっても温泉源に支障を及ぼす場合もあるので、本条は、このような支障を阻止するために必要な措置を命ずることができることとしたものである。

なお、法第14条第2項は、他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して措置を命じようとするときは、あらかじめ、当該行政庁と協議しなければならない旨を規定している。すなわち、これらの行為は、それぞれ関係法令の規定に基づき、権利を設定され、ないしは義務を解除されたものであるので、たとえ、その行為が温泉源に影響を及ぼす場合であっても、本法によって知事が一方的な措置を命ずることは適当でないという趣旨に基づくものである。

【解説】

一 「温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘削」するとは、環自総発第1412032号環境省自然環境局長通知「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改正）」に示されるものに代表される。なお、詳細は法第3条の解説を参照すること。

二 「公益上必要がある」について

1 本条の措置を命ずる事由は、「温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるとき」である。したがって、「著しい」と規定されているように法第4条の不許可事由に比較して、より重大な支障を及ぼす場合でなければ、本条の規定は適用されない。ところで、「掘削をゆう出させる目的とする土地の掘削」と「温泉をゆう出させる目的以外の土地の掘削」とで異なる扱いとする区分を法律上に規定した理由は、温泉をゆう出させる目的での土地の掘削の場合には、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすなど公益を害するおそれがあると認められるときには、当該掘削行為については、社会的な意義があろうが、法の趣旨により、掘削は認められないこととなる。一方で、温泉をゆう出させる目的がない土地の掘削行為は、特に重大な支障を及ぼすものでない限り、これを容認すべき社会的意義が存在することに基づくものである。

2 本条の規定は、「土地が掘削されたことにより・・・公益上必要があると認めるとき」に適用される。したがって、掘削工事に着手する以前の段階においては、これを適用する余地はな

い。しかし、掘削工事が開始された以上は、まだ、具体的な影響が発生していない場合においても、影響の発生が必然的なものと認められる限り、本条を適用できると解される。

三 「必要な措置」とは、当該掘削行為が完了する以前であれば、当該行為の禁止又は制限、当該影響を阻止するための工事の実施その他をいう。

四 本条の措置に必要な費用は、原則として被命令者が負担すべきであると解する。当該措置は、温泉源の保護に対することを理由として命ぜられるものであるから、その必要を生ぜしめたことについて責のある者がこれを負担すべきこととなる。

五 本条の運用上、最も関連の深かったものは、鉱業である。事実本条は、鉱業から温泉源を擁護することを主たる目的として規定されたものである。しかし本法の制定後、昭和 28 年法律第 57 号による鉱業法の一部改正によって、温泉資源の保護に支障を生ずる鉱業権の出願については、これを許可してはならないこととされ、また、鉱物の採掘が温泉資源の保護に支障を生ずると認められるときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならないこととされた。したがって、鉱物の採掘を目的とする土地の掘削に対して本条を適用する余地は減少した。

六 鉱業については、いわゆる鉱区禁止地域の制度があるから、鉱物の採掘が温泉源の保護に支障を生ずるおそれが一般的に認められる地域については、土地調整委員会に対し当該地域の指定を請求することができる（公害等調整委員会設置法第 4 条）。

公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）第 4 条

（所掌事務）

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

二 鉱区禁止地域の指定に関すること。

三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の定めるところにより不服の裁定を行うこと。

第三章 温泉の採取に伴う災害の防止

【背景】

平成 19 年 6 月に東京都渋谷区の温泉施設で発生した可燃性天然ガスによる爆発事故(死者 3 名、負傷者 8 名)を契機として、温泉採取に伴い発生する可燃性天然ガスに対する安全対策の検討が求められた。全国に約 2 万孔ある温泉の中には、可燃性天然ガスが発生しているものは、相当数あると見込まれ、安全対策を法的に義務付ける仕組みが必要となった。

当時の温泉法は、温泉を保護し、その利用の適正を図るため、土地の掘削等及び利用の規制を行っていたが、可燃性天然ガスに対する安全対策は当時の法律上義務付けられておらず、また、火災や爆発の予防等を目的とした他法令においては、温泉特有の危険に着目した安全対策を講ずることは困難であったことから、同年、温泉法を改正し、可燃性天然ガスに対する安全対策が義務付けられた。

一 温泉の採取の許可

第十四条之二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

3 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、温泉の採取を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、法第14条の5第1項の確認(可燃性天然ガスの濃度が災害防止措置を必要としないものである旨を確認)を受けた場合は、許可を受けることを要しないこととしている。

【解説】

温泉を利用するためには、温泉源から継続的に温泉水を採取する行為が必要となる。この行為については、温泉水を地下から汲み上げることにより温泉水への圧力が低下して、可燃性天然ガスが分離・放散することになり、災害を引き起こす危険性を有する行為であるものの、適切な施設及び採取方法によって、安全な採取することが可能であることから、施設及び採取の方法の安全性を確認した上で、安全なもののみ採取を認め、それらについては継続的に採取を行うことができることとしている。

一方、温泉の中には、全く可燃性天然ガスを含まないか、又はごく少量しか含まず、可燃性天然ガスによる災害のおそれが少ないものも存在する。このようなものまで許可を必要とすることは過剰な規制となるため、温泉の採取の場所での可燃性天然ガスの濃度を確認することを以て、本条の許可を不要としたものである。

一 「温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者」とは、反復継続的に温泉の採取を実施する者であって、温泉水を自己のものとして、占有、支配しようとする者と解する。なお、反復継続的とは、期間の採取頻度をもって判断するものではなく、採取を繰り返し行う意思の有無をもって判断すべきものである。

二 「温泉の採取を業として行おうとする」とは、温泉の採取を反復継続的に実施しようとするものであり、旅館業や公衆浴場業のように公共の浴用又は飲用に供しようとする目的で温泉を採取する場合のほか、自家用利用（マンション等での共同利用を含む。）や工業利用等の目的で温泉を採取する行為も含むものである。したがって、個人宅利用の場合、別荘、温室、冬場のみのロードヒーティング、魚の養殖利用等他目的利用の場合についても、温泉源から温泉を反復継続的に採取しようとする者は許可を受ける必要がある。

三 自然ゆう出している場合又は掘削による温泉井戸で自噴している場合の未利用源泉についても、本条の許可又は法第14条の5に基づく確認を受ける必要がある。

四 動力揚湯泉又は自然ゆう出泉等の別に限らず、温泉源から温泉の採取を業として行おうとする場合は、採取の許可等の対象となる。例えば、掘削をしていない自然ゆう出泉の湯だまり等から温泉を採取している場合がこれにあてはまる。

五 温泉の採取の許可は、温泉権や採取権といった権利を発生させるものではなく、「採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上適切」とであると認められる場合において、当初の不作為義務を解除し、申請者をして適切に「温泉の採取を業として行う」ことを得しめる処分にすぎない。

六 地熱発電における「地質・地熱構造調査のための井戸」、「地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸」等については温泉の採取を行う井戸では無いため、本許可は不要である。しかしながら、このような井戸を地熱発電用の生産井、試験井等に転用する場合には、温泉を採取することとなるため、本許可が必要となる。

七 許可申請の手続は、施行規則第6条の2に次のとおり定められている。

（温泉の採取の許可の申請）

第六条の二 法第十四条の二第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 温泉の採取を行おうとする場所

三 温泉の採取の開始の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設備の配置図及び主要な設備の構造図

二 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が次条第一項各号又は第三項各号に掲げる基準に適合することを証する書面

三 設備の設置の状況を現した写真

四 次に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果

イ 次条第一項第一号に規定する測定の結果

□ 次条第一項第二号八に規定するガス排出口が同項第三号イ又はロに掲げる場所にある場合にあつては、同号に規定する測定の結果

八 温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定の結果(次条第一項第二号に規定する可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由によりメタンの量を測定することが困難な場合を除く。)

五 次条第一項第十号に規定する採取時災害防止規程

六 前各号に掲げるもののほか、申請が法第十四条の二第二項第一号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類

七 申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面

1 採取の許可申請又は確認申請は、温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者が実施する必要がある。例えば、温泉の土地所有者、源泉所有者、動力装置所有者、温泉利用施設の所有者が別の場合、所有者と管理者が別々の場合、温泉採取権を区分所有し採取している場合、温泉採取施設を二以上の者が分割して所有又は管理している場合 など様々であるため、実態に応じて対応する必要がある。

2 温泉の採取の許可は、採取開始前にガス分離設備等の各種設備が既に設置されている状態で許可申請が行われる。一方、変更の許可の場合には、設備の位置又は構造の変更等の前に申請することが必要である。

3 施行規則第6条の2第1項第2号について

「温泉の採取の場所」とは、ゆう出地の位置のことを指す。申請書の「温泉の採取を行おうとする場所」には、ゆう出地の所在地を記載する。

4 施行規則第6条の2第2項第1号における採取の許可申請の際に添付する「主要な設備の構造図」は、施行規則第6条の3各項各号に規定する技術基準に適合しているか否かを判断するために添付を要するものである。

例えば、施行規則第6条の3第1項第3号ロの規定では、「水平距離が3mであり、かつ、垂直距離が上方8m又は下方0.5mである範囲内に、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有しない電気設備等がある場所」にガス排出口がないことが求められており、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備の場合には、「設備の配置図」により、この範囲内にこれらの設備があることがわかれば、構造図で確認するまでもなく、基準に適合していないことが判断できるが、電気設備がある場合には、それが防爆性能を有しているか否かで基準に適合しているか否かを判断する場合には、防爆性能があるものについては「設備の構造図」を申請書に添付させ、それを確認することで基準の適否を判断する。

5 施行規則第6条の2第2項について

「設備」とは、可燃性天然ガス発生設備（温泉井戸、ガス分離装置及びガス排出口）並びこれらの間の配管のほか、可燃性天然ガス発生設備と同じ部屋にある換気設備、ガス警報装置、火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備及び電気設備を指し、「施設」とは、これらの設備の集合体を指す。配置図に記載する「設備」とは、上記設備を指す。このほか配置図には屋外と屋内の関係を明確に示すと共に、ガス排出口から横3m、上方8m、下方0.5m以内の建築物（窓や吸気口の位置関係を含む）、工作物、電気設備等の位置関係を示す見取図も含む。構造図における「主要な設備」とは、可燃性天然ガス発生設備（温泉井戸、ガス分離装置及びガス排出口）、換気設備、ガス警報装置、火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備（ガス濃度と連動した自動停止機能があるものに限る。）及び電気設備（防爆機能又はガス濃度と連動した自動停止機能があるものに限る。）を指す。

- 6 施行規則第6条の2第2項第4号において規定するメタンの量とは、温泉附随ガスの発生量（温泉のゆう出量×ガス水比（体積比））にメタンの濃度を乗じたものである。濃度だけではない理由は、2つ以上の地点において、仮に濃度が同じであっても、温泉附随ガスの発生量により災害の生ずるおそれが異なることから、濃度のみを基準とすることは適切でないとしたためである。

なお、メタンの量の具体的な測定方法は、JIS M8010（天然ガス計量方法）を参考に測定するか、又は流量計を用いた他の方法で行うことが一般的であるが、これらの測定方法によることが困難である場合には、簡易的な方法でもやむを得ないものとする。なお、簡易な方法であっても、施行規則第6条の3第1項第6号の「メタンの発生量が温泉のゆう出量以上となる場合」か否かが判断できれば支障はないと考える。

- 7 施行規則第6条の2第2項第6号の技術基準に適合するかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類とは、例えば、温泉の採取を行おうとする場所を示した地図、温泉の採取計画、温泉のゆう出量や温泉附随ガス（温泉の採取に伴い発生するガス）中のメタンの濃度の測定結果等が考えられる。

- 8 温泉の採取の許可を受けた温泉について、可燃性天然ガス濃度が低下し、環境省令で定める基準以下となった場合においても、温泉の採取の許可は引き続き効力を有するため、許可を受けた者は引き続き災害防止措置（施行規則第6条の3の技術基準）を講じなければならない。これは災害防止の観点からのものである。

- 八 法第14条の2第2項第1号の環境省令で定める技術上の基準については、施行規則第6条の3において定めている。

（温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準）

第六条の三 法第十四条の二第二項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げるものとする。

- 一 温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスを分離する設備であつて、当該設備を通過した後の温泉水（採取された後の温泉をいう。以下同じ。）から、環境大臣が定める方

- 法により、気体を分離し、当該気体中のメタンの濃度を測定した結果、環境大臣が定める値未満となるもの（以下「ガス分離設備」という。）が設けられていること。ただし、温泉を空気に触れることなく地中に還元させる場合又は温泉であつて水蒸気その他のガスであるものに採取後水を混ぜることにより温泉水を造成する場合は、この限りでない。
- 二 次に掲げる設備（以下「可燃性天然ガス発生設備」という。）が屋内（可燃性天然ガスが滞留しない構造のものを除く。以下同じ。）にないこと。ただし、イに掲げる設備については、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。
- イ 温泉井戸（自然にゆう出している温泉のゆう出口を含む。以下同じ。）
- ロ ガス分離設備
- ハ 温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口（以下「ガス排出口」という。）
- 三 ガス排出口（排出される気体中のメタンの濃度を環境大臣が定める方法により測定した結果、環境大臣が定める値未満となるものを除く。）が、次に掲げる場所にないこと。
- イ 温泉井戸又はガス分離設備のある床面又は地面（関係者以外の者が容易に立ち入ることができないものを除く。）からの高さが三メートル以下である場所
- ロ 水平距離が三メートルであり、かつ、垂直距離が上方八メートル又は下方〇・五メートルである範囲内に、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有しない電気設備、屋内への空気の入入口又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所がある場所
- 四 温泉井戸からガス排出口までの配管及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止するための措置
- ロ 水の滞留のおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置
- 五 可燃性天然ガス発生設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱を設置することその他の方法により、制御盤その他のスイッチ類が集中する設備に可燃性天然ガスが侵入しないようにしていること。
- 六 可燃性天然ガス発生設備からの水平距離が一メートル（温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉のゆう出量以上となる場合にあっては、二メートル）であり、かつ、垂直距離が五メートルである範囲内（水平距離にあつては、可燃性天然ガスを遮断できる壁による迂回水平距離がこれらの距離以上である範囲を除く。）において、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
- ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。
- ハ 関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- 七 前号に規定する範囲内においては、さくの設置その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限すること。

- 八 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）一回以上、ガス分離設備の内部の水位計及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。
- 九 前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を二年間保存すること。
- 十 次に掲げる事項を定めた採取に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（以下「採取時災害防止規程」という。）を作成し、これを温泉の採取の場所に備えていること。
- イ 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項
 - ロ 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
 - ハ 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項
 - ニ その他災害の防止に関し必要な事項
- 十一 災害その他の非常の場合には、採取時災害防止規程に従つて必要な措置を行うこと。
- 2 温泉井戸（動力が装置されているものを除く。）が屋外にあり、かつ、温泉水を屋内又は貯水槽に引き込まない場合には、前項の規定は、適用しない。
- 3 温泉井戸が屋内にある場合における法第十四条の二第二項第一号 の環境省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第一項各号に掲げる基準（同項第一号から第七号までに掲げる基準については、当該基準に適合することについて都道府県の職員による実地の確認を受けていること。次号から第十号までに掲げる基準についても、同様とする。）。
 - 二 温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものは、可燃性天然ガスが漏出しない構造であること。
 - 三 温泉井戸が設置された部屋に、次の要件を備えた可燃性天然ガスを含む空気を屋外の空気と交換するための設備（以下「ガス換気設備」という。）が設けられていること。ただし、自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、この限りでない。
 - イ 部屋の内部の空気を一時間につき十回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。
 - ロ 吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。
 - 四 ガス換気設備は、常時運転していること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。
 - 五 次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。
 - イ 可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。
 - ロ 警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の十パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。

- 八 空気中のメタンの濃度が表示されること。
- 六 温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 七 温泉井戸が設置された部屋において、次に掲げる措置を講じていること。
- イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
 - ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。
- 八 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。
- ニ 部屋の内部及び入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- 八 立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、前号に規定する部屋の内部への関係者以外の者の立入りを制限すること。
- 九 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。
- 十 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えていること。
- 十一 毎日（気候条件等により点検の作業が不可能な日又は温泉の採取を行わず、かつ、関係者が温泉の採取若しくは利用を行う場所にいない日を除く。）一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。
- イ 温泉井戸の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。
 - ロ 温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。
- 十二 次に掲げる事項を記録し、その記録を二年間保存すること。
- イ 第五号に規定する警報設備による警報の作動の状況
 - ロ 前号に規定する点検の作業の結果
- 1 施行規則第6条の3第1項第1号に基づく可燃性天然ガスの濃度の測定方法として、平成20年7月23日環境省告示第58号「温泉法規則第6条の3第1項第1号及び第3号並びに第6条の6第1項の規定に基づき環境大臣が定める方法等」が定められている。具体的には槽内空気測定法、ヘッドスペース法、水上置換法の三つの方法であり、基準は、の槽内空気測定法では25%未満、のヘッドスペース法では5%未満、の水上置換法では50%未満であることとなる。
- 2 槽内空気測定法は、空気が混入することを前提で測定していることから、温泉井戸や温泉井戸から貯湯槽までの配管で漏れている場合は、槽内に入る温泉付随ガス中のメタンの量が少なくなり、槽内に入る空気により希釈され、理想的に測定した場合より低い値が検出されることが想定される。途中で温泉付随ガスが抜けていることが確実にあれば、槽内空気測定法による測定条件が遵守できていないことから、ヘッドスペース法で測定すべきである。

温泉法施行規則第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項の規定に基づき環境大臣が定める方法等（平成二十年七月二十三日環境省告示第五十八号）

- 一 温泉法施行規則（以下「規則」という。）第六条の三第一項第一号の環境大臣が定める方法及び値は、それぞれ別表第一の上欄及び下欄に掲げるとおりとする。
- 二 規則第六条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法及び値は、別表第二の上欄及び下欄に掲げるとおりとする。
- 三 規則第六条の六第一項の環境大臣が定めるメタンの濃度の値は、別表第三の上欄に掲げる測定方法ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一

測定方法	メタンの濃度の値
次のいずれかの方法 一 可燃性天然ガスを分離する設備を通過した温泉水が配管を通じて流入する貯水槽（排出口以外が密閉される構造を有するものに限る。以下同じ。）が設置されている場合は、当該貯水槽から排出される気体について、付表第一に掲げる方法 二 前号の貯水槽が設置されていない場合は、可燃性天然ガスを分離する設備を通過した直後の温泉水に付随する気体について、付表第二に掲げる方法	爆発下限界の値の二十五パーセント 爆発下限界の値の五パーセント

別表第二

測定方法	メタンの濃度の値
付表第一に掲げる方法	爆発下限界の値の二十五パーセント

別表第三

測定方法	メタンの濃度の値
次のいずれかの方法 一 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できる場合は、当該ガスについて、付表第三に掲げる方法 二 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより前号の方法によることが困難であり、かつ、温泉水が配管を通じて流入する貯水槽が設置されている場合は、当該貯水槽から排出される気体について、付表第一に掲げる方法 三 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより第一号の方法によることが困難であり、かつ、前号の貯水槽が設置されていない場合は、ゆう出した直後の温泉水に付随する気体について、付表第二に掲げる方法	爆発下限界の値の五十パーセント 爆発下限界の値の二十五パーセント 爆発下限界の値の五パーセント

付表第一

貯水槽又は温泉井戸から排出される気体中のメタンの濃度の測定の方法 槽内空気測定法

一 器具

携帯型の可燃性ガス測定器

吸引式可燃性ガス検知器であって、日本工業規格（以下「規格」という。）M七六五三に定める性能及び構造の要件を満たすもの

二 測定の手順

- (一) 貯水槽においては、通常の使用状態における最高の水位まで温泉水を満たし、その水位を維持した上で、常時、温泉水を流入口から流入させ、かつ、流出口から流出させる。また、温泉井戸においては、温泉を常時ゆう出させる。
- (二) 携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、貯水槽又は温泉井戸の内外の空気をできる限り交換しない方法によりこれらの設備から排出される気体中のメタンの濃度を測定する。
- (三) メタンの濃度が概ね安定するまでの間継続して測定し、最も高い濃度を測定結果とする。

付表第二

温泉水に付随する気体中のメタンの濃度のヘッドスペース法による測定の方法

一 器具

- (一) 容器
容量三リットル以上のものであって、蓋により密閉される構造を有するもの
- (二) 付表第一の一に掲げる器具

二 測定の手順

- (一) 温泉水及びこれに付随する気体を空気に触れないように容器にその容量の五分の一まで採取する。
- (二) 当該容器を速やかに密閉し、強く振とうすることにより温泉水に付随する気体を分離し、直ちに、携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、容器の内部のメタンの濃度を測定する。
- (三) (一)及び(二)の操作を三回以上行い、測定された濃度のうち最も高いものを測定結果とする。また、一度使用した容器を再度使用する場合には、温泉水を採取する前に容器の内部のメタンの濃度を測定し、メタンが検出された場合は、これを除去する。

付表第三

温泉の採取に伴い発生するガス中のメタンの濃度の水上置換法による測定の方法

一 器具

- (一) 容器
容量百ミリリットル以上のもの
- (二) 付表第一の一に掲げる器具

二 測定の手順

- (一) 温泉井戸において温泉水の中に容器を沈め、容器の内部の温泉水を温泉の採取に伴い発生するガスで置換する。
- (二) 当該容器を下方に向けたまま静かに水面上に持ち上げ、直ちに、携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、容器の内部のメタンの濃度を測定する。
- (三) (一)及び(二)の操作を三回以上行い、測定された濃度のうち最も高いものを測定結果とする。

備考

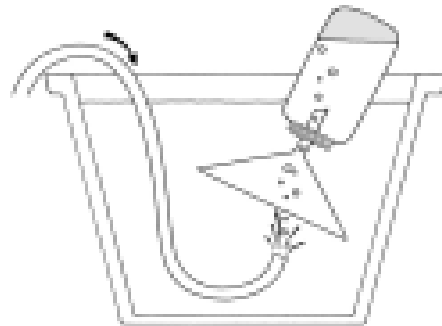
- 一 本文二の(一)の操作において、水面の面積が狭いこと等により温泉水の中に容器を沈めることが困難な場合には、温泉井戸から移し替えた温泉水の中に容器を沈め、容器の内部の温泉水を温泉の採取に伴い発生するガスで置換してもよい。
- 二 本文二の(一)の操作において、温泉の採取に伴い発生するガスが少量であり、容器の内部の温泉水を当該ガスで全て置換できない場合には、できる限り当該ガスで置換し、温泉水の中

で容器を密栓した後、本文二の（二）及び（三）の操作に代えて、規格K二三 一の五に定める方法により容器の内部のメタンの濃度を測定してもよい。ただし、容器の中に酸素が含まれている場合は、測定された全酸素の濃度から空気の量を算定し、メタンの濃度を補正する。

水上置換法、槽内空気測定法、ヘッドスペース法について（イメージ図）



源泉ポンプに付帯する圧力ゲージを外し，耐圧樹脂ホースを接続し，温泉水と温泉付随ガスを導入する．

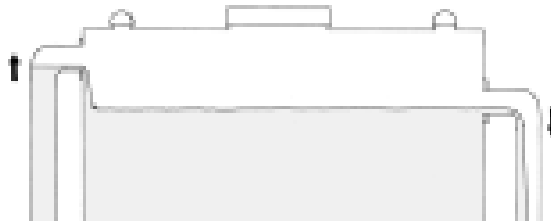


ホースからの温泉水と温泉付随ガスを，漏斗を使ってガス捕集容器に捕集する．捕集作業に 10 分以上を要する場合は，槽内空気測定法あるいはヘッドスペース法による測定を選択する．

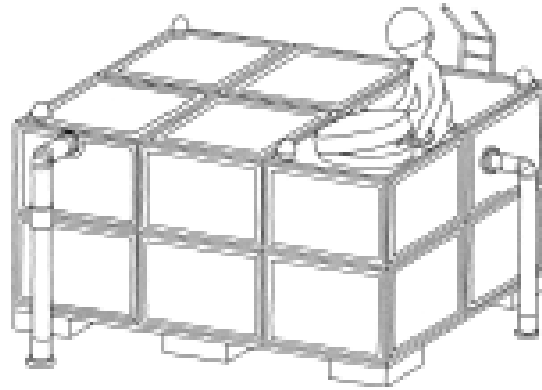


ガスを捕集した容器の開口部を下に向けて水面から出し，可燃性天然ガス検知器のプローブを容器内に入れて測定する．この作業を 3 回以上繰り返し，最高値を測定値として採用する．

水上置換法の概要．



槽内空気測定を行う貯水槽を満水とし、ドレインから温泉水が流出する状態まで満たす。換気扇などがあれば停止させる。

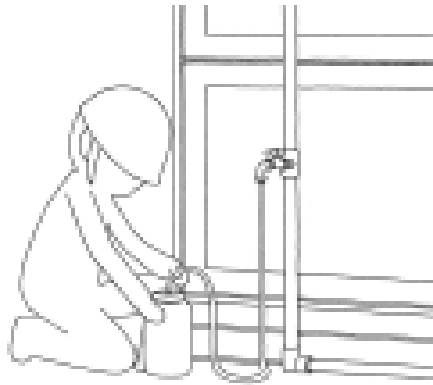


安全を確保した状態で貯水槽上にかかる。

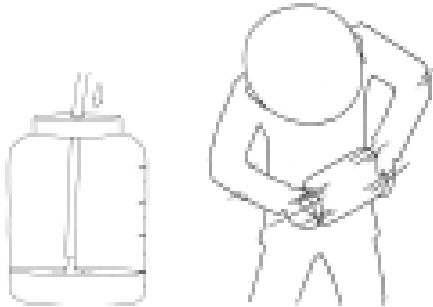


貯水槽上部に設置されている排気筒や、ふたからできるだけ奥に可燃性天然ガス検知器のプローブを差し込む。計測値が安定するまで連続測定し、最高値を測定値として採用する。

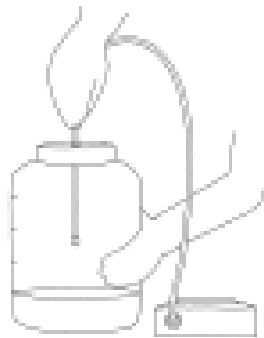
槽内空気測定法の概要。



温泉井戸の湧出口あるいは湧出口から最も近い開口部から、容器（3～10L程度）に温泉水を採取する。



温泉水を容器の5分の1まで採取し、採取容器を強く振とうする。



採取容器の気相部に可燃性天然ガス検知器のプローブを差し入れ、計測値を読む。この作業を3回以上繰り返し、最高値を測定値として採用する。

ヘッドスペース法の概要。

「温泉とは何か - 温泉資源の保護と活用 -」（2013年、森康則著、三重大学出版会）より引用

施行規則第6条の3第1項第1号中には、採取の許可になる基準が「環境大臣が定める値未満となるもの」と規定されているが、濃度確認では、「超えないこと＝以下」としている。この「未満」とした理由については、法第14条の5の確認の際の基準では、「環境省令で定める基準を超えないこと」と法律で規定しており、一方、温泉法施行規則では、「未満」と規定されているが、有識者の方々の検討を踏まえたものである。

確認においては、「超えないこと＝以下」の場合は災害対策不要となるが、一方で「以下」であっても、温泉採取の許可の場合は「未満」でなくてはならないために、許可できない場合が生じ、整合性がとれていないとの見方もある。これは、許可又は確認の際の基準については、対策が必要か否かの観点から設けられたものであり、一方のガス分離設備又はガス排出口の基準については、対策としてこのようなものが必要であるという点から設けられているものであるため、必ずしも厳密に関連しているとは考えていない。

「爆発下限界の値」とは、可燃性天然ガスが空気と混合している状態で着火によって爆発を起こす最低濃度（体積比）を表すものである。なお、メタンの爆発下限界の値は、5 vol%である。

「%LEL」とは、爆発下限界（着火源がある場合にガスが燃焼・爆発を起こす最低濃度（Lower Explosion Limit）に対する割合を百分率で表したものをいう。メタンの爆発下限界の値は5%なので、メタンの濃度が、2.5 vol%のときは、50%LELとなる。

3 施行規則第6条の3第1項第1号のただし書きについて

「温泉を空気に触れることなく地中に還元させる場合」とは、地熱発電に供した温水等を地中に戻す場合等であり、「温泉であって水蒸気その他のガスであるものに採取後水を混ぜることにより温泉水を造成する場合」とは、温泉井戸からゆう出した水蒸気から温泉水を造成する場合（いわゆる「造成泉」）を想定している。なお、地熱発電のために温泉を採取した場合であっても、発電後の温泉を浴用、農業等といった空気に触れる方法で利用する場合には本条が適用される。

4 施行規則第6条の3第1項第2号について

「屋内」とは、原則として、天井があり、かつ側面四方のうち三方以上に床から天井に至るまでの壁がある空間及び上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ当該開口部が堅固なふたで密閉されている通常人が出入りしない地下に埋設された施設（地下ピット）を指す。一方「屋外」とは屋内以外の空間等を指す。

「温泉井戸」とは、温泉のゆう出路及びゆう出口（井戸ふたが設置されている場合はこれを含む。）を指す。また、「ガス分離設備」（ガスセパレータともいう）とは、ガスを一定濃度未満まで分離する設備であり、その形態にとらわれずガス分離設備と位置づける。例えば、温泉水をガスセパレータ付きの水中ポンプで汲み上げ、分離したガスは温泉水とは別の配管で、地上まで導いて排出している場合（井戸内で分離したガスが、再び温泉水と混ざらずに配管によって地上まで導かれ排出されるもの）については、ガス分離設備として取り扱う。

なお、ガス分離設備の通過後の温泉水から分離される気体中のメタンの濃度が環境大臣の定める値未満となるまでの設備は「ガス分離設備」となり、屋外に設置しなければならない。一方、これらの設備以降に設置される設備は屋内に設置することは許容されるものの、十分に安全が確保されている必要がある。

温泉水と可燃性天然ガスを分離することのみを目的として作られている専用のガスセパレータのほか、貯湯タンク等を組み合わせて温泉水中のメタン濃度が環境大臣の定めた値未満となるまでの設備をガス分離設備として取り扱うよう定めている。これに加えて、屋外の湯溜まりや解放された流路などでも可燃性天然ガスを十分に分離していれば、ガス分離設備に該当する。

可燃性天然ガスを環境大臣が定める値未満とさせるための方法・課程は、個別の源泉における可燃性天然ガスの濃度、費用負担、ガス分離設備設置に関する物理的制約等により様々である。また、特段の規格を設けずとも結果として可燃性天然ガスの濃度が環境大臣の定める値未満となる対策を実施すれば可燃性天然ガスによる災害を防止する目的は実現されることとなるため、特段の規格を設定していない。例えば、仮にガスセパレータに一定の規格を設け、規格以下の能力のガスセパレータを設置した場合、一台のガスセパレータでは環境大臣が定めた値未満にならずとも、同じ規格以下のガスセパレータを2台設置することにより環境大臣が定めた値未満となれば、可燃性天然ガスによる災害を防止する目的を実現することができるため、規格を特段設けずとも、目的が実現される場合もあるため、特段の規格を設定していない。）

「可燃性天然ガスが滞留しない構造のもの」とは、原則として、天井があり、かつ側面四方のうち三方以上に床から天井に至るまで壁がある構造以外のものを指す。

5 施行規則第6条の3第1項第3号について

ア 屋外の技術基準では、温泉井戸について、ガス排出口を設置しなければならないという規定がないので、屋外にある井戸については、ガス排出口がなくても許可される。よって、施行規則第6条の3第1項第2号の八、第3号及び第4号の規定による、排出口の屋外設置、排出口の位置、配管の閉塞防止等の基準は温泉井戸からの排出口を設置していない場合は考慮しなくて良い。

イ 規則第6条の3第1項第3号のイの規定は、関係者のみが立ち入ることができる床面又は地面については、適用されないと解する。また、「関係者以外が容易に立ち入ることができないもの」の「もの」とは、「(温泉井戸又はガス分離設備がある)床面又は地面」であり、同項第6号の範囲内に限らない。したがって、温泉井戸等がある地面に同項7号の規定により柵を設置するだけでは、当該地面には立ち入れることから、同項第3号のイに規定する「関係者以外が容易に立ち入ることができないもの」とはならない。例えば、屋上にガス分離設備があって、その屋上(ガス分離設備がある床面)の入口に鍵がかかっている等の場合が「関係者以外が容易に立ち入ることができないもの」に該当する。

6 施行規則第6条の3第1項第5号について

「接続箱を設置することその他の方法」とは、電気ケーブル内を可燃性天然ガスが伝わり配電盤や制御盤に達する前に、上部に通気口のあるジャンクションボックスを設けること等により、電気ケーブル内の可燃性天然ガスが電気ケーブル外に放出されるような措置をする必要がある。具体的には、配線を一旦切断して、ボックスを設けて、そのボックス内でガスを排出する構造になっているものを接続箱(ジャンクションボックス)という。「電気ケーブル」とは、電線を取りまとめているケーブル管等が該当する。

また、本号には適用除外規定が存在していないので、温泉の採取の許可を申請する者は、「制御盤その他スイッチ類が集中する設備に可燃性天然ガスが侵入しないようにしていること」が必要である。「その他の方法」としては、配線の一部に圧力を加え、配線内の隙間部分をなくしてガスの通り道を遮断する方法(配線を隙間なくシーリング材で固めた場合等)や配線そのものからガスを排出できる構造とする方法が考えられる。

ジャンクションボックスの排出口は、規則第6条の3第1項第2号の八に規定する「ガスの排出口」及び施行規則附則第4条第2項第3号に規定する「地下ピットの内部の空気の排出口」には該当しないので、ジャンクションボックスの排出口の屋外設置は、規定されていない。ただし、施行規則附則第4条第2項が適用される場合には、同項第3号の規定に基づき、地下ピットの内部の空気の排出口を設ける必要があり、規則第6条の3第1項第3号の環境大臣が定める値以上となる排出口については、同号イ又はロに掲げる場所に設置してはならない。

なお、ジャンクションボックスは、ガスを分離する設備には当たらないので、ガス分離設備には該当しない。

7 施行規則第6条の3第1項第6号について

「メタンガスの発生量が温泉のゆう出量以上となる場合」とは、メタンガス発生量（温泉付随ガスの発生量×メタンの濃度）の温泉のゆう出量に対する体積比1：1以上となる場合を指す。

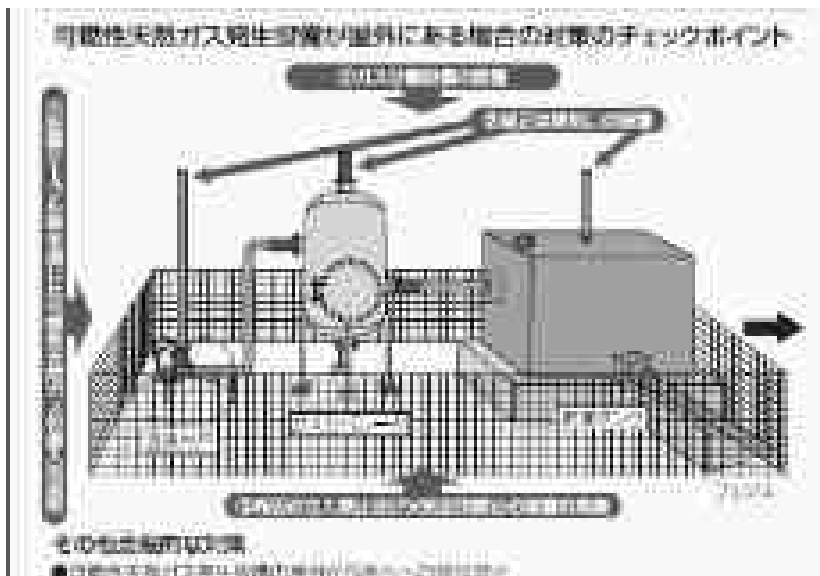
この場合の迂回水平距離とは、貯湯槽の端からガス遮断壁の端を通り、着火源となり得る位置を想定した地点までの距離をいう。

「火気を使用する設備」とは、ボイラー、ストーブ、風呂釜等の火が発生する設備が該当する。又は「外面が著しく高温となる設備」とは、電気ストーブ、電気アイロン、電気はんだごて等が該当するが、これらの機器の能力によっては表面温度が異なるので、設置する際は、留意が必要である。なお、車両（エンジン）は上記には含まれない。

メタンガスの発火温度は、537度であり「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）」によると、メタンガスに対する電気機器の許容温度は360度とされている。

8 施行規則第6条の3第1項第7号について

「さくの設置その他の方法」については、ロープが立ち入りを制限する機能を有していると認められるのであれば、「その他の方法」に該当する。また、関係者以外の人や車が通る通路に面していない場合でも、通路以外から関係者以外の者が立ち入るケースも考えられるため、関係者以外の人や車が通る通路に面していない場合に一律にさくの設置が不要であると捉えることはできない。さくの設置が不要となるのは、可燃性天然ガス発生設備から水平距離で1m以上又は2m以上の範囲で関係者以外の者が立ち入ることがない場所が該当する。



環境省(2008)作成パンフレット

「温泉施設で可燃性天然ガスを防ぐために-改正温泉法の可燃性天然ガスの安全対策-
温泉をくみ上げている皆様へ」より

温泉の採取の許可に係る許可基準（屋内）

9 施行規則第6条の3第3項第2号について

屋内にある温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの配管について、可燃性天然ガスが漏出しない構造とすることを規定したものであり、屋外にある設備は、本規定の対象とならない。

10 施行規則第6条の3第3項第3号について

「自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合」とあるが、その判断基準については、十分な通気が明らかに確保できている構造のものであるとし、その明確な基準は定めていない。例えば、駐車場法においては、1時間につき10回以上の換気能力を有する換気装置を設けない場合として、窓その他の常時開口している部分を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上のものとしており、当該基準も参考になると考える。「部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力」とは、換気設備の1時間当たりの換気能力（ $\text{m}^3/\text{時間}$ ）が「 $10(\text{回}) \times \text{部屋の容積}(\text{m}^3)$ 」以上であることを指す。

11 施行規則第6条の3第3項第5号について

「関係者が常駐する場所」とは、24時間常駐する場所ではなく、温泉の採取を行っている時間において特段の支障のない限り常に人が存する場所を指す。

可燃性天然ガスを伴う温泉を採取している間は、一義的には、関係者が施設内に駐在することを想定しているが、夜間の採取については、常時施設内に駐在することは、常識的に考え妥当であるとは言えないため、異常時に感知できる体制（システム）であり、緊急時には現場に参集し対応が可能である範囲内の場所であれば、常駐する場合に該当することとする。例えば、施設に隣接する自宅に警報システムがある場合等が想定される。なお、自宅までの距離の程度や警報システム設計（有・無線は問わない）等についての定めはない。

警報設備の警報装置は、原則として、警報音により発せられるものであることが必要である。発色等の方法を併用することは差し支えない。

12 施行規則第6条の3第3項第6号について

「迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造」とは、水中ポンプの動力を停止し、又は温泉井戸のバルブを閉めることができる構造を指す。この場合、自動又は手動の別は問わない。

13 施行規則第6条の3第3項第7号について

第3項第7号の八の括弧内において、「温泉井戸の内部に設置されているものを除く。」としているが、これは、温泉井戸の内部には、水中ポンプの水中部分、水位計の電極等が設置されている場合があるが、温泉井戸の内部は水中であるか、水中でなくとも酸素がほとんど存在しないため、防爆性能を求めていないからである。

防爆性能を有する電気設備とは、可燃性天然ガスの発生状況等により、「電気機械器具防爆構造規格」（昭和44年労働省告示第16号）、「電気機械器具防爆構造規格における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの技術的基準」（平成22年8月24日付け基発0824第2号厚生労働省労働基準局長通知）

や「工場電気設備防爆指針」（ガス蒸気防爆 2006）等を参考に適切な防爆性能を有するものとする。

14 施行規則第6条の3第3項第9号について

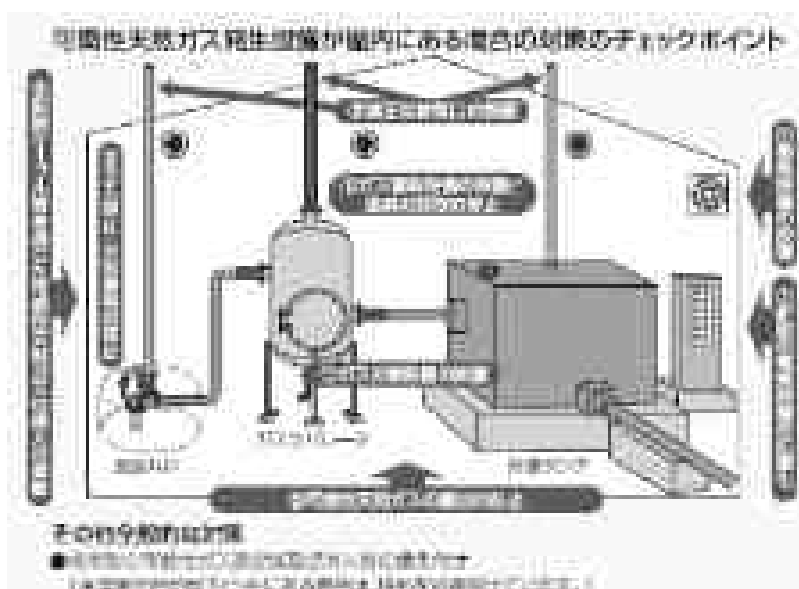
「可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造」とは、温泉井戸に密閉型のふたがあり、かつポンプで汲み上げる構造を指す。このような場合は、温泉井戸内のガス圧が上昇を続け、一気に吹き出し、それが屋内に充満するおそれがあることから、ガスを抜く構造（排出口の設置）を義務付ける必要がある。ただし、温泉井戸が屋内にある場合は、規則第6条の3第3項第2号の規定により、温泉井戸は可燃性天然ガスが漏出しない構造でなければならないので、温泉井戸を密閉し、温泉井戸にガス排出口を設け確実に屋外に排出できる構造とする必要がある。

12 施行規則第6条の3第3項第10号について

「携帯型の可燃性ガス測定器」は、JIS M7653に規定される吸引式検知器であって、接触燃焼式可燃性ガスセンサを原理とする可燃性ガス検知器若しくはこれと同等のもの又は非分散型赤外線センタ（ND-IR）を搭載しているものを使用する。また、「消火器」は、火災・油火災・電気火災用として粉末(ABC)タイプのもので設置するのが一般的である。能力、数量については、可燃性天然ガス発生設備の規模に応じて設置することになる。

13 施行規則第6条の3第3項第11号について

「温泉井戸及びガス換気設備の異常」とは、設備の構造上又は稼働上等の異常（温泉水の漏出や稼働の停止等）を指す。



環境省(2008)作成パンフレット

「温泉施設で可燃性天然ガスを防ぐために-改正温泉法の可燃性天然ガスの安全対策-
温泉をくみ上げている皆様へ」より

経過措置について

温泉法施行規則 附則（平成20年5月28日環境省令第5号）において、経過措置を定めている。
（経過措置）

第三条 改正法の施行の際現に温泉井戸から温泉を採取している場合には、第六条の二第二項（第一号（主要な設備の構造図に係る部分に限る。）及び第二号から第四号までに係る部分に限る。）並びに第六条の三第一項（第一号及び第三号から第七号まで（第六号口及び八を除く。）に係る部分に限る。）及び第三項（第一号（第六条の三第一項第一号及び第三号から第七号まで（第六号口及び八を除く。）に係る部分に限る。）、第二号から第六号まで及び第九号に係る部分に限る。）並びに附則第四条第二項（第一号、第二号（イ及び八に係る部分に限る。）、第三号から第七号まで及び第十号に係る部分に限る。）及び附則第五条第一項後段及び第二項後段の規定は、改正法の施行の日から起算して一年六月間は、適用しない。

第四条 改正法の施行の際現に屋内に温泉井戸又はガス分離設備を設置し、温泉を採取している場合には、第六条の三第一項第二号（イ及び口に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、同条第三項各号列記以外の部分、同項第三号、第七号及び第十一号中「温泉井戸」とあるのは「温泉井戸又はガス分離設備」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合であって、専ら温泉井戸を設置することを目的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ、当該開口部が堅固なふたで密閉されているものに限る。以下この項において「地下ピット」という。）に温泉井戸のみが設置されている場合には、当該地下ピットについては、第六条の三第三項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を適用するものとする。

一 温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二 地下ピットにおいて、次に掲げる措置を講じていること。

イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。

ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。

ハ 防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。

ニ 地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。

三 地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。ただし、排出される気体中のメタンの濃度を第六条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法により測定した結果、同号の環境大臣が定める値以上となる排出口は、同号イ又はロに掲げる場所に設けてはならない。

四 地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、第六条の三第一項第四号イ及びロに掲げる措置を講じていること。

五 地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。

六 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。ただし、排出される気体中のメタンの濃度を第六条

の三第一項第三号の環境大臣が定める方法により測定した結果、同号の環境大臣が定める値以上となる排出口は、同号イ又は口に掲げる場所に設けてはならない。

七 前号に規定するガス排出口が設けられている場合は、温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、第六条の三第一項第四号イ及び口に掲げる措置を講じていること。

八 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）一回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。

九 前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を二年間保存すること。

十 第六条の三第一項第五号に掲げる措置を講じていること。

3 改正法の施行の際現に温泉を採取している場合であって、専ら温泉井戸を設置することを目的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ、当該開口部が密閉されていないものに限る。）については、第六条の三第一項第七号の規定は、適用しない。

第五条 改正法の施行の際現に火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備（以下この項において「火気使用設備等」という。）を可燃性天然ガス発生設備が設置された屋内に設置し、温泉を採取している場合には、当該火気使用設備等を廃止するまでの間は、第六条の三第三項第七号（イに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該火気使用設備等は、第六条の三第三項第五号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。

二 第六条の三第三項第五号イの可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。

2 改正法の施行の際現に屋内に設置されている防爆性能を有しない電気設備を有する温泉を採取するための施設については、第六条の三第三項第七号（八に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合においては、次のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。

一 温泉井戸は、第六条の三第三項第五号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。

二 ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備（防爆性能を有する電気設備を除く。）への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。

ア 「温泉の採取を業としている場合」とは、温泉を反復継続的に採取する場合である。ただし、一時的に休止している状態も含まれる。また、「温泉の採取の事業を廃止」とは、温泉の採取を行っていた場所における一定期間の休止ではなく、将来にわたり当該採取場所での採取を行わない旨の意思をもって温泉の採取を止めることを指す。

イ 「温泉を採取している場合」とは、「採取を業としている場合」よりも広義であり、温泉井戸から常時温泉を採取しない場合も指す。よって、今後、温泉を採取する意図がある休止源泉や施設等がない状態の源泉も含まれる。ゆえに、改正法施行時（平成 20 年 10 月 1 日）に源泉が廃止されていないのであれば、反復継続した採取でなくとも、改正法の施行の際現に採取している場合にも含まれ、施行規則附則が適用される。

ウ なお、改正法附則第 5 条及び改正規則附則第 3 条では、改正温泉法施行日（平成 20 年 10 月 1 日）に温泉の汲み上げを実施している場合、施行日から 6 ヶ月以内の平成 21 年 3 月 31 日までに災害防止規程、日常的な点検の実施、屋内施設の火気使用作業の禁止及び火気使用禁止の掲示を実施し、本条の許可を受ける必要があるとしている。

また、その許可申請の際、下記に示す基準に適合していない場合は、当該許可後、基準に適合する工事を行う前であって改正法施行後 1 年 6 ヶ月までの間（平成 22 年 3 月 31 日まで）に、変更許可を申請し、許可を受けた後、当該基準に適合する工事を終了させる必要があった。

（改正法の施行の日(平成 20 年 10 月 1 日)から 1 年 6 月間の経過措置が設けられた技術上の基準）

（規則第 6 条の 3 第 1 項）

- ・ 第 1 号（ガス分離設備の設置）
- ・ 第 3 号（ガス排出口の位置規制）
- ・ 第 4 号（配管の閉塞防止措置）
- ・ 第 5 号（制御盤等へのガス侵入防止措置）
- ・ 第 6 号イ（火気使用設備等の設置位置規制）
- ・ 第 7 号（関係者以外の者の立入制限措置）

（規則第 6 条の 3 第 3 項 屋内に温泉井戸がある場合）

- ・ 第 1 号（第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで、第 6 号イ及び第 7 号に係る部分）
- ・ 第 2 号（温泉井戸等のガス漏出防止構造）
- ・ 第 3 号（ガス換気設備の設置）
- ・ 第 4 号（ガス換気設備の常時運転）
- ・ 第 5 号（ガス警報設備の設置）
- ・ 第 6 号（温泉井戸の停止構造）
- ・ 第 9 号（温泉井戸からのガス排出口の設置）

（改正規則附則第 4 条第 2 項 地下ピット）

- ・ 第 1 号（温泉井戸の停止構造）
- ・ 第 2 号イ及びハ（火気使用設備、防爆性能を有しない電気設備等の非設置）
- ・ 第 3 号（地下ピットの内部の空気の排出口設置）
- ・ 第 4 号（地下ピットの内部の空気の排出口に係る配管の閉塞防止措置）
- ・ 第 5 号（地下ピットの内部の空気の他の屋内への侵入防止措置）
- ・ 第 6 号（温泉井戸からのガス排出口の設置）
- ・ 第 7 号（温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞防止措置）
- ・ 第 10 号（制御盤等へのガス侵入防止措置）

（その他）

- ・改正規則附則第5条第1項後段
- ・改正規則附則第5条第2項後段

エ 規則附則第3条から第5条の経過措置の規定で、「改正法の施行の際、現に温泉井戸から温泉を採取している場合」とあるが、改正法施行前に屋内に採取施設を設置してあったが、現に温泉を採取しておらず、又は今後も採取を行う意思がない場合には、「現に温泉井戸から温泉を採取している場合」にあてはまらず、規則附則第3条から第5条までの規定は適用されない。

一方、「改正法施行前から数年間採取を休止しており、施行後に採取許可を受けて採取を再開する場合」若しくは「改正法施行前から休止している源泉を他者が施設ごと買い取り、施行後に採取許可を受けて採取を開始する場合」は、改正法の施行の際に温泉の採取の事業が廃止されていない場合は、温泉の採取の許可を受ける必要があり、改正規則附則第3条から第5条までの規定は適用される。その後、温泉を採取する者が変更されても、改正規則附則第3条から第5条までに規定する場合に対して、引き続きこれらの規定は適用される。

オ 本条に関連した承継規定は設けられていないため、温泉井戸等の売却に伴い採取の許可が承継されることは無い。その場合には、新規に当該温泉を採取することになる者が許可申請手続を行うこととなる

カ 改正法の施行の際に、温泉の採取の事業が既に廃止されており、改正法の施行後にその温泉の採取を業として開始しようとする者がいる場合は、その者が温泉の採取の許可を受ける必要があり、改正施行規則第3条から第5条までの規定は適用されない。

改正前の法においては、温泉井戸の埋戻しの規定（法第14条の8及び施行規則第6条の11第2項）はなく、そのまま放置された状態でも適法であったため、温泉の採取の業を廃止した場合であっても、温泉井戸はそのままの状態となっている場合がある。こういった井戸については環境保全、災害防止の観点から埋め戻すことが望ましい。

キ カの場合において、一部の都道府県においては依然として採取許可を得ないまま温泉の採取を行っている場合が見受けられる。これは非常に危険な行為であり、都道府県においては措置命令の発出、罰則の適用といった措置が求められるとともに、事業者においては人命が損なわれるリスクを理解する必要がある。

ク 地下ピット（開口部が堅固なふたで密閉されているもの）については、改正法の施行後は新たに設置することはできない。

ただし、改正法施行（平成20年10月1日）の際に現に屋内に温泉井戸又はガス分離設備を設置している場合にあつて、専ら温泉井戸を設置することを目的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（例えば鉄格子等、上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ当該開口部が堅固なふたで密閉されているものに限る。以下「地下ピット」という。）に温泉井戸のみが設置されている場合には、当該地下ピットについては附則第4条第2項第1号及び第2号に規定する基準を適用する。

<附則第4条第2項第1号及び第2号>

- 一 温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。
ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 二 地下ピットにおいて、次に掲げる措置を講じていること。

- イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。
- ロ 火気を使用する作業を実施しないこと。
- ハ 防爆性能を有しない電気設備(温泉井戸の内部に設置されているものを除く。)を設置しないこと。
- ニ 地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。
- 三 地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。ただし、排出される気体中のメタンの濃度を第六条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法により測定した結果、同号の環境大臣が定める値以上となる排出口は、同号イ又はロに掲げる場所に設けてはならない。
- 四 地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、第六条の三第一項第四号イ及びロに掲げる措置を講じていること。
- 五 地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。
- 六 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。ただし、排出される気体中のメタンの濃度を第六条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法により測定した結果、同号の環境大臣が定める値以上となる排出口は、同号イ又はロに掲げる場所に設けてはならない。
- 七 前号に規定するガス排出口が設けられている場合は、温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、第六条の三第一項第四号イ及びロに掲げる措置を講じていること。
- 八 毎月(温泉の採取を行わない月を除く。)一回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。
- 九 前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を二年間保存すること。
- 十 第六条の三第一項第五号に掲げる措置を講じていること

具体的な対策は下記のようなものが想定される。

入り口(マンホール)を格子状の金網等にして、水平距離1m(可燃性天然ガスが多い温泉は2m)かつ垂直距離5mの範囲内で、火気使用を禁止し、関係者以外の立入を禁止する等の措置を実施する。

電気設備(温泉井戸深部にあるものは除く)は全て防爆化し、火気使用を禁止する。さらに温泉井戸や地下ピットからの排気口を高さ3m以上に設ける。

これらの対策に加え、可燃性天然ガスが他の屋内に移動することを防止するための配線ケーブルの保護管入口の閉鎖等がの措置を実施する。

ケ 施行規則における規制の根拠について

施行規則では距離、高さ等に関して数値を用いた規制を設けている。これは、消防に関する法令又は指針、労働安全に関する法令又は指針等、様々なものを参考としている。その上で、温泉特有の事情等を加味し、必要な規制としたものである。

二 温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割

第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項(第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、法第14条の2の採取の許可を受けた者に、合併、分割があった場合は、都道府県知事の承認を受けて地位を承継できることを規定したものである。

【解説】

一 温泉の採取の許可については、その許可基準に人的欠格要件が設けられているため、本条に記載された場合を除いては、新たに許可を申請する必要がある。

なお、温泉の採取の許可を受けている者が、当該温泉施設等を第三者に譲渡し、温泉を採取する者が変更される場合は、法第14条の8の規定に基づき、事業を廃止した旨を都道府県知事に届け出なければならない。

二 温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請の手続については、施行規則第6条の4に定められている。

第六条の四 法第十四条の三第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

二 法第十四条の二第一項の許可を受けた日

三 温泉の採取の場所

四 合併又は分割の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面

三 なお、承継の考え方、手続等については、掘削(法第7条)又は利用(法第17条)の許可の場合と同様である。

三 温泉の採取の許可を受けた者の相続

第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十四条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

【趣旨】

本条は、法第14条の2の採取の許可を受けた者に、相続があった場合は、都道府県知事の承認を受けて地位を承継できることを規定したものである。

【解説】

一 温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請の手続については、施行規則第6条の5に定められている。

第六条の五 法第十四条の四第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 法第十四条の二第一項の許可を受けた日
- 四 温泉の採取の場所
- 五 相続開始の日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第十四条の二第二項第二号又は第三号に該当しない者であることを誓約する書面

二 なお、相続の考え方、手続等については、掘削(法第7条)又は利用(法第17条)の許可の場合と同様である。

四 可燃性天然ガスの濃度についての確認

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。

一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めるとき。

【趣旨】

本条は、可燃性天然ガスによる災害のおそれがない温泉の採取を業として行おうとする者については、災害防止のために必要な措置を講ずる必要はないことを定めたものである。

【解説】

一 災害防止措置を必要としない旨の確認

温泉の採取を業として行おうとする者は、可燃性天然ガスの濃度が災害防止措置を必要としないものである旨の都道府県知事の確認を受けることができることとし（法第14条の5第1項）、この場合には、許可を受けなくてよいこととした。

この確認の手続については、法第4条第2項の規定（土地の掘削の許可について、不許可とした場合には申請者に対して書面で通知すること）が準用されることとなる（法第14条の5第2項）。

可燃性天然ガスの濃度が災害防止措置を必要としないものの基準については、規則第6条の6第1項の規定に基づき環境省告示により定めることとしているが、運用に当たっては、特に以下の点に留意する必要がある。

平成20年5月28日付け環自総発第08528003号環境省自然環境局長通知「温泉法の一部改正等について」より抜粋

ア．規則第6条の6第1項の規定によるメタンの濃度の測定については、規則第6条の12の規定により「登録分析機関又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者により行われなければならない」としているところであるが、「同等以上の能力を有すると認められる者」としては、環境省等の実施する講習会を受講した者等であって、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けた者、大学その他の研究機関の職員、行政機関の職員等を想定していること（規則第6条の3第1項第1号及び第3号に規定する測定についても同様とする。）。

イ．規則第6条の6第2項の規定に基づき災害防止措置を必要としない旨の確認を行おうとする場合において、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの発生の可能性を示す文献その他の資料があるときには、十分慎重な検討を行ったうえで、確認に係る基準適合の判断を行う必要があること。

二 確認は、可燃性天然ガスの有無等の事実関係に即して行われ、確認を受けた源泉については、特に遵守すべき規制はないことから、欠格事由は設けられていない。

三 以下のとおり、施行規則第6条の6の規定において「災害の防止のための措置を必要としない基準」を定めている。

第六条の六 法第十四条の五第一項の環境省令で定める基準は、測定方法ごとに、温泉の採取に伴い発生するガス（次項において「温泉付随ガス」という。）中の環境大臣が定めるメタンの濃度の値とする。

2 都道府県知事は、次のいずれにも該当する温泉の採取の場所におけるメタンの濃度は、前項の基準に適合するものとみなすことができる。

一 温泉付随ガスの気泡が目視できないこと。

二 近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が、前項の基準に適合するものであること。

1 本条の規定では、一度法第15条の5に基づく確認を受ければ、その後可燃性天然ガスの測定を受ける法的義務は無いものとされている。しかしながら、可燃性天然ガスも、温泉成分と同様に経年変化が認められるため、都道府県は可燃性天然ガスによる災害を防止するために法第34条に基づく報告徴収又は法第35条に基づく立入調査等を通じて、可燃性天然ガスの濃度を確認するなどが必要である。また、法第18条第3項に基づき、10年ごとの温泉成分の分析の機会にあわせて、再度、測定を求めることが望ましい。この他、大きな地震や温泉井戸のしゅんせつ等により、可燃性天然ガスの発生量や濃度が大幅に変動することが想定される場合は、必要に応じて報告徴収又は立入検査を行うことにより可燃性天然ガスの濃度を把握する必要がある。

なお、報告徴収や立入検査により、可燃性天然ガスの濃度の再測定を行った結果、常態として可燃性天然ガスの濃度が災害防止措置を必要としないものの基準を超えるに至ったと認められる場合は、法第14条の5第3項第2号に基づき確認を取り消し、法第14条の2第1項に基づく許可を得ない限りは温泉を採取するべきではないだろう。

2 災害の防止のための措置を必要としない基準に適合するものとみなすことができるのは、地域ではなく、個々の温泉についてである。申請の対象となっている温泉に、温泉付随ガスの気泡が目視できるか否かを確認するとともに、近隣温泉の状況、地質構造、泉質、深度その他の状況を総合的に判断して、決定すべきである。なお、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの発生の可能性を示す文献その他の資料があるときには、十分慎重な検討を行った上で、確認に係る基準適合の判断を行う必要がある。

3 温泉付随ガスの気泡の目視は、源泉又は源泉に近い場所において行う必要がある。なお、目視の主体は、限定していない。これは、規則により目視主体を限定した場合、測定を実施する場合と同等の事業者の負担となると考えるためである。ただし、都道府県においてこれ

を限定することは差し支えない。なお、申請受理後、都道府県において、温泉付随ガスの気泡を確認することも考えられる。

- 4 災害の防止のため措置を必要としない基準としては、全ての温泉井戸の可燃性天然ガスの濃度を測定することと定められた。しかしながら、明らかにガスの発生していないもの等に対して測定義務を課すことは過度の負担であることから、これを緩和するため、みなし規定が設けられた。
- 5 「目視できないもの」とは、温泉水を目視したが、ガスの気泡が目視できなかったことを指す。なお、水蒸気として採取している場合は、「温泉付随ガスの気泡が目視できないこと」に該当する。
- 6 規則においては、目視する者を限定していないことから、申告をもって目視できないものと判断することは可能である。ただし、都道府県が目視できるかどうかを判断するに当たり、周囲の状況等を把握し、裏付けを得ていることが必要である。
- 7 規則第6条の6第2項第2号における「近隣」とは、例えば同一の温泉地内を想定しているが、地域の実情を踏まえて判断すべきである。
- 8 規則第6条の6の測定方法は、水上置換法、槽内空気測定法及びヘッドスペース法の三つの方法であり、基準値は、の水上置換法では50%LEL、の槽内空気測定法では25%LEL、のヘッドスペース法では5%LELをそれぞれ超えないこととなる。

四 確認申請は、気体が発生していない場合にはその旨、気体が発生している場合は可燃性天然ガスの濃度の測定結果を記載して行う。

なお、可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請の手続きについては、施行規則第6条の7の規定において定めている。

第六条の七 法第十四条の五第一項の規定による確認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 温泉の採取を行おうとする場所
 - 三 温泉の採取の開始の予定日
 - 四 メタンの濃度の測定に関する次に掲げる事項
 - イ 測定を行つた場所、日及び方法
 - ロ 測定の結果
 - ハ 測定を行つた者
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 温泉の採取の場所の状況を現した写真

二 メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真

三 前二号に掲げるもののほか、申請に係る温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が災害の防止のための措置を必要としない基準を超えるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類

1 施行規則第6条の6第2項の規定に基づき行われた申請は、濃度を測定していないこととなるため、施行規則第6条の7第1項第4号等の温泉の濃度の測定に関する記載事項、添付書類等が省略できることとなる。そのため、必要に応じて規則第6条の6第2項第1号及び第2号に該当するか否かを判断するために必要な書類として、類似している温泉の泉質、当該温泉との距離、深度、ガス濃度の測定結果等の提出を求めるともありうる。

都道府県が事業者から申請を受けて調査した結果、みなし規定に該当しなかった場合、申請者はメタンの濃度を測定した上で再度確認申請又は採取の許可申請を行うことになる。

みなし規定の適用上の留意点について

地質構造を考慮した水平距離

源泉周辺に分布する地質構造を考慮し、決定する必要がある。おおむね100m以内の距離でゆう出する地質が同一であればみなし規定の適用は妥当と考える。しかし、断層等により異なる地層が分布している場合や、分布する地層の縁辺部に源泉がある場合はみなし規定の適用には検討が必要である。

地質構造を考慮した温泉深度

一般に、接近した源泉では、同じ温泉貯留層を対象に温泉井を掘削していることが多いが、このような場合には、出現する地質が同一であることとなり、みなし規定を適用することが可能である。しかし、掘削深度が大きく異なり、地質時代の違う温泉貯留層が出現する場合には、みなし規定の適用には検討が必要である。

水質組成

一般的には、温泉掘削時には、溶存成分の分析を実施していることから、同一の水質組成であるか否かの判断を行い、みなし規定の適用を検討することは有効的な方法と言える。なお、水質組成が異なる場合は、温泉貯留層も異なる可能性があり、可燃性天然ガス濃度にも差異が生ずる可能性があるため、みなし規定の適用には検討が必要である。

2 源泉所有者と温泉の採取を行おうとする者が異なる場合は、採取を行おうとする者が確認の申請を行う必要がある。また、この場合、一つの源泉について、採取を行おうとする者が複数存在して、それぞれに温泉の採取を行おうとするときには、採取を行おうとする者それぞれが温泉の採取の確認を受ける必要がある。

3 規則第6条の7第2項第1号及び第2号について

「温泉の採取の場所の状況を現した写真」とは、採取の場所が特定できる写真であること。「メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真」とは、水上置換法、槽内空気測定法又はヘッドスペース法の測定の状況が把握できる写真であれば、撮影者を限定する必要はない。しかしながら、

判断の公平性をはかるため、どのような写真を提出すべきか具体的に申請者に示すことは望ましい姿と言える。

4 環境大臣が定める方法による測定については、施行規則第6条の12において、定めている。

第六条の十二 第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項に規定する測定は、法第十八条第二項に規定する登録分析機関又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者により行われなければならないこととする。

規則第6条の2及び第6条の7のいずれにおいても、申請書及び添付書類について、測定業者による測定結果の記載を求めているが、測定結果の添付又は記載を求めているメタンの濃度の測定は、規則第6条の12に規定する者により行われなければならないため、規則第6条の12に規定する者により測定が行われたかを確認する必要がある。

五 確認を受けた者の地位の承継

第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併(同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く。)若しくは分割(当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該確認に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の確認を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により前条第一項の確認を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、確認を受けた者から他の者に温泉の採取の事業を行う者が変更された場合でも、災害防止措置を必要としないことに変わりはないため、そのような場合には、確認を受けた者の地位を承継することを規定したものである。なお、掘削や採取の許可と異なり、欠格条項が設けられていないことから都道府県知事の承認は要せず、承継の効果が生ずるものである。

なお、都道府県知事は、可燃性天然ガスによる災害を防止するために報告徴収、立入検査等を必要に応じて実施することがあるから、確認を受けた者を把握する必要がある。そのため、地位を承継した者はその旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。

【解説】

確認を受けた者の地位の承継の手續等については、施行規則第6条の8に定めている。

(確認を受けた者の地位の承継の届出)

第六条の八 法第十四条の六第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 法第十四条の五第一項の確認を受けた者及びその地位の承継をした者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 法第十四条の五第一項の確認を受けた日

三 温泉の採取の場所

四 地位を承継した日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写し

二 相続の場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍謄本

ロ 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

三 合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

- 一 確認を受けた者の地位の承継の届出時期については、事業の譲渡等の後に地位を承継した者が地位の承継の届出を提出する。
- 二 法第14条の6第2項では地位を承継した「事実を証する書面」の添付を求めており、登記の事実までを求めていない。これを踏まえて、施行規則第6条の8第2項第3号の書類で足り得ると考える。加えて、登記の事実までを求めていない理由としては、分割の形態等によっては、登記申請日より前に分割等の効力が発生する場合があります。地位の承継後「遅滞なく」届出をするためには、登記簿謄本を添付書類とすることは好ましくないとしたためである。

六 温泉の採取のための施設等の変更

第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)並びに同条第三項において準用する第四条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

【趣旨】

本条は、温泉の採取の許可を受けた者は、採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について災害の防止上重要な変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないことを規定したものである。

【解説】

一 「重要な変更」の内容は、施行規則第6条の9に定めるとおりである。

(温泉の採取のための施設等の災害の防止上重要な変更)

第六条の九 法第十四条の七第一項の環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更(屋外に設置されている可燃性天然ガス発生設備にあつては、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更に限る。)
- 二 ガス換気設備の位置又は構造の変更
- 三 可燃性ガスの警報設備の位置又は構造の変更

この許可の基準及び手続については、法第14条の2の採取の許可に関する規定が準用されることとなる。ただし、欠格条項に関する基準は準用されない(法第14条の7第2項)。

なお、採取の許可の場合、採取開始前にガス分離設備等の各種設備が既に設置されている状態で許可申請が行われることとなるが、本変更許可の場合、設備の位置又は構造の変更等の前に申請することが必要となる。したがって、申請書の添付書類、許可に当たっての審査の方法等の運用面において、採取の許可と異なる取扱いが必要となることに留意する必要がある。また、変更の許可の際、法第14条の2第2項第1号に規定する技術上の基準への適合性を確保するため、変更後に以下の資料を提出する等の条件を付すことも考えられる。

ガス分離設備の構造の変更をする場合にあつては、規則第6条の3第1項第1号に規定する測定の結果

可燃性天然ガス発生設備の構造の変更をし、かつ、変更後のガス排出口が規則第6条の3第1項第3号イ又はロに掲げる場所にある場合にあつては、同号に規定する測定の結果

なお、「重要な変更」に該当しないと解されるものであっても、各都道府県が定める条例又は事業者との協定等に基づき、災害防止のために以下の内容を都道府県が把握できる仕組みにすることは否定されるものではない。

- ・ガス発生設備間の配管の位置又は構造の変更
- ・可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋への防爆性能を有する電気設備の新設

・採取時災害防止規程の内容の変更

二 どの程度の変更であれば許可が必要とするかについては、規則第6条の9に掲げる変更であれば、程度は問わず変更許可申請が必要である。

三 「温泉井戸」とは、温泉のゆう出路及びゆう出口（井戸ふたが設置されている場合はこれを含む。）を指し、動力ポンプは温泉井戸には含まれない（ガスセパレータ付きか否かは問わない）。また、ガスセパレータ付きの動力ポンプについては、分離したガスが再び温泉水と混ざり地上にゆう出するものはガスを分離させておらずガス分離設備にも該当しない。したがって、そのような動力ポンプの交換は重要な変更には該当しない。

七 温泉の採取の事業の廃止の届出等

第十四条の八 第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消の日から二年間は、その者が温泉の採取を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、法第14条の2第1項の採取の許可を受けた者及び法第14条の5第1項の災害防止措置を必要としない旨の確認を受けた者は、温泉の採取を廃止したときは、都道府県知事にその旨を届け出なければならないこと、都道府県知事は、廃止から2年間は災害の防止上、必要な措置を命ずることができることを規定したものである。

【解説】

一 都道府県知事は、温泉の採取について必要な災害防止措置が行われているかを十分に監視する等し、可燃性天然ガスによる災害を防止する必要がある、これは廃止後も同様であることから、温泉の採取の事業を廃止したときは、都道府県知事に届け出なければならない。

二 廃止の届出があつた後も、許可が有効であるとする、事業を再開する場合に再度許可を得ることを要せず、十分な安全の確保ができなくなるため、廃止の届出があつたときは、採取の許可又は災害防止措置を必要としない旨の確認は、効力を失うとされた。

三 適切に温泉井戸を埋め戻したとしても、可燃性天然ガスによる災害が発生するおそれは引き続き存在する。また、法第14条の5に基づく確認を受けた井戸については、温泉井戸が埋め戻されていないケースも想定される。そのため、採取の事業の終了後も2年間は、採取の事業を行った者に対し、採取を行ったことにより生じる災害の防止上、必要な措置を命ずることができる。

四 「温泉の採取の事業の廃止」とは、温泉の採取を行っていた場所における一定期間の休止ではなく、将来にわたり当該採取場所での採取を行わない旨の意思をもって温泉の採取を止めることを指し、法第14条の5第1項に規定する都道府県知事の確認を受けた場合を除き、採取の許可を受けた者が採取の廃止の届出を行う際には、温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面等の添付を求めている（規則第6条の11第2項）。

また、「災害の防止上必要な措置」とは、放置された可燃性天然ガス発生設備にガスが充満して爆発に至る等の危険を防止するための措置であり、温泉のゆう出路の再度の埋戻し、放置されたガス分離設備の撤去等の措置が該当する（法第14条の8第2項）。

採取の許可若しくは採取の確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき又は採取の許可を取り消したときは、事業を廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

採取の許可に加えて、法第 14 条の 8 の規定に基づく採取の事業の廃止の届出（廃止の届出）が定められており、廃止届が提出されない限り、行政がその廃止を覚知できない場合がある。こういったケースを防ぐために、法第 34 条に基づく報告徴収又は法第 35 条に基づく立入調査を定期的に行うことが重要である。なお、四に示すように温泉の採取の事業を廃止したとみなせない場合には、源泉が休止状態（温泉をゆう出させていない場合）であっても、採取の許可に係る技術上の基準への適合義務は継続する。なお、ガス分離装置が撤去されるなどの施設の撤去をもって採取の許可は失効とはならず、本条に基づく廃止の届出が提出されるまでは許可は有効のままである。そのため、必要な措置が行われていない場合には、法第 14 条の 10 に基づき措置命令の発出等を行うべきである。

温泉施設を売却する等の場合において、施設の営業をいったん休止し、新たな温泉の採取者が改めて法第 14 条の 2 に基づく採取許可申請を行うこともありうる。

法第 3 条で定める掘削等の工事、法第 14 条の 2 又は 5 で定める温泉の採取の事業（確認を受けて採取を行うものも含む。）については、廃止届出の規定がある。これは廃止届出により掘削許可の効力を失効させ、早期に土地の権利関係を確定させることを目的としたものである。また、温泉の採取については、仮に採取の許可の廃止届出の規定がない場合には、一度源泉を廃止した後、新たに採取を開始した時、使用されておらずメンテナンス等がなされていないガス分離設備等における災害を防止する必要があるためである。なお、法第 15 条第 1 項で定める温泉の利用については、廃止届出の規定がない。

五 採取の事業の廃止届については、施行規則第 6 条の 11 に次のとおり定められている。

第六条の十一 法第十四条の八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 法第十四条の二第一項の許可又は法第十四条の五第一項の確認を受けた日

三 温泉の採取の場所

四 温泉の採取の事業の廃止の日

五 法第十四条の二第一項の許可を受けた者にあつては、温泉のゆう出路の埋戻しの状況

2 前項の届出書には、法第十四条の二第一項の許可を受けた者にあつては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面

二 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

ア 規則第 6 条の 11 第 2 項第 1 号及び第 2 号について

「温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面」とは、埋戻し終了後の孔内状況図を想定し、また、「温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真」については、どのような写真を添付するのがよいかという問題について、を事前に確認しておくといよい。

なお、埋戻しの方法については、平成 26 年度に環境省にて検討を実施し、平成 27 年 3 月 30 日付け環自総発第 1503303 号において各都道府県向けに通知した。本通知では温泉井戸を安全に埋め戻す方法を記載している。なお、温泉の埋戻しについては、当該埋戻しを安価かつ適切に行うためにも、温泉井戸掘削に際して、井戸構造を適切に仕上げる等の措置が必要である。

八 許可の取消し等

第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至ったとき。
 - 二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第三項において準用する第四条第三項(第十四条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条第1項は、採取の許可を受けた者が、法第14条の2第2項第1号に該当する技術的基準を満たさないとき、同項第2号の欠格事由に該当するとき、同項第3号の法律の規定又は規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、及び同項第4号の許可条件に違反したときは採取の許可を取り消すことができることを規定したものである。

また第2項は、本条第1項第1号、第3号又は第4号の場合には、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命令することができることを規定したものである。

【解説】

- 一 本条は、法で求められる技術的な基準に適合しない場合には採取許可の取消し又は措置命令の対象となることで法の適正な施行を求めるものである。
- 二 なお、許可の取消し又は措置命令に際しては、不利益処分であるため、法第33条に規定される聴聞を経なければならない。
- 三 法第14条の8の規定に基づき、許可の取消し後2年間は、災害の防止上、必要な措置を命ずることができる。例えば、災害の防止上必要な場合には、許可の取消しに伴い温泉井戸の埋戻しを命じることも可能である。

九 緊急措置命令等

第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、あらかじめ定められた技術基準に適合して温泉の採取を行ってもなお災害の危険が生ずる場合があるため、災害の防止上緊急の必要がある場合には、必要な措置を命令できるとしたものである。

【解説】

都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、採取を行う者に対し、災害の防止上必要な措置等の実施を命ずることができる。

なお、「災害の防止上緊急の必要があると認めるとき」は、法第14条の2に基づく採取許可を得ずに温泉を採取している（いわゆる無許可採取）又は技術上の基準に適合していない場合はもちろんのこと、採取許可を得ている場合においても必要があると認められるときは、本措置命令等を発出することが可能である。

第四章 温泉の利用

一 温泉の利用の許可（公共の浴用又は飲用に供することの許可）

第十五条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第三十一条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。

4 第四条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合の許可について規定したものである。適法に採取した温泉は、原則として採取権者が自由に使用、収益又は処分することができる。すなわち、それを浴用、飲用、養殖、植物の栽培、発電等いずれの用途に供するかを温泉法上で規制することはできない。しかし、温泉は、種々の成分を含有している中で、中には、人体に有害なものも皆無ではなく、また、用法によっては、人体に害を与えるものも少なくない。この意味から、本条は、温泉の適正な利用を確保するため、これを公共の浴用又は飲用に供するに当たっては、都道府県知事の許可を受けるべき旨を規定したものである。

【解説】

一 本条の許可は、温泉を「公共の」用に供する場合に限ってこれを受けることを要する。「公共の」用に供するとは、不特定多数人の用に供することをいう。なお、健康保険の保健施設に付設された温泉利用施設の如く、その利用者が極めて多数にのぼり、かつ、これらの者が断続的に利用する場合は、一般の温泉旅館又は公衆浴場等とその利用形態を同一にするから、「公共の」用に供するものとして本条の許可を受けさせるべきである。一方、工場の寄宿舍に附属された温泉施設の如く、当該寄宿舍に居住する特定人が反復、継続して利用するものは、前記の場合とその利用形態を異にし、特定の者のみが当該温泉を利用することとなる。そのため、個人の家庭に引湯された温泉を一家庭が専ら利用する場合と同一視できるから、いわゆる「公共の」用に供するものには該当しないと解する。要は、その利用形態を検討し、温泉の利用の適正を確保するために、行政庁が直接関与する必要があるかないかによってその可否を決すべきである。

個人マンションの共有温泉施設の利用は、当該マンションに居住する特定人及びその訪問者に限られ、自家用の閉鎖的な利用と認められるので、一義的には許可は要しないが、当該マンションの規模が大きく、したがって常時訪問者が多数あって広く一般を対象とする利用形態と同様の実態が認められる場合は、許可を要する場合があると解されるので、利用形態を検討して処理す

る必要がある。なお、このような場合においても、レジオネラ属菌等の有害微生物防止対策が必要であり、適切な対応が求められる。

二 本条の規定は、温泉を「浴用又は飲用」に供する場合に限って適用される。したがって、これ以外の用法、例えば、発電用、灌漑用、暖房用等に供される場合には、許可を受けることを要しない。ただし、例えば発電に供した温泉を旅館等において二次的に利用する場合は、当該旅館等における利用については本条の許可を要する。

三 「浴用」とは、入浴よりも広い概念である。したがって、温泉プールあるいは整形外科における温浴療法の如きも「浴用に供する」場合に該当するものと解される。

加えて、足湯又は手湯等についても、公衆衛生を確保する観点から本許可が必要である。これは全身ではない利用形態についても、「浴用」に含まれると解されるためである。

足湯および手湯等については、常設されるものだけでなくイベント等において仮設的に設けられるものについても利用許可が必要である。この場合に、当該イベント等が実施される毎に許可申請を行わせることは許可申請者にとって非常に煩雑であるため、例えば、同じ温泉を同じ浴槽で用い、利用計画等を事前に届出させるなど、一定の条件を満たした場合には1回の許可申請でも適法であると解する。しかし、利用する場所によっては温泉の入れ替えや消毒、循環を行うことが困難な場合もあるため、いったん許可された計画以外に足湯の設置を行う場合等については新たに許可を要することもあるだろう。

四 「飲用に供する」には、温泉を直接、飲用する場合の外、清涼飲料水の原料として使用する場合等も含まれるが、飲用に供する場合、煮沸等が行われ、温泉の主成分を失っているもの、例えば、温泉を原料とした酒の醸造等については、本条の許可を要しないと解すべきである。これは、温泉法が温泉の成分等による公衆衛生への悪影響を回避するための法律であり、温泉法上の温泉で無くなった場合は本法の適用が除外されるためである。なお、仮に、温泉の主成分が失われず温泉法の適用を受ける場合においても、食品衛生法(昭和22年法律第233号)といった他法令(条例等も含まれる。)は当然に適用される。

五 本条の許可を受けるべき者は、実際に温泉を浴用又は飲用に供する者が誰であるかによって判断すべきである。例えば、AからBが分湯を受けてそれを公共の用に供している場合には、仮にAが自ら温泉を公共の浴用に供しているために本条の許可を受けている場合であっても、BはAとは別に本条の許可を受けなければならない。

六 温泉の利用形態のうち「濃縮温泉」については、原料として温泉を使用しているが、加工処理して作り出された製品であるため、入浴剤と同様、濃縮温泉そのものは温泉法上の温泉とならない。温泉法上の温泉とは、自然物として自然状態に存在する形態を想定したものであり、地上にゆう出した状態を分析することにより判断されるものである。原料として温泉を使用し製品化された濃縮温泉の成分と人工的・化学的に作り出された入浴剤等の成分とを比較した場合に、各製

品化されたものの成分の一般的な分析結果からだけでは、原料に温泉を使用しているか否かの判断が困難であるため、濃縮温泉そのものは入浴剤等の商品として整理されている。

七 許可は、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者の申請を待って行われる。許可申請の手続は、施行規則第7条にとおり定められている。

(温泉の利用の許可の申請)

第七条 法第十五条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 浴用又は飲用の別

三 温泉のゆう出地

四 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称

五 温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行つた登録分析機関の名称及び登録番号

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類

二 前号に掲げるもののほか、温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類

三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

1 規則第7条第1項第2号に規定する「浴用又は飲用の別」は、浴用又は飲用により許否の基準に差があることに基づくものである。同一施設において浴用及び飲用の双方に供する場合、例えば、浴槽に引湯するため設備された蛇口において、同時に飲用に供しようとする場合にあっては、許可の単位は2件であるが、申請書には「浴用及び飲用」と記載し、1件として処理することも可能である。

なお、従来浴用に供していたものを飲用に、また、飲用に供していたものを浴用に供しようとするときは、当初の許可の同一性は失われるから新たな許可を受けなければならない。

2 規則第7条第1項第3号に規定する「温泉のゆう出地」は、これを確認できる図面によって明確に表示することが適当である。また、2つ以上のゆう出地から引湯し、両者を混ぜて利用する場合は、それらの各ゆう出地を記載しなければならない。

なお、従来と異なった別のゆう出口から引湯しようとするときは、当然、新たな許可を要する。

3 規則第7条第1項第4号に規定する「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所」は、当該施設の所在地の外、浴槽、蛇口等、個々の施設を図面によって具体的に表示することが必要である。何故ならば、許可の単位は、原則として、浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎とされているからである。しかし、同一泉源から単純温泉を引湯し、同一浴室内その他互いに接近した施設において、同一の循環ろ過系統を用いて利用する場合等、各施設

相互間に成分の差異が全く認められないときには、二つ以上の施設を一括して許可しても差し支えない。要するに、許可の単位は、施設毎にそれぞれ別個に検討する必要があるか否かによって決められるものである。これは硫化水素を含む温泉等について当該利用施設の構造等を踏まえた許可処分を行うべきとの観点からの解釈である。

なお、旅館等において浴槽又は蛇口を増設しようとするときは、原則として新たな許可を受けなければならない。

- 4 規則第7条第1項第5号に規定する「温泉の温度並びに成分」は、利用施設におけるものを原則とする。なお、参考として、ゆう出口におけるものも同時に記載することが望ましい。これは、ゆう出口における温泉成分がどのようなものなのか利用者に示すためである。

しかし、利用場所とゆう出口間の距離、引湯施設、利用施設等からみて、両者の温度及び成分に差異がないと認められる場合は、ゆう出口におけるものであっても差し支えない（平成14年3月29日付け環自整第148号自然環境局長通知等を参照すること）。

平成14年3月29日付け環自整第148号自然環境局長通知

温泉本来の一般的な利用形態である源泉水をそのまま浴槽内へ引き込んで利用する場合を想定した解釈であり、循環利用や消毒などの人為的な加工は想定していない場合の見解である。

なお、「成分に差異があると認められる場合」とは、温泉に含まれる成分のうち、特定成分（鉄やマンガン等）をあらかじめ人為的な加工行為により除去した場合である。これは人為的に行われる特定成分の除去は、気温の変化や利用者の多寡とは関係が無く、除去直後の分析結果は安定していると考えられるためである。また、特定成分の除去により本来の泉質と異なる場合も想定されるので、除去後の分析結果を基に掲示等を行うことが妥当である（平成17年3月環境省自然環境整備課通知等参照）。

「成分」の内容については、法第19条の規定に基づいて都道府県の知事の登録を受けた分析機関が、鉱泉分析法指針の鉱泉分析試験法に準拠して行われた分析結果であることとしている。

- 5 規則第7条第1項第4号について

温泉施設の名称を記載する。なお、蛇口のみや温泉スタンドのように施設に名称がない場合には、不要とする。

- 6 規則第7条第2項第1号及び第2号について

飲用許可の場合は一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査結果を記載した書類、温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類を添付する。

「大腸菌群の数に関する検査結果を記載した書類」については、大腸菌群の有無に関する定性試験の結果を陰性又は陽性で記載することとする。「有機物の量に関する検査結果を記載した書類」については、有機物の量に関する検査を行う必要がない場合は、その旨を記載することとする。

7 申請に対する許否の判断は、都道府県知事が行うものであり、どのような根拠を基に判断するかについては、都道府県知事の裁量に委ねられている。都道府県知事の判断に当たり、「温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類」として、必要な範囲で、各種検査の結果、登録分析機関が発行した温泉分析書、施設構造の図面などの提供を求めることを可能としたものである。

なお、依然としてレジオネラ菌による事故が多発していることを踏まえ、レジオネラ菌等有害を確認するなど、衛生上有害でないことを確認するように努めるべきである。

八 本条の許可は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する行為について許可する処分であって、いわゆる「営業許可」ではない。したがって、浴場業、旅館業を営業しようとする場合は、別途公衆浴場法による浴場業の許可、旅館業法による旅館業の許可を受ける必要がある。

九 本条の許可に当たって、許可申請者が利用施設の使用権を有することを確認する必要があるか否かについて、本条の許可は、「温泉の成分が衛生上有害」でないと認められる場合において、当初の不作为の義務を解除し、申請者をして適法に「温泉を公共の浴用又は飲用に供すること」を得しめる処分にすぎない。すなわち、本件処分は、申請者に対して権利を与えるものではなく、許可を受けた者が回復された自由をどのように利用するかは、ひとつにその者が有する経済上その他の能力に依存する訳である。したがって、許可申請者が当該施設の使用権を有していない場合は、許可を受けても事実上、温泉を公共の用に供することができないというだけであって、衛生上の支障が改めて生ずるものではないから、使用権を有しない申請者に許可を与えたとしても、決して違法な処分であるということにはできない。仮に、申請者が申請当時、使用権を有していなかったとしても、許可後、使用権を取得する可能性は、なお残されているから、申請者が温泉を公共の用に供する意思を有する限り、都道府県知事は許可を拒むべきではないと考えられる。

十 本条の許可は、具体的な施設について与えられるものである。したがって、将来、設置を予定している施設について事前に許可を与えることはできないと解する。また、当該施設が火災等によって滅失したときは、当初の許可はそれによって失効する。新たに、施設を復旧したときは、改めて許可を受けることとなる。

十一 法第15条第3項は、「温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。」と規定している。したがって、文理的には、あたかも、衛生上有害であると認める場合においても、なお、これを許可する余地があるかの如く解される。しかし、条理上、人体に有害な温泉の利用を許可することはできないといわなければならない。ただ、申請内容をそのまま許可すれば、有害であるが、使用方法について、一定の条件を付せば、例えば、何倍かの水に希釈して利用するとか、又は虚弱者及び乳幼児の利用を禁止する等 当該不許可事由を消滅させることが可能な場合には、これを許可すると否との裁量を認めても差し支えない。

1 条件の内容

ア．考え方

温泉の利用の許可に付すことができる条件は、「公衆衛生上必要な」ものである。これは、法第 15 条第 3 項の「温泉の成分が衛生上有害」である場合への対応にとどまらず、国民の健康の保持・増進のために必要な場合に条件を付すことができる。

イ．想定される条件の例

付される条件の例としては、以下のような条件が想定される。

- ・浴室内に有毒ガスが滞留しないよう、換気に十分配慮する旨の条件
- ・特定の成分を高濃度含む温泉を飲用に供する場合に、希釈する旨の条件

2 条件違反への対応

温泉の利用の許可を受けた者が、条件に違反した場合には、許可の取消し及び温泉の利用の制限又は危害予防の措置の命令をすることができる(法第 31 条第 1 項第 4 号及び第 2 項)。

十二 法第 15 条第 1 項の許可の基準は、同条第 3 項において、「温泉の成分が衛生上有害であると認めるとき」でないことと規定している。しかし、法第 31 条第 1 項第 1 号においては、それより広い概念である「公衆衛生上必要があると認めるとき」には、許可を取り消すことができることとされている。これは、利用施設の衛生状態や換気など温泉成分以外の公衆衛生上の観点は、温泉利用許可処分後に温泉を利用する途中でのみ問題となる性質のものであり、温泉の利用開始前の許可の時点では判断できないことから、許可基準としては温泉成分のみを判断対象とし、許可の取消要件については、利用途中の衛生状態や換気なども判断対象としたものである。したがって、許可の取消しまで含め全体としてみれば、法第 15 条第 1 項の許可の保護法益は「公衆衛生」であると考えられる。そのため、許可に付する条件についても、温泉成分に関するものに限定せず、公衆衛生上必要な条件を付することができる と解する。

十三 温泉法における「公衆衛生上」の意義については、温泉に含まれる有害物質や、温泉利用施設の衛生状態が悪いことによって、人の健康影響が生じる可能性があるというものである。したがって、温泉法における「公衆衛生上」の観点とは、温泉由来の有害物質を人が摂取しないようにするとともに、施設の衛生状態を良好に保つことにより、国民の健康を保持・増進させることが該当するものである。

(参考) 「公衆衛生」とは、「広く地域社会の人々の疾病を予防し、健康を保持・増進させるため、公私の諸組織によって組織的になされる衛生活動。母子保健・学校保健・成人保健・環境衛生・産業衛生・食品衛生・英学活動・人口問題などを対象とする。」と定義されている。(大辞林第 3 版)

十四 温泉は成分によっては、人体に悪影響を与える場合がある。特に硫化水素については、色も無く、濃度が高くなった場合には嗅覚が鈍麻することもあるため、下記の通り施設の構造基準が制定されている。

公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準(平成 18 年 3 月 1 日環境省告示第 59 号)

1 適用対象となる温泉

本基準の適用対象となる温泉は、1 キログラム中、総硫黄(硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及

び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。)を2ミリグラム以上含有する温泉とする。

2 温泉利用施設の構造

温泉利用許可者(温泉法(昭和23年法律第125号)第13条第1項の規定による許可を受け、温泉を公共の浴用に供し、又は供しようとする者をいう。以下同じ。)は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を次の設備構造等とすること。

(1) 換気孔等

イ 浴室(露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。)に換気孔又は換気装置(以下「換気孔等」という。)を設ける等により、浴室内の空気中の硫化水素の濃度が、次に掲げる数値を超えないようにすること。

(イ) 浴槽湯面から上方10cmの位置の濃度 20ppm

(ロ) 浴室床面から上方70cmの位置の濃度 10ppm

ロ 換気孔等を設けたにもかかわらず浴室内の空気中の硫化水素の濃度がイに定める数値を超える場合、源泉から浴室までの間に湯畑その他のばっ気装置等を設けることにより、温泉中の硫化水素の含有量を減少させ、浴室内の空気中の硫化水素の濃度がイに定める数値を超えないようにすること。

ハ 換気孔等は、2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。(別図1省略)

(2) 浴槽

イ 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。(別図2省略)

ロ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。(別図3省略)

3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

(1) 換気状態の確認

浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気孔等に対する確認を怠らないこと。また、浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないよう換気に十分配慮すること。特に、積雪の多い地方については、積雪により換気孔等の適切な稼働が妨げられることのないように十分留意すること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供している場合は風速、風向等の気象条件の状況、変化等に十分配慮すること。

(2) 濃度の測定

都道府県知事又は保健所を設置する市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が必要と認めるときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこと。

(3) 測定結果の記録及びその保管

硫化水素濃度の測定結果を記録し、都道府県知事等から硫化水素濃度の測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

(4) その他

イ 浴室が利用に供されている間は、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。

ロ 利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配ること。

4 立入禁止柵等の設置

源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けること。特に、総硫黄の含有量が多い温泉を利用し、又は硫化水素濃度が高くなるおそれがある大規模な貯湯槽等を使用する場合は、動力等による拡散装置等を設けることにより、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に万全を期すこと。

< 浴槽基準の解説 >

ア 「温泉利用施設の設備構造等」の「等」とは、管理方法、確認、測定、その他を指す。

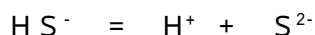
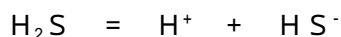
イ 1で示した総硫黄を2ミリグラム以上含有する」についての解説

総硫黄の定義は、法律では、 $\text{HS}^- + \text{S}_2\text{O}_3^{2-} + \text{H}_2\text{S}$ に対応するものとなっているが、鉱泉分析法指針における解釈では、硫化物イオン (S^{2-}) は、総硫黄、総硫化水素の中にはいると解釈されている。

総硫化水素 = 遊離硫化水素 (H_2S) + 硫化水素イオン (HS^-) + 硫化物イオン (S^{2-})

総硫黄 = 総硫化水素 + チオ硫酸イオン ($\text{S}_2\text{O}_3^{2-}$) の硫黄分

硫化物イオン (S^{2-}) が単独で溶存しているのではなく、硫化水素イオン (HS^-) が解離して生成したものである。したがって、(H_2S) + (HS^-) + (S^{2-}) の「S」を意味する。



チオ硫酸水素イオンについてはチオ硫酸イオンに準じること。

ウ 2で示した「温泉を浴用に供し、又は供しようとする者」とは、営業中又は営業開始前の者を指す。

エ 2(1)イ中「換気孔又は換気装置」とは、一般的には「窓又は換気扇等」を指すが、空気の流れをつくり、ガスが滞留しないようにするものを指す。

オ 2(1)イ(イ)中「浴槽湯面から上方10cmの位置」とは、浴槽内での顔(呼吸位置)の高さ

2(1)イ(ロ)中「浴室床面から上方70cmの位置」とは、洗い場での顔の高さ

カ 2(1)ロ中「その他ばっ気装置等」の「等」とは、パイプラインの排気装置等を指す。

キ 3中「浴室等」の「等」とは、休憩室や便所等利用者に供する場所を指す。

ク 3(1)中「脱衣室等」の「等」とは、休憩室、便所、待合室等を指す。

ケ 3(1)中「周囲の地形」とは、谷間、くぼ地、低所等を指す。

コ 3(1)中「風速、風向等」の「等」とは、気温等を指す。

サ 3(1)中「状況、変化等」の「等」とは、利用者の多寡、空気の攪拌等を指す。

シ 3(2)中「これと同等以上の方法」とは、新たな方法が開発されることを想定。

ス 3(4)中「常時気を配る」とは、利用者がいるかどうか、異変がないかどうかなどを想定。

セ 4中「立札等」の「等」とは、パンフレット、ロープなど指す。

十四 硫化水素の特徴等は下記となる。なお、硫化水素以外にも二酸化炭素による酸欠等が発生する可能性もある。これは温泉利用客のみならず、従業員による清掃時等の場合にもあてあまるため、安全な管理体制を敷くことが必要である。

1 硫化水素の性質

- (ア) 腐卵臭である。ただし、高濃度になると嗅感度は鈍くなる。
- (イ) 気体比重が空気より大きいいため、地下低地に集まって中毒になる。
- (ウ) 水に比較的良好に溶解する。低温程よく溶解する。
- (エ) 火山噴気硫黄泉に多く発生する。
- (オ) 空気中に放置されると酸化されて硫黄で白濁する。
- (カ) 水滴に吸収されて化学変化を生じ、酸化されて硫酸となり金属については強い腐食作用を示す。

2 硫化水素の毒性

濃度 (ppm)	作用又は毒性
0.025	嗅覚で感知できる限界。ただし、個人差大。
0.3	はっきり臭う。
3 ~ 5	中等度の強さの不快臭。
10	眼の粘膜が刺激される下限。許容濃度。
20 ~ 40	強烈に臭うが、耐えられないことはない。 肺粘膜刺激の下限。
100	2 ~ 15 分で嗅覚が鈍麻。1 時間で眼、気道の刺激。 8 ~ 48 時間の連続暴露で死亡することあり。
170 ~ 300	1 時間暴露で重大な健康障害を起こさぬ限界。
400 ~ 700	30 分 ~ 1 時間の暴露で生命の危険あり。
800 ~ 900	すみやかに意識喪失、呼吸停止、死亡。
1,000	直ちに意識喪失、死亡。

なお、浴用又は飲用に供する場合以外においても、貯湯槽管理、源泉管理、モニタリング等を実施している際に硫化水素、二酸化炭素等による災害が発生する可能性がある。

これらを防ぐには、危険な場所へは立ち入らない等に対処が必要であり、必要に応じて専門機関等へ相談することが望ましい。

十五 温泉の飲用利用基準については下記のとおりとなっている。また併せて、平成 26 年 7 月 1 日付け環自総発第 1407012 号環境省自然環境局長通知及び同自然環境整備担当参事官通知も参照とすること（第 18 条の解説に記載）。

温泉利用基準（飲用利用基準）（最終改正：平成 19 年 10 月 1 日付け環自総発第 071001002 号）

第 2 飲用利用基準

1 . 基準の適用対象となる温泉水の成分の種類

ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀、遊離炭酸

2 . 飲用許容量

湯治のために温泉を飲用に供しようとする場合における飲用量は、次に掲げる量を超

えないこと。

(1) 大人(16歳以上の者)

ア ひ素を含有する温泉水

飲用の総量 $(0.1/A \times 1000)$ ml (1日につき)

成分の総摂取量 0.1mg

イ 銅を含有する温泉水

飲用の総量 $(2.0/A \times 1000)$ ml (1日につき)

成分の総摂取量 2mg

ウ ふっ素(ふっ化物イオン)を含有する温泉水

飲用の総量 $(1.6/A \times 1000)$ ml (1日につき)

成分の総摂取量 1.6mg

エ 鉛を含有する温泉水

飲用の総量 $(0.2/A \times 1000)$ ml (1日につき)

成分の総摂取量 0.2mg

オ 水銀を含有する温泉水

飲用の総量 $(0.002/A \times 1000)$ ml (1日につき)

成分の総摂取量 0.002mg

カ 遊離炭酸を含有する温泉水

成分の総摂取量 1000mg (1回につき)

Aは、当該温泉の1kg中に含まれる成分の重量(mg単位)の数値

(2) 小人(15才以下の者)

15歳以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。

二 温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割

第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

【背景】

平成19年の法改正まで、温泉の利用の許可に関する承継規定は設けられておらず、仮に、相続、合併又は分割(以下「相続等」という。)があった場合においては、相続等をした者が再度利用許可を取り直す必要があった。温泉の利用については、温泉の成分等が人の健康に影響を与える可能性もあるため都道府県知事の許可を必要としているが、相続等をする者が被相続人等と同様に温泉の適切な利用に努めれば、人の健康に影響を与えるものではないにもかかわらず、相続等を受けた者に再度許可を取らせることは、相続等を受けた者について、許可申請の際の手数料の費用の面で負担を与えていた。さらに、相続等を受けた者が再度都道府県知事の許可を取り直すまでの間は、温泉の利用ができないこととなるが、許可を取り直すまでの間、温泉が利用できないことは、相続等を行った者が営む旅館業等に与える影響が大きいため、運用上、都道府県知事は、相続等があった日から再度許可を取るまでの間についても温泉の利用を許可し、相続人等が利用の許可の申請を行った際に、相続等があった日に遡って許可をするなど、温泉法上の規定と都道府県による法の運用にずれが生じていた。そのため、本条が創設された。

【趣旨】

法人の合併・分割は自由な意思によって行われるためその発生時期は予見可能であること、承継後の法人が法第15条第2項の欠格要件に該当しないことを都道府県知事が確認する必要があることから、合併又は分割の直後から温泉の利用を引き続き行えるよう、当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人は法第15条第1項の許可を受けた者の地位を承継することを規定したものである。

【解説】

一 温泉の利用の許可の際の人的な欠格要件が定められている。この場合、これらの許可に係る地位を承継する際には、承継を受ける者が欠格要件に該当しないかどうかを確認する必要がある。

1 承認の要件及び効果

承認の要件は、許可の要件のうち許可を承継する者の欠格要件に関する部分である。具体的には、

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員（合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書に掲げられている役員）が、法第 15 条第 2 項各号に該当しないことである。

承認の効果は、承認の後に合併・分割が行われた時点において、許可を受けた者の地位がすべて承継されることである。許可を受けていることのほか、許可に付された条件等もすべて承継される。

この承認は、合併等そのものを対象とするものではなく、合併後存続する法人又は合併により設立される法人等が許可を受けている事業を承継することを対象としてなされるものである。

合併又は分割の予定日とは、登記される予定の日を指すこととする。これは、承認が実質的な意味での当事者の合併等に着目しているのではなく、形式的な意味での法人格に着目しているためである。

なお、法人合併の場合の承継承認は、合併の登記がなされるまでは、その承継の効力は生じない。

二 温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請の手続は、規則第 8 条に定められている。

第八条 法第十六条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

二 法第十五条第一項の許可を受けた日

三 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称

四 合併又は分割の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

1 承認の手続

承認の手続は、原則として、合併・分割の前に、許可を受けている法人（合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人）が申請を行って承認を受けることとなる。したがって、申請者が、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員（合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書に掲げられている役員）が、法第 4 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約することとなる。

承認に際しては、必要に応じ標準処理期間を定め、合併・分割の予定日から当該標準処理期間を遡る日までに申請を行うべき旨を定めておくことが望ましい。

ただし、承認申請の時期は、合併当事者の合併の意思と合併の内容が確定した後でなければならないことはいうまでもない。

2 承認を与えない場合には、法第 4 条第 2 項に基づき、理由を通知しなければならない。

三 温泉の利用の許可を受けた者の相続

第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十五条第二項(第三号に係る部分を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

【趣旨】

相続について、死亡を原因とするため、法人の合併又は分割とは違い、その発生時期は予見不可能であること、相続人が欠格要件に該当しないことを都道府県知事に確認する必要があることから、温泉を公共の浴用又は飲用に供することについて許可を受けていた者の死亡後、相続人が当該許可を受けた温泉を引き続き公共の浴用又は飲用に供しようとするときは、60日以内に都道府県知事に申請し、その承認を受け、法第15条の許可を受けた者の地位を承継することを規定したものである。

本条は、平成19年法改正により設けられたものであるが、従前、承継規定が設けられていなかった理由は、公衆浴場法や旅館業法は、生業としての許可なので、承継性が重視されるため、地位の承継の手續制度が設けられていたが、温泉法はそのような生業や権利を目的とした規制ではなかったためであるが、社会情勢等の変化に伴い、承継規定を設置した。

【解説】

一 個人の死亡による相続

1 地位の承継の対象となる場合

都道府県知事の承認を受けて地位が承継されるのは、利用等の事業が、相続により相続人に承継される場合である。

相続によらず、遺贈等により事業が相続人以外の者に移行する場合は、地位の承継の対象とならず、新たに許可を受けることが必要となる。

2 承認の要件及び効果

承認の要件は、許可の要件のうち、許可を承継する者の欠格要件に関する部分である。

承認の効果は、承認の時点において、許可を受けた者の地位がすべて承継されることである。

3 承認の手續

承認の手續は、許可を受けている者の死後60日以内に相続人が申請を行い、都道府県知事が承認を行うこととなる。死亡の日から承認の可否の判断がされる日までの間は、許可は申請を行った相続人に対してしたものとみなされ、相続人は掘削・利用等の事業を実施できる

こととなる。

なお、相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削・利用等の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その相続人のみが承認申請を行い、地位の承継を受けることとなる。

その際、他の相続人全員の同意書の添付を求めているが、これは、事業を承継しない相続人に地位を承継させることを避けるための規定である。したがって、他の相続人の行方が分からず同意を求めることができない場合などの事情により全員の同意書を得ることが困難で、かつ、引き続き事業を行おうとする者が客観的に明らかである場合であれば、全員の同意書がなくても承認して差し支えない。

また、相続人が複数いる場合には、特定の者が許可の地位を承継すべき相続人として選定されない限り、全員が許可の地位を承継しうることとなるが、選定がされず被相続人の死亡から60日以内に申請がなされない場合には、当該規定は適用されない。

二 温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請書の記載事項及び添付書類は、規則第9条のとおりである。

第九条 法第十七条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 法第十五条第一項の許可を受けた日
- 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 五 相続開始の日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

四 温泉の成分等の揭示

第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を揭示しなければならない。

一 温泉の成分

二 禁忌症

三 入浴又は飲用上の注意

四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

2 前項の規定による揭示は、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の行う温泉成分分析(当該揭示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。)の結果に基づいてしなければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による揭示の内容を変更しなければならない。

4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による揭示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る揭示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者(温泉利用事業者)は、政令で定める期間ごとに、登録分析機関の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から30日以内に、当該結果に基づき、温泉成分等の揭示の内容を変更しなければならない旨を規定したものである。温泉の医的効用は、その成分を異にすることによって千差万別であり、特殊な疾病については、一般に、その利用を禁止すべきものも少なくない。また、効用のあるものであっても、利用の方法が適正を欠くときは、有害な結果を招く場合もある。本条は、公衆衛生を確保し、国民の安全を確保する観点から、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に対し、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意及び必要な情報を揭示すべき旨を規定し、温泉の適正な利用方法を確保することとしたものである。

【解説】

一 「施設内の見やすい場所」とは、浴用に供する場合にあっては更衣室、浴槽に面した壁等をいう。飲用に供する場合にあってはこれに準じて実際に利用者が温泉を飲用に供する場所に揭示すべきである。また、必ずしも登録分析機関が策定する温泉分析表別表を掲示する必要は無く、適正な内容の揭示を見やすい形式で行うことが必要である。

二 揭示すべき事項は、「温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意及び入浴又は飲用上必要な情報」である。法が温泉の適応症について揭示義務を規定していないのは、公衆衛生を確保する

という目的の観点から、本条が不適正な利用方法の防止に重点を置いたためである。なお、飲用の利用許可を得ていない場合には飲用上の注意を記載することは不要である。

三 「掲示事項」及び「入浴又は飲用上必要な情報」は、施行規則第10条第2項に掲げる事項である。

(温泉の成分等の掲示)

第十条 法第十八条第一項の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 源泉名
- 二 温泉の泉質
- 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 四 温泉の成分
- 五 温泉の成分の分析年月日
- 六 登録分析機関の名称及び登録番号
- 七 浴用又は飲用の禁忌症
- 八 浴用又は飲用の方法及び注意
- 九 次項各号に掲げる事項

2 法第十八条第一項第四号の環境省令で定める情報は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 二 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 三 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由
- 四 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

1 入浴又は飲用上必要な情報について

ア 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合

温泉に水を加えることは、源泉温度が高い場合や湯量の不足を補う際などに行われることが多いが、温泉に水を加えることにより、温泉の成分に変化をもたらす。なお、水には、湯、氷、雪も含まれる。

(加水の理由の例示)

- ・「源泉温度が高いので加水しています。」
 - ・「強酸(強アルカリ)のため加水(希釈)しています。」
 - ・「(成分名)の濃度が高いので加水しています。」
 - ・「温泉の供給量の不足を補うため加水しています。」 など
- また、恒常的に加水を行わない場合などの例として、
- ・「気温の高い期間のみ、入浴に適した温度にするため加水しています。」 など

イ 温泉を加温して公共の浴用に供する場合

源泉の湧出温度が低い場合などは、温泉水を加温（保温を含む。）して入浴に適した温度にして利用する場合がある。一方、温泉水を加温して利用することは、温泉の成分のうち特に揮発性成分に変化をもたらすほか、鉄分やカルシウム分を沈殿させる可能性もある。

（加温の理由の例示）

- ・「（源泉温度が低いので）入浴に適した温度に保つため加温しています。」
- ・「貯湯槽を有するので、衛生管理のため加温（加熱）しています。」など
また、恒常的に加温を行わない場合などの例として、
- ・「気温の低い期間のみ、入浴に適した温度にするため加温しています。」など

ウ 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合

温泉に循環装置又は循環ろ過装置（以下「循環装置等」という。）を使用することは、温泉資源を保護する観点から有効である。また、適切な維持管理の下に循環ろ過装置を使用することは、衛生管理上も有効である。一方、循環装置等を使用して温泉水を循環させることは、温泉の成分のうち特に揮発性成分の失われる度合いが大きいこと、ろ過により、例えば鉄分などが装置に付着して温泉の成分に変化を与える可能性がある。

（循環装置等利用の理由の例示）

- ・「衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。」
- ・「温泉資源の保護と衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。」
- ・「浴槽内の温度を均一に保つため、循環装置を使用しています。」 など

エ 温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合

温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を添加して利用する場合や、衛生管理を目的とした塩素系薬剤等の消毒剤の添加やオゾン殺菌などの消毒処理を実施する場合は、温泉成分に変化をもたらす可能性がある。

対象とする物質の状態は、固体、液体又は気体の別を問わず、揭示対象に含める。牛乳、酒、食塩など全部又はその大半が溶解し、利用者が何を添加されているのか一見して認識できないものは、揭示対象に含める。また、湯の花のように、自然に発生しているか、人為的に添加しているか分からないものについては、人為的に加える場合は温泉に溶解し成分に変化をもたらすことがあり、また利用者に誤解を与えるおそれがあることから、人為的に加える場合については、揭示対象に含めるのが相当である。加えて、温泉と同等の成分を含む人為的に製造された液体を添加して利用する場合も対象となる。なお、しょうぶ（葉）やゆず（果実）など、利用者が一見して何が人為的に添加されているか認識できるものについては、揭示の対象とする必要はない。

（消毒方法及び消毒処理の理由の例示）

- ・「衛生管理のため、塩素系薬剤（オゾン、紫外線）を使用しています。」
- ・「 県公衆浴場条例の衛生に関する基準を満たすため、塩素系薬剤（銀イオン、光触媒）を使用しています。」 など

(入浴剤の名称について)

- ・入浴剤を使用する場合は、製品の名称、製造(販売)会社名、主要な成分等を記載すること。
- ・入浴剤を使用する時期が不定期の場合は、入浴剤の名称に加えて、「冬期のみ使用」、「毎月26日に使用」、「使用する日は、浴槽脇に表示します」などと書き加えること。
- ・牛乳、酒、食塩などを温泉に添加する場合は、その旨を記載すること。

(入浴剤添加の理由の例示)

- ・「季節感を感じていただきたいので、入浴剤を添加しています。」
- ・「お湯の色を良くしたいので、入浴剤を添加しています。」
- ・「香りを楽しんでいただきたいので、入浴剤を添加しています。」 など

2 掲示の具体的方法について

温度、衛生状態等は気温の変化や利用者の多寡等により変動する可能性がある項目であるので、温泉事業者にも、温泉利用者にも分かりやすいものにするよう努めること。また、年間を通じた状況が分かるような掲示の仕方を工夫すること。

4. 温泉の成分については、温泉分析書(「温泉分析書について」(昭和53年5月15日付け環自施第214号通知別表の「温泉分析書」をいう。)の「5. 試料1kg中の成分、分量及び組成」の項目のうち、検出されたものはすべて掲示すること。また、温泉分析書(ただし、温泉分析書別表は除く。)をそのまま用いることも、一つの方法であると考えられること。

3 同一施設内に温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有する場合について

同一施設内に、温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽(水道水を温めている浴槽等)を有している施設、とりわけそれらが同一浴室内に混在する施設にあっては、温泉利用の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるようにすること。また、同一施設内に源泉等が異なる、温泉の成分が異なる浴槽を有している施設にあっては、それぞれの泉質の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行うこと。

4 浴槽ごとの温泉成分等の掲示について

温泉成分等の掲示において、同一源泉から引湯し、同一浴室内その他互いに隣接した施設において利用する場合等、各施設相互間に成分の差異が全く認められないときには、まとめて掲示することができること。ただし、例えば、掲示の場所と浴室の場所が離れているような場合は、必ずしも「見やすい」場所とは言い難い場合もあることから、利用者が容易に知り得るかどうかという点に即して温泉利用の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行うこと。

5 温泉事業者による自主的な情報提供が望ましい事項について

ア 加水、加温、循環及び入浴剤の添加や消毒処理の程度を表示することは、温泉利用者への情報提供を進める観点から望ましい事項であるが、これらの程度については、気温の変化や利用者の多寡により変動する可能性があること、また、測定や検証が困難であることなどから、掲示項目に加えていないが、温泉事業者の自主的な情報提供として意義があると考えられる。

イ 上記のほか、温泉事業者が自主的な情報提供として意義があると考えられる事項としては、以下のようなものが考えられる。

加水する場合、水道水、井戸水、沢水等の別

源泉の状況（ゆう出量、揚湯方法、pH 値など）、源泉から利用の場までの供給方法・供給量

温泉利用施設の清掃の状況及び湯の入替頻度等

温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意 の掲示例

成 分	禁忌症及び入浴又は飲用上の注意	入浴又は飲用上必要な情報 (成分に影響を与える項目)
1. 源泉名	1. 浴用の禁忌症	1. 加水している場合(その旨とその理由)
2. 泉質	2. 飲用の禁忌症	2. 加温している場合(その旨とその理由)
3. 温泉 源泉	3. 浴用の方法及び注意	3. 循環利用している場合(その旨とその理由)
使用位置	4. 飲用の方法及び注意	4. 入浴剤等を添加している場合 物質の名称及び理由
4. 温泉の成分		5. 消毒処理している場合 消毒方法及び理由
5. 温泉の分析年月日		
6. 登録分析機関の 名称及び登録番号		

四 法第 19 条第 1 項の規定により都道府県知事の登録を受けた「登録分析機関」の行う温泉成分分析の結果に基づいて、成分等を掲示しなければならない。

なお、分析及び検査の方法として、環境省では鉱泉分析法指針を策定している(5 ページ参照)。

五 法第 18 条第 3 項に定める温泉成分分析を受けるべき期間については、温泉法施行令第 1 条のとおり定められている。

温泉法施行令

第一条 温泉法第十八条第三項 の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から十年以内とする。

1 背景

従前、温泉利用事業者は、施設内に温泉の成分等を掲示しなければならないと定められており、掲示する情報の更新については、「鉱泉分析法指針の改定について」(昭和 53 年環境庁自然保護局施設整備課長通知(現在は廃止)。)に、「再分析については、おおむね 10 年ごとに見直しをすることが妥当とされている」と記述されているのみであった。このような状況の中、温泉の維持管理、入浴者等への情報提供のため、定期的に成分分析を行い、その情報を掲示している施設がある一方、数十年前の成分の分析結果を掲示している施設も見受けられていた。温泉については、ゆう出後の時間経過により、その成分等が徐々に変化する場合があることが確認されており、古い分析結果を掲示している施設においては、入浴者等に対し現状と異なる情報が提供されている可能性があることが懸念されていたため、定期的な分析を義務付けたものである。また、再分析を行った際には、新たな分析結果に基づき掲示内容を 30 日以内に変更すること。なお、過去の成

分分析表等を参考として掲示することは、新たな分析結果に基づく措置がなされていなければ法に反するものではないが、利用者に誤解を与えないようにすること。

2 10年以内とした理由について

ア 温泉の成分分析の結果により確認された成分の変化

温泉の成分の経年変化については、時間の経過により徐々に成分に変化が見られることが確認されている。それぞれの地域等によって差異は生じるが、源泉に含まれる代表的な成分である塩化物イオン、ナトリウムイオン、硫酸イオンの変動率を計測すると温泉には年を経過するにつれ、変動率が大きくなる傾向が見受けられ、一部の温泉においては、10年後に大きく変化が見られたため、一義的には多くに温泉成分で概ね同様の結果が得られると考えたこと。

イ 外国における温泉の再分析の取扱いの例

先進国の中で、日本と同様に温泉の利用が多く、分析技術等が進んでいるドイツにおいては、成分分析を10年ごとに行う実例があること。

六 定期的な温泉成分分析を受けるべき期間について

法第18条第3項の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から10年以内とした。10年の起算日である「温泉成分分析を受けた日」とは、掲示されている「温泉の成分の分析年月日」とする。なお、「温泉の成分の分析年月日」について、登録分析機関が発行する温泉分析書中の「分析終了年月日」とすることとする。

七 温泉成分分析の実施場所、実施主体について

温泉成分分析は、利用施設において行うことを原則とするが、源泉と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合は、源泉において行っても差し支えない。（「平成14年3月29日付け環自整第148号自然環境局長通知」及び平成17年3月「平成13年温泉法改正に伴う施行通知の解釈について」参照）

なお、利用施設と源泉の管理者が異なる場合についても、法第18条第3項の温泉成分分析を受ける義務は常に温泉利用事業者に課せられる。

源泉と利用施設において温泉成分等に差異がある場合には、利用施設における温泉成分分析を行い掲示する必要がある。なお、鉱泉分析法指針（平成26年改訂）では、調査項目の1つとして、ゆう出地における温度等の調査も行うことを記載しており、その結果は分析書に併せて記載することとなる。

八 掲示内容の変更について

- 1 掲示内容の変更は、分析結果の通知を受けた日から起算して30日以内に行わなければならない。「分析結果の通知を受けた日」は、六に記載した「分析終了年月日」ではなく、まさに登録分析機関から結果の通知を受領した日である。
- 2 通知を受けた日を確認する方法としては、掲示内容の変更届出がなされる時に、事業者から当該分析結果の通知を受領した日を記載させ、確認することとする。
- 3 法第18条第3項の規定による掲示義務は、掲示内容が10年以内の分析結果に基づくことを

求めるものであり、10 年を迎える前、例えば1年ごとに自主的に分析を受けた場合において、その都度の掲示内容の変更を求めるものではない。法第 35 条に基づく立入検査や自主的な分析の結果、成分等が大幅に変動していたことが明らかになった場合には、掲示内容を変更することは望ましい。なお、温泉成分の全てを分析することは多額の費用がかかるため、自主的な分析として電気伝導率計を用いて、温泉成分の濃度を測定することも、成分の変化の目安として妥当である。

- 4 法第 18 条第 4 項の規定に基づき、掲示する内容を変更しようとするときにも、あらかじめ届け出なければならないこととされており、同条第 5 項の規定に基づき、不適正な内容である場合には掲示の内容を変更すべきことを命じることができる。

九 温泉の定義に該当しない旨の分析結果となった場合の対応について

1 基本的な考え方

地下水が法第 2 条第 1 項の温泉に該当するかどうかは、源泉において一時的又は季節的な変動を除き、常態として法別表に掲げる温度又は成分を有するかどうかで判断する。

したがって、10 年以内に実施した温泉成分分析の結果が必要な温度及び成分を有さないものであっても、一時的又は季節的な変動である可能性がある場合には、即座に温泉に該当しないものと判断する必要はない。

そのような場合には、温泉利用事業者に、常態として必要な温度又は成分を有するかどうかの調査を行わせ、その結果に基づいて温泉に該当するかどうかを判断することが適当と考えられる。

その調査の結果が、常態として法別表に掲げる温度又は成分を有さず、温泉に該当しない旨の結果であったときは、温泉の利用の許可は失効し、当該地下水は、温泉法の規制対象外となる。

2 常態として温度又は成分を有するかどうかの調査の方法

調査の適切な方法は個々の温泉により異なると考えられ、一律に定めるべきものではないが、孔内の保守点検・維持管理作業との調整を図りつつ、例えば、以下のような調査を実施すべきである。これは維持管理作業等を行う際に成分等に変化をもたらす可能性があるためである。

【調査方法の一例】

- ・ 調査期間を 1 年以内の範囲で定める。
- ・ 期間内に行う分析の回数を定める。分析回数は 1 回以上とし、2 回以上の場合は、概ね均等な間隔ごとに行うこととする。
- ・ あらかじめ定められた回数の分析を行い、当初の温泉成分分析の結果を含め、必要な温度又は成分を有する旨の結果が半数以上であれば、常態として必要な温度又は成分を有し、温泉に該当するものと判断する。
- ・ これらの調査は温泉資源保護のために行うモニタリングと合わせて行うことで、費用を抑えることができ、またより詳細なデータが得られる。

3 2の調査を実施中の温泉成分等の掲示の取扱いについて

調査の実施中は、成分等の掲示を変更しないことが適当である。その間は、以下の考え方により、法第18条第3項違反ではないと解することができる。

すなわち、温泉利用事業者は、当初の温泉成分分析が10年以内に温泉成分分析を受ける義務を履行しているが、その分析結果が一時的又は季節的な変動を受けたものであるために、常態としての温泉成分に変化があったか否か確定していないためである。

十 温泉利用に関する掲示内容等の考え方について

本条に基づく掲示内容は、温泉の「品質を確保する」ための法律ではなく、適正な利用等を目的としている。禁忌症の掲示が義務付けられたのは、温泉の特定成分が特定の疾患に有害である場合などがあることから、温泉利用者の健康保護（危険防止の観点）のためである。

なお、禁忌症においては、医師の指導に基づき利用する場合には、入浴等の利用をすることに問題はなく、禁忌に記載されている病気・疾患者が全く温泉入浴できないとしたものではないことを周知する必要がある。

十一 療養泉の適応症について

温泉療養の効用は、温泉の含有成分などの化学的因子、温熱その他の物理的因子、温泉地の地勢及び気候、利用者の生活リズムの変化その他諸般によって起こる総合作用による心理反応などを含む生体反応である。詳細は環自総発第1407012号平成26年7月1日付け環境省自然環境局長通知を参照されたい。なお、温泉法が温泉の適応症について格別の掲示義務を規定しなかったのは、公衆衛生の確保を行い不適切な利用方法を防止することに重点を置いたためであると考える。

十二 「温泉法第18条第1項に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」について

これまで、温泉の禁忌症等の内容については、下記の通知で対応が行われていた。

年	通知名等
昭和29年	温泉の適応症、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準
昭和42年	温泉の適応症、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準の一部改正
昭和57年	温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準、温泉の適応症決定基準（参考）

昭和57年に基準を策定して以降、長い年月が経過したことから、最新の医学的知見及び科学的根拠を反映させることが求められた。そのため、環境省では平成17年度より温泉療法医で構成される日本温泉気候物理医学会において、改訂案の検討を開始した。平成26年2月にパブリックコメントを実施し、同年4月に中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会を経て、同年7月1日に各都道府県知事宛に通知を行った。

温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準
(環自総発第1407012号平成26年7月1日付け環境省自然環境局長通知)

温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準については、以下の内容によることとする。なお、都道府県等及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、現に掲示しているものについては、今般の通知を踏まえて再検討を行うものとし、是正を要するものについては直ちに必要な措置を講ずるよう努めること。

1. 禁忌症について

禁忌症は、1回の温泉入浴又は飲用でも有害事象を生ずる危険性がある病気・病態である。なお、禁忌症にあたる場合でも、専門的知識を有する医師の指導のもとに温泉療養を行うことは妨げない。

また、禁忌症における疾病名等の表現はできる限り平易な用語を使用した。

2. 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示基準

(1) 温泉の禁忌症の掲示基準

温泉の禁忌症はおおむね以下に示す 温泉の一般的禁忌症、 泉質別禁忌症、 含有成分別禁忌症によること。

温泉の一般的禁忌症（浴用）

病気の活動期（特に熱のあるとき）
 活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、
 少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、
 消化管出血、目に見える出血があるとき、
 慢性の病気の急性増悪期

泉質別禁忌症

掲 示 用 泉 質	浴 用	飲 用
酸 性 泉	皮膚又は粘膜の過敏な人、高齢者の皮膚乾燥症	-
硫 黄 泉	酸性泉に同じ	-

含有成分別禁忌症

成 分	浴 用	飲 用
ナトリウムイオンを含む温泉を1日（1,200 / A）×1,000mLを超えて飲用する場合	-	塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）
カリウムイオンを含む温泉を1日（900 / A）		カリウム制限の必要な病態（腎不全、副腎皮質機能

× 1,000mLを超えて飲用する場合	-	低下症)
マグネシウムイオンを含む温泉を1日(300/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	-	下痢、腎不全
よう化物イオンを含む温泉を1日(0.1/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	-	甲状腺機能亢進症
上記のうち、二つ以上に該当する場合	-	該当するすべての禁忌症

(注)

Aは、温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)を指す。飲用する温泉について、含まれる成分ごとにそれぞれの重量に基づき具体的な飲用量を算出して記載すること。ただし、(2)入浴又は飲用上の注意の掲示基準 飲用の方法及び注意ウ.において、「温泉飲用の1日の総量はおおよそ200~500mLまでとすること。」としており、具体的限界値が500mL以上の場合は、温泉の1日の飲用量を超えているため、禁忌症を掲示することを要しない。

(例) ナトリウムイオン3,000mg/kg、カリウムイオン200mg/kg、マグネシウムイオン60mg/kg、よう化物イオン1mg/kgを含有する温泉を飲用する場合は、以下のとおり含有成分別禁忌症として掲示すること。

- ・ 1日に100mL(よう化物イオンの含有量から算出される限界値)を超えて温泉を飲用する場合：
甲状腺機能亢進症
- ・ 1日に400mL(ナトリウムイオンの含有量から算出される限界値)を超えて温泉を飲用する場合：
塩分制限の必要な病態(腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など)

(参考)

なお、この場合、カリウムイオン及びマグネシウムイオンに関しては上記の理由により、算出される具体的な限界値が500mL以上となるため禁忌症として掲示を行うことを要しない。

(2) 入浴又は飲用上の注意の掲示基準

浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。

- (ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ．入浴方法

(ア) 入浴温度

高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42 以上の高温浴は避けること。

(イ) 入浴形態

心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。

(ウ) 入浴回数

入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。

(エ) 入浴時間

入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

ウ．入浴中の注意

(ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。

(イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。

(ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ．入浴後の注意

(ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）

(イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ．湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ．その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

飲用の方法及び注意

温泉は、ゆう出後、時間の経過とともに変化がみられるため、地中からゆう出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければ、かえって身体に不利に作用する場合もあるので、温泉の飲用は、以下の事項を守って行う必要がある。

なお、温泉を飲用に供する場合は、当該施設の設置者等は新鮮な温泉を用いるとともに、源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行う必要がある。

ア．飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。

イ．15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。

ウ．飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。

エ．温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。

(注)

1．温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合は、この記載に加えて、別に定める方法により飲用量を示すこととする。

2．温泉がpH3未満である場合(希釈が行われ、飲用に供する温泉がpH3以上になっている場合を除く。)は、この記載に代えて、例えば「この温泉の液性は酸性であるため、真水でpH3以上となるようおよそA倍に薄めた上で、飲用の1回の量は100mLまでとし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。」とする。なお、Aの数値は、pHにより異なるため、pH3以上となるように具体的希釈倍率を算出して記載すること。

オ．飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものをを用いること。

カ．飲泉は一般に食事の30分程度前に行うことが望ましいこと。

キ．飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。

ク．飲用する際には、誤嚥に注意すること。

(注) 誤嚥とは、うがいや焦って飲むことなどにより、肺や気管に水分を吸い込んでしまうことをいう。なお、嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。

(3) 基準の適用対象

上記2.(1)及び(2)の基準は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用する。なお、医療機関が治療行為の一環として温泉を使用する場合には、全ての基準が適用されるものではない。

(4) 掲示の手続

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、温泉法第18条第4項に基づき、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項を掲示又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を都道府県知事へ届け出なければならない。各都道府県知事等は届出の受理後、専門的知識を有する医師の意見を聴くことを原則とする。なお、各都道府県知事等は健康を保護するために必要であると認めるときは、届出がなされた内容を変更すべきことを命ずることができる。

3. 療養泉の適応症

温泉療養を行うにあたっては、以下の点を理解して行う必要がある。

温泉療養の効用は、温泉の含有成分などの化学的因子、温熱その他の物理的因子、温泉地の地勢及び気候、利用者の生活リズムの変化その他諸般によって起こる総合作用による心理反応

などを含む生体反応であること。

温泉療養は、特定の病気を治癒させるよりも、療養を行う人の持つ症状、苦痛を軽減し、健康の回復、増進を図ることで全体的改善効用を得ることを目的とすること。

温泉療養は短期間でも精神的なリフレッシュなど相応の効用が得られるが、十分な効用を得るためには通常2～3週間の療養期間を適当とすること。

適応症でも、その病期又は療養を行う人の状態によっては悪化する場合があるので、温泉療養は専門的知識を有する医師による薬物、運動と休養、睡眠、食事などを含む指示、指導のもとに行うことが望ましいこと。

従来より、適応症については、その効用は総合作用による心理反応などを含む生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であること等から、その掲示の内容については引き続き知事の判断に委ねることとしていること。

(1) 療養泉の適応症の掲示基準

療養泉の一般的適応症（浴用）

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、
 運動麻痺における筋肉のこわばり、
 冷え性、末梢循環障害、
 胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、
 軽症高血圧、
 耐糖能異常（糖尿病）、
 軽い高コレステロール血症、
 軽い喘息又は肺気腫、
 痔の痛み、
 自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、
 病後回復期、
 疲労回復、健康増進

泉質別適応症

掲 示 用 泉 質	浴 用	飲 用
単 純 温 泉	自律神経不安定症、不眠症、うつ状態	-
塩 化 物 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症	萎縮性胃炎、便秘
炭 酸 水 素 塩 泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、皮膚乾燥症	胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常（糖尿病）、高尿酸血症（痛風）

硫酸塩泉	塩化物泉と同じ	胆道系機能障害、高コレステロール血症、便秘
二酸化炭素泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症	胃腸機能低下
含鉄泉	-	鉄欠乏性貧血
酸性泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常（糖尿病）、表皮化膿症	-
含よう素泉	-	高コレステロール血症
硫黄泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、慢性湿疹、表皮化膿症（硫化水素型については、末梢循環障害を加える）	耐糖能異常（糖尿病）、高コレステロール血症
放射能泉	高尿酸血症（痛風）、関節リウマチ、強直性脊椎炎など	-
上記のうち二つ以上に該当する場合	該当するすべての適応症	該当するすべての適応症

(注)

- 療養泉の一般的適応症及び泉質別適応症について重複するものがある場合は、掲示に当たっては、泉質別適応症の掲示を優先し、重複するものを一般的適応症から除いても差し支えない。
- 鉱泉分析法指針（平成26年改訂）（*）に示す療養泉の泉質の分類が二つ以上該当する場合における適応症は「該当するすべての適応症」としているが、掲示に当たっては、重複して掲げないこととする。

（例）含二酸化炭素 - ナトリウム - 塩化物泉の場合は、「塩化物泉」と「二酸化炭素を含む療養泉」に該当するため、浴用の適応症として、きりきず、末梢循環障害及び冷え性は、重複して掲げない。

* 鉱泉分析指針（平成26年改訂）における療養泉の泉質の分類を参照すること。

(2) 基準の適用対象

上記3.(1)の基準は、温泉を公共の浴用又は飲用に供する宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用する。なお、医療機関が治療行為の一環として温泉を使用する場合には、全ての基準が適用されるものではない。また、療養泉の一般的適応症及び泉質別適応症のほか伝統的適応症を適応症として決定する場合は、専門的知識を有する医師の意見を参考とすることが望ましい。

(3) 掲示の手続

適応症の掲示を3(1)の基準に沿って行おうとする場合、公共の浴用又は飲用に供する者は、都道府県、保健所設置市又は特別区が必要に応じて定める手続を経ることとする。また、掲示内容の決定に際しては、都道府県等は専門的知識を有する医師の意見を聴くことを原則とすることが望ましい。

4. 留意事項

温泉は自然由来のものであり、ゆう出後に空気との接触による酸化、揮発性成分の揮散等により、温泉成分に変化が見られる場合もあり、実際の浴用にあたっては気温変化や利用者の多寡による変化の度合も異なるため、恒常的に分析結果を示すことは困難である。

掲示内容については、利用施設における成分分析結果に基づき行うことを原則とするが、ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、ゆう出口における分析結果に基づき掲示して差し支えないとしている。よって、源泉の分析結果に基づき適応症を判断したものである場合にはその旨が温泉利用者へ分かるようにすること。また、利用施設における温泉の成分分析結果に基づいて適応症を判断した場合にはその旨を掲示することは差し支えない。

なお、加水、加温、循環(ろ過)、消毒、入浴剤添加については、温泉法施行規則第10条に基づき、公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由を掲示する必要がある。

温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について

(環自総発第1407012号 7月1日付け環境省自然環境局自然環境整備担当参事官通知)

標記については、平成26年7月1日付け環自総発第1407012号により環境省自然環境局長から通知されたところであるが、同通知の別紙の2. 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示の基準(2) 入浴又は飲用上の注意の掲示の基準 飲用の方法及び注意、エ.(注)1.において別に定めることとされている、温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合の飲用量を明示する方法を下記のとおり定めたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。

なお、「温泉法第13条の運用について」(昭和57年5月25日付け環自施第227号環境庁自然保護局施設整備課長通知)は廃止する。

記

1. ひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀

(1) 1日当たりの飲用量の算出の方法

ひ素

1日当たりの飲用量 = $(0.1 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれるひ素の重量 (mg)

成分の総摂取量 0.1mg

銅

1日当たりの飲用量 = $(2.0 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれる銅の重量 (mg)

成分の総摂取量2mg

ふっ素

1日当たりの飲用量 = $(1.6 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれるふっ素の重量 (mg)

成分の総摂取量1.6mg

鉛

1日当たりの飲用量 = $(0.2 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれる鉛の重量 (mg)

成分の総摂取量0.2mg

水銀

1日当たりの飲用量 = $(0.002 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれる水銀の重量 (mg)

成分の総摂取量0.002mg

(2) 算出された飲用量の明示の方法

算出された飲用量が150mL未満の場合

この温泉はひ素^(*)を含むため、温泉飲用の1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示) mLまでとすること。

算出された飲用量が150mL以上500mL未満の場合

この温泉はひ素^(*)を含むため、温泉飲用の1回の量は一般に100~150mL程度とし、その1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示) mLまでとすること。

(*) 飲用量が制限される要因となる成分(ひ素、銅、ふっ素、鉛又は水銀)を記載する。

算出された飲用量が500mL以上の場合

温泉飲用の1回の量は一般に100~150mL程度とし、その1日の量はおよそ200~500mLまでとすること。

(注)

算出された飲用量が500mL以上の場合、温泉の1日の飲用量を越えているため、明示することを要しない。

2. 遊離炭酸

(1) 1回当たりの飲用量の算出の方法

1回当たりの飲用量 = $(1,000 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉 1 kg 中に含まれる遊離炭酸の重量 (mg)

成分の総摂取量 1000mg (1回につき)

(2) 算出された飲用量の明示の方法

算出された飲用量が150mL未満の場合

この温泉は遊離炭酸を含むため、温泉飲用の1回の量は(算出された飲用量を具体的に明示) mLまでとし、その1日の量はおよそ200～500mLまでとすること。

算出された飲用量が150mL以上の場合

温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の量はおよそ200～500mLまでとすること。

(注)算出された飲用量が150mL以上の場合、温泉の1回の飲用量を越えているため、明示することを要しない。

<参考> 足湯の入浴上の注意について

足湯については、一般的な浴用と異なり、着衣のまま入る、また駅前等に設置されることが多い。そのため、足湯特有の注意事項として、「ペットを入れない」「足以外を入れない」「利用時の飲食は禁止」といったことが想定される。

<参考> 温泉成分分析のタイミング

分析実施のタイミング	法律	施行規則	実施者	実施方法
掘削工事完了時	第8条(工事の完了届出)	第5条第1項第6号: 掘削の工事により温泉がゆう出した場合は、その旨	指定無し	法での指定無し 環境省通知として「鉱泉分析法指針」を通知。
利用許可申請時	第15条第1項	第7条第1項第5号他: 温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行つた登録分析機関の名称及び登録番号	登録分析機関 (法で明記されていないが、施行規則第7条第1項第5号を踏まえてのもの)	法での指定無し 環境省通知として「鉱泉分析法指針」を通知。
成分分析の掲示時	第18条第1項、第2項(温泉の成分等の掲示)	第10条第1項第4号他: 法第18条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項 4. 温泉の成分	登録分析機関 (法第18条第2項)	法での指定無し 環境省通知として「鉱泉分析法指針」を通知。

「温泉の成分」を示すタイミングとして、上記3つがある。鉱泉分析法指針(平成26年改訂で示されている鉱泉分析試験では、その目的として「温泉法に定める温泉に該当するものを公共の浴用または飲用に供する際、あらかじめ行うべき試験である。試験は対象とする地下水が、温泉法に定義される温泉に適合するかどうかを判定すること等」としている。

環境省が温泉分析方法として示している鉱泉分析試験法では、その目的を上記のとおりにしており、これは法第15条に基づく許可申請を想定したものである。なお、利用許可申請における温泉の

成分については、許可申請を行う利用施設におけるものを申請することが原則となる。

法第8条1項に基づき届出される完了届けに記載される「温泉ゆう出の有無」の判定にあたって、鉱泉分析試験法を用いた分析データを添付する等は、より詳細なデータをとるという観点から有用なことである。ただし、本タイミングで行った結果と利用する温泉施設における成分が同じでなければ、別途、登録分析機関による温泉分析が必要である。

十三 温泉成分分析を行う者の登録

- 第十九条** 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設(以下「分析施設」という。)について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 分析施設の名称及び所在地
 - 三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能
 - 四 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第二十五条(第三号に係る部分を除く。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、温泉成分分析(温泉の成分についての分析及び検査)を行おうとする者は、当該分析施設の所在地における都道府県知事への登録が必要である旨規定しているものである。

【解説】

一 法の規定の他、登録に関する申請については、施行規則第12条に定められている。

(登録の申請)

第十二条 法第十九条第二項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 三 分析施設(法第十九条第一項に規定する分析施設をいう。以下同じ。)の見取図
- 四 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
- 五 申請者が法第十九条第四項各号に該当しない者であることを誓約する書面

- 2 法第十九条第二項第四号 の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 温泉成分分析の業務の責任者（次号及び第三号において「分析責任者」という。）の氏名
 - 二 温泉成分分析の業務に関し分析責任者が有する資格
 - 三 分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要
 - 四 その他参考となるべき事項

1 施行規則第 12 条第 1 項第 4 号について

「十分な経理的基礎を有することを証する書類」とは、財務諸表等を指し、財政上法人として維持されることが確保できるか否かを確認できる資料のことである。

2 施行規則第 12 条第 2 項第 2 項について

「業務に関して分析責任者が有する資格」とは、水質分析や計量法に基づく資格等を指す。

3 施行規則第 12 条第 2 項第 3 項について

「温泉の成分分析に関する経験及び研究成果の概要」とは、他法人において温泉成分の分析を行った経験や研究論文等の概要であるが、必ずしも温泉成分の分析経験や発表した研究成果がなければならぬものではない。

規則第 12 条第 1 項第 2 号における「又は外国人登録証明書の写し」の削除について

従前、同号においては「その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し」と規定していたが、平成 21 年 7 月 15 日に公布された住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）等の施行に伴い、外国人登録証明書は廃止され、住民基本台帳制度に外国人も加えられ、住民票が作成されることとなったため、平成 23 年の省令改正により「又は外国人登録証明書の写し」を削除したものである。

二 法第 19 条第 3 項第 1 号における温泉成分を適正に実施するに足りる登録の基準については、施行規則第 14 条に定められている。

（登録の基準）

第十四条 法第十九条第三項第一号 の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる器具、機械又は装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。）を保有していることとする。

- 一 ガラス製棒状温度計（日本工業規格 B 七四一一に適合するものであつて、目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が 0・一度以下のものに限る。）
- 二 化学天びん（ひょう量が十グラム以上であつて、感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）が 0・一ミリグラム以下のものに限る。）
- 三 原子吸光光度計

四 分光光度計

五 水素イオン濃度計（日本工業規格 Z 八八〇二に適合するガラス電極法による形式のものに限る。）

六 イオンクロマトグラフ

七 I M 泉効計又は液体シンチレーションカウンタ -

八 水銀用原子吸光分析装置

2 前項第七号に掲げる装置(これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。以下この項において「I M 泉効計等」という。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、申請者がその旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、保有することを要しない。

一 申請者が、I M 泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合に I M 泉効計等を借り受ける旨の契約を締結しているとき。

二 申請者が、I M 泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関が I M 泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わつて行う旨の契約を締結しているとき。

1 ラドン分析の法法として I M 泉効計による測定法と液体シンチレーションカウンタ - による測定法があるが、現在、I M 泉効計は製造が終了しメンテナンスも極めて困難な状況である。そのため、故障した際には事実上修理が不可能となった。また、一部の I M 泉効計の代用標準には酸化ウラン (U_3O_8) が使用されているが、現在、酸化ウランは「核燃料物質」とされており、国際規制物資の扱いを受ける物質となっており、事実上使用することが困難である。

2 施行規則では、I M 泉効計を所有している機関との間で I M 泉効計等の賃貸契約や分析依頼契約を締結していれば、I M 泉効計等を所有していなくても登録分析機関の基準を満たせることとなっている。なお、液体シンチレーションカウンタ - は高額である上、環境分析業界ではあまり分析依頼の見込めない放射線を測定する装置であることから、登録分析機関への導入が進んでいない現状がある。

3 このような状況を受けて、平成 26 年度、環境省においてゲルマニウム半導体検出器を用いたラドン分析について検討を行い、ゲルマニウム半導体検出器を用いてラドン等濃度を測定することは適当であるとの結論を得たため、環自総発第 1503124 号平成 27 年 3 月 12 日付け自然環境局長通知において、ゲルマニウム半導体検出器は温泉法施行規則（平成 23 年厚生省令第 35 号）第 14 条第 1 項に規定される I M 泉効計又は液体シンチレーションカウンタ - と同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置と解して差し支えないものとした。

十四 変更の届出

第二十条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、登録分析機関が法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項に変更があつたとき、都道府県知事に届け出なければならない旨を規定したものである。

【解説】

一 登録事項の変更の届出等については、施行規則第 15 条に定められている。

第十五条 法第二十条の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 登録の年月日
- 三 登録番号
- 四 変更の内容
- 五 変更の年月日
- 六 変更の理由

2 法第二十条の環境省令で定める軽微な事項は、第十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

1 施行規則第 20 条に規定している「環境省令で定める軽微なもの」とは、施行規則第 12 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項としており、第 3 号は、「分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要」及び第 4 号は、「その他参考となるべき事項」である。

十五 廃止の届出

第二十一条 登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。

【趣旨】

本条は、登録分析機関が、温泉の分析業務を廃止した場合には、都道府県知事に届け出なければならないこと、また、当該届出をもって、登録分析機関の登録は効力を失うことを定めたものである。

【解説】

一 温泉成分分析の業務を廃止するときには、施行規則第 16 条の規定に基づき手続を行うものとする。

第十六条 法第二十一条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 登録の年月日
- 三 登録番号
- 四 廃止の年月日
- 五 廃止の理由

十六 登録の抹消

第二十二条 都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十五条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。

【趣旨】

本条は、登録分析機関が、温泉成分分析の業務を廃止し、都道府県知事へ廃止の届出書を提出し、登録の効力が失効したとき、又は法第 25 条に基づき登録を取り消されたときは、登録分析機関登録簿から登録を抹消しなければならない旨を規定したものである。

【解説】

登録分析機関の登録を抹消したときには、その旨を環境省へ報告するようお願いしている。これは、温泉事業者等が温泉の分析を実施する際に参考にするためである。

十七 登録分析機関登録簿の閲覧

第二十三条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、温泉成分分析を行おうとする者の登録をしたときは、登録分析機関登録簿に登録し、一般の閲覧が可能な状態にしなければならない旨を規定したものである。

【解説】

本条は温泉の成分分析について、温泉事業者の利便性を高めるための観点から設けられたものである。なお、法第 18 条の温泉成分分析は、法第 15 条に基づく利用の許可を受ける施設等が所在する当該都道府県内の登録分析機関による成分分析でなければならないとの規定はないことから、他県に登録されている登録分析機関による分析でも問題はない。

十八 登録分析機関の標識

第二十四条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

【趣旨】

本条は、登録分析機関は、その事務所及び分析施設ごとに公衆の見やすい場所に、標識を掲示しなければならない旨を規定したものである。

【解説】

登録分析機関の標識の掲示等については、施行規則第 17 条に定められている。

第十七条 法第二十四条の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項を標識に記載して行うものとする。

- 一 登録の年月日
- 二 登録番号
- 三 登録を受けた分析施設の所在地の属する都道府県名
- 四 登録分析機関の氏名及び住所（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 五 分析施設の名称及び所在地

2 法第二十四条の環境省令で定める様式は、様式第二のとおりとする。

様式第 2（施行規則第 17 条関係）

登録分析機関登録票	
この標識は、温泉法に基づく登録分析機関としての登録の主要な内容を表示しています。	
登録の年月日	
登録番号	
登録を受けた分析施設の所在地の属する都道府県名	
氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
分析施設の名称及び所在地	

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格 A 3 とする。

十九 登録の取消し

第二十五条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第一項、前条、次条並びに第二十七条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 第十九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
- 三 第十九条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けたとき。

【趣旨】

本条は、登録分析機関の登録の取消し要件等について規定したものである。

二十 環境省令への委任

第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、登録の手續、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める。

【趣旨】

本条は、登録の手續、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関し必要な事項は、環境省令で定める旨を規定したものである。

【解説】

「登録の手續」については、施行規則第12条、「登録分析機関登録簿の様式」については、施行規則第13条、「登録の基準」については、施行規則第14条、「登録事項の変更の届出等」については、施行規則第15条、「温泉成分分析の業務の廃止の届出」については、施行規則第16条及び「登録分析機関の標識の掲示等」については、施行規則第17条にそれぞれ定めている。

- 一 施行規則第13条に規定する「登録分析機関登録簿の様式」について
様式第1（第施行規則13条関係）

登録の年月日		登録番号	
氏名又は名称		法人にあっては、 代表者の氏名	
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号 住 所 電話番号		
分析施設の名称			
分析施設の所在地	郵便番号 住 所 電話番号		

備考：この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

二十一 温泉成分分析の求めに応ずる義務)

第二十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

【趣旨】

本条は、登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない旨を規定したものである。

【解説】

「正当な理由」とは、自然災害等により分析を行う施設・機器等が損壊し分析を行える状況ではないとき、又は保有している器具、機械又は装置が一時的に使用できなくなったとき等が該当する。

二十二 報告徴収及び立入検査

第二十八条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求めることができること、また、その職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができることを規定したものである。

【解説】

一 「職員」とは、都道府県温泉行政担当官等が該当する。

二 立入検査を行うにあたっては、法第 28 条第 2 項の規定によりその身分を示す証票を携帯しなければならない。この証票の様式は、施行規則第 19 条に定められている（様式第三参照）。

様式第 3 (施行規則第 19 条関係)

(表)

写 真	温泉法第 2 8 条の規定による身分証明書	第 号
	職名及び氏名 生年月日	年 月 日発行
	都道府県知事	印

(裏)

温泉法抜粋
(報告徴収及び立入検査)
第 2 8 条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 4 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 第 2 8 条第 1 項又は第 3 4 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第 2 8 条第 1 項又は第 3 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とする。

第二十九条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設(温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。)の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

【趣旨】

本条は、国民保養温泉地の指定に関する規定である。

温泉は、古くから国民の保健休養に重要な役割を果たしてきたものであるが、その利用度が高いだけに営利を目的とする商業主義が中心になると、温泉地によっては、歓楽化する傾向があることは否定できない。しかし、このような傾向は本来温泉に期待されている国民の健全な保健休養の場としての役割とはかけ離れたものであって、好ましい傾向とは言えない。そこで国家的な見地から温泉が本来有する機能を十分果たしうるような施策を講ずる必要がある。

【解説】

一 本条に基づき指定された温泉地は、昭和 29 年から「国民保養温泉地」と呼ばれている。これは、法、省令又は施行規則に定められたものではない。

二 保養温泉地の指定の目的は、「温泉の公共的利用の増進」である。「温泉の公共的利用の増進」とは、温泉地の享乐的傾向を是正し、健全なレクリエーションの場することを基本としつつ、社会情勢や温泉利用者のニーズ、観光旅行の形態の多様化、観光をめぐる情勢の変化等を反映させることである。多様化する国民のニーズ等に対応した魅力ある温泉地づくりを進め、国民のすべてが快適にかつ安価にこれを利用できる方途を講ずることである。

三 「温泉の公共的利用の増進」という指定の目的を達成する手段は、「温泉利用施設の整備及び環境の改善」である。

1 「温泉利用施設」とは、揚湯、貯湯、分湯等の温泉の採取に関する施設、温泉を医治的利用に供する療養施設、ホテル、ロッジ、旅館、保養所等の宿泊施設、公衆浴場、温泉プール等の保健休養施設等という。

2 「環境の改善」とは、気候療養地として好ましい環境の造成及び環境衛生の改善の両者を意味する。さらに、温泉資源の保護を図りつつ、自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等それぞれの温泉地の特性を踏まえたものである。

四 環境大臣は、本条の規定に基づき、地域の指定を行ったときは、官報によって、これを公示するものとしている。その地域を変更したときも同様とする旨を施行規則第 20 条により定めている。

第二十条 環境大臣は、法第二十九条に規定する地域を指定したときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

五 国民保養温泉地は、国民の保健・休養・健康づくりに資する貴重な温泉地であり、温泉の公共的利用の増進を図らせるためのモデル的存在であることから、自然環境等を積極的に活用して、

温泉本来の効用を十分に発揮させるような利用がなされる温泉地の育成を行うことが国の責務と考える。そのため、国家的な見地から温泉が本来有する機能を十分果たしうるような施策を講ずること、今後も、温泉地について、理想的な目標・計画を樹立し、将来誤りのない発展を遂げさせることにより、当該温泉地のみならず、我が国全体の温泉の公共的利用の増進を図ること、国民保養温泉地の公共的利用の増進という目的を達成する手段として、「温泉利用施設の整備及び環境の改善」を図ることが国の役割であるとする。

六 国民保養温泉地における「歓楽化の防止」の考え方については、風俗営業への対応が問題となるが、一般的に風俗営業の対象となる、キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店等がすべて受容できないということは妥当ではない。したがって、対応としては、常識的に判断し、キャバレー等が軒をつらね、客引きをするなどいわゆる公序良俗に反するような行為の発生するような地区は好ましくない。即ち、健全な温泉地のイメージを否定するような温泉地は国民保養温泉地の指定になじまないと考えるべきだろう。

よって、健全な温泉地であるか否かの判断は、あくまでも当該温泉地の歴史的、社会的な評価や関係市町村、温泉地内の関係者（旅館組合、観光協会等）が、健全な温泉地づくりと管理運営に関する社会的な使命の達成に対する前向きな姿勢を堅持する等を踏まえ、ケースバイケースで判断する必要がある。

七 国民保養温泉地の大部分は、保健休養の場として一定の発展を遂げ、昭和 29 年の制度の発足から長い年月が経過し、この間、我が国の社会情勢や温泉利用者のニーズ等が大きく変化したため、現在の実態に即した制度の運用が求められた。

具体的にはそのため、多様化する国民のニーズ等に対応した魅力ある温泉地づくりを進めるために、温泉資源の保護を図りつつ、自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等それぞれの温泉地の特性を踏まえ、方向性を明確にした取組を進展させ、当該温泉地のみならず、我が国全体の温泉の公共的利用の増進を図ろうとする取組が求められたため、選定標準の改定を行った（詳細は八に示した通知参照）。

八 国民保養温泉地の選定標準等については、「国民保養温泉地の選定について」（平成 24 年 7 月 31 日付け環自総発第 120731001 号環境省自然環境局長通知）を發出している。本通知では、国民保養温泉地計画書の内容も示している。

九 平成 27 年 5 月 1 日に芦之湯温泉（神奈川県足柄下郡箱根町）が新規に指定され、全 92 箇所が国民保養温泉地として指定されている。

二十四 改善の指示

第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。

【趣旨】

本条は、国民保養温泉地内の温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示について規定したものである。法第 29 条の規定に基づいて指定された地域を理想的な温泉地とするための措置は、本来、温泉利用施設の管理者その他温泉地自身の努力によって自主的に行われることが最も望ましいのであるが、温泉行政を所管する行政庁においても、適宜指示を与えこれを助長促進することが必要である。本条は、このような趣旨から、環境大臣又は都道府県知事が温泉地計画の定めるところに基づいて温泉利用施設の管理者に対し指示を与え得る旨を規定したものである。

【解説】

一 本条の指示は、「環境省令で定めるところにより」、あらかじめ環境大臣の定める施設の整備及び環境の改善に関する温泉地計画に基づいて行われるものである。

二 温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示については、施行規則第 21 条により定められている。

第二十一条 法第三十条の指示は、あらかじめ環境大臣の定める施設の整備及び環境の改善に関する温泉地計画に基づいて行うものとする。

三 指示の相手方は、「温泉利用施設の管理者」である。「温泉利用施設」については、法第 29 条の場合と同様に解する。その「管理者」は、多くの場合、法第 15 条の許可の相手方と一致すると考える。

四 指示し得る事項は、「温泉利用施設又はその管理方法の改善」である。「温泉利用施設」の改善とは、諸施設の増築、改築等をいう、一方、「その管理方法の改善」とは、温泉利用施設内の清掃管理、塵芥汚物の処理、宿泊料等使用料金その他サービスの改善をいう。

五 都道府県等は、地域主体的な温泉地計画により、各温泉地の特性を踏まえた「今後の取組方策」及び「配置計画又は育成方針」に対する助言・指導を行うとともに、温泉地の公共的利用増進に向けた取組等に関する市町村等との調整、温泉地の位置づけ・将来構想等施策との整合性の確保等を図る必要がある。

第三十一条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 公衆衛生上必要があると認めるとき。
 - 二 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、温泉の利用許可の取消し、利用の制限及び危害予防の措置に関する規定である。すなわち、一旦、有害でないと判断して、第15条第1項の利用許可を与えた温泉についても、その後に至って公衆衛生上種々の支障を生ずる可能性がある。本条は、このような場合において当初の許可を取り消し、又は必要な措置を講ずることができる旨を規定したものである。

【解説】

- 一 「公衆衛生上必要があると認めるとき」とは、国民の健康の保持、増進のため必要な場合を広く指すものであり、法第15条第3項にいう「温泉の成分が有害であると認めるとき」よりも広義の概念である。したがって、当初、有害でなかった温泉の成分が有害な成分に変化したとき、従来の成分のほかに亜硫酸ガスその他の有毒なガスが多量併発するに至ったとき等のほか、利用施設の構造、利用施設の換気、採光あるいは、利用方法そのものが公衆衛生上適当でない場合をも含むを解される。
- 二 「温泉源より温泉を採取する者」及び「温泉利用施設の管理者」に対する第15条第1項の許可の取消しに関しては、温泉を直接又は間接に公共の用に供する場合に限られるものと解すべきである。
- 三 本条第1項第1号の規定による法第15条第1項の許可の取り消しは、「公衆衛生上必要があると認めるとき」に限られる。つまり、公衆衛生等以外の目的、例えば、当該温泉地の風紀が乱れるといった理由により取り消しを行うことは出来ない。
- 四 「温泉の利用の制限」とは、温泉の成分が無害か否かを確認するための一時的な利用の禁止あるいは、特定の成分を多量に含有する温泉について、虚弱者及び小人等の利用を禁止する場合等をいう。

五 「危害予防の措置」とは、殺菌のための加熱等の措置、有毒物の混入防止、換気採光装置の改良等の措置をいう。

六 本条の規定に基づく措置に必要な費用は、受命者がこれを負担する。温泉を公共の用に供する者が公衆衛生の適正を期すべきことは、当然の義務である。

七 本条の処分は、相手方に不利益を課する処分であるので、法第 33 条の規定に基づき、公開聴聞の経路を経るべきとされている。

温泉法	浴 用	飲 用
第 31 条第 1 項 (許可取消し)	<ul style="list-style-type: none">・ 公衆衛生上必要があると認めるとき・ 法律規定により罰金以上の刑等・ 法律又は規定に基づく命令・処分違反・ 許可条件に違反したとき	同左
第 31 条第 2 項 (利用制限又は 危害予防)	<ul style="list-style-type: none">・ 公衆衛生上必要があると認めるとき・ 法律又は規定に基づく命令・処分違反・ 許可条件に違反したとき	同左

温泉成分等に有害な成分等が含まれた場合に限定されず、温泉利用施設のレジオネラ属菌等を含む有害微生物からの汚染を防止する必要があるときも含まれると解する。よって、温泉法に基づき、衛生管理面からの施設の利用方法の指導を行うことも可能であると考えらる。

第五章 諮問及び聴聞

一 審議会その他の合議制の機関への諮問

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、都道府県知事が温泉の保護に関連のある一定の処分を行うに当たって、審議会その他合議制の機関(以下「審議会等」という。)の意見を聴かなければならないことを規定している。

本条に掲げる一定の処分(「第三条第一項」による掘削の許可又は不許可、「第四条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)」による掘削、増掘又は動力措置の許可基準に適合又は不適合、「第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)」による掘削、増掘又は動力装置の許可の取消し又は必要な措置命令、「第十一条第一項」による増掘又は動力装置の許可又は不許可又は「第十二条」による採取制限命令)は、いずれも高度な専門的知識を要するものであり、かつ、相手方及びステークホルダーの利害に関するところが大きいので、処分の適正を期するために本条が設けられた。

【解説】

一 都道府県知事が温泉の保護を目的とする許可、命令等の処分を行う際に、合議制の機関の意見を聴くこととしている。これは、地中に存在し、目で見ることができない温泉資源への影響等について、地質構造、水文学等様々な分野から総合的かつ客観的な意見を都道府県知事が聴くための規定である。

二 一方、温泉の適正な利用のための処分については、公衆衛生上問題があるか否かを基準として判断するため、審議会等への諮問の対象としていない。

また、法第4条第1項第2号の可燃性天然ガスによる災害の防止の観点からの処分は、あらかじめ定められた技術基準に適合しているかどうか、現に明らかに生じているガスによる危険にどのように対応するか、という観点で判断するものであるため、温泉の保護のように、目に見えない影響を予測して総合的に判断するものではなく、一律の判断が可能なものであるので、審議会等への諮問の対象には含めない。

三 都道府県知事の諮問に対する審議会等の答申は、知事の処分に対して、法律上、拘束力を有するものではないが、諮問は処分の適法要件と解されるから、諮問を欠く処分は瑕疵のあるものとして取消しの対象になるものと考えられる。

なお、この点に関し、法第32条が知事に対し審議会等の意見を聴かなければならないこととしたのは、知事の処分の内容を適正ならしめるためであり、利害関係人の利益の保護を直接の目的としたものではなく、また、知事は審議会等の意見に拘束されるものではないと解せられるとして、審議会等の意見を聴かなかつたからといって知事の許可処分が当然に無効となるものとは解

しがたいとした判例（昭和 46 年 1 月 22 日最高裁判決、最高裁判所民事判例集 25 巻 1 号 45 頁）がある。

四 法第 12 条の規定に基づく採取制限命令を行う場合、本条により審議会等の意見を聴かなければならないが、その場合の諮問内容は、制限の可否のみならず、その実施方法についても諮問すべきである。また、法第 3 条の掘削許可を受けた後、口径、深度その他温泉法施行規則第 1 条に掲げる申請事項を変更する場合は、改めて審議会等に諮問されなければならない。

五 審議会等の委員については、従前から地学、医学、薬学、法律学等の学識経験者を含む適切な委員構成を確保することが望ましい。また、審議会等の開催時期・回数については、行政手続法の趣旨に鑑み、適切な時期に開催することを期待するものである。ただし、地方分権の観点から、都道府県に設置される審議会等の組織及び運営については、都道府県自らの判断によるべきものである。

六 加えて個別の事案に応じて臨時委員又はオブザーバーの任命、ヒアリングの実施等により専門家に意見を求めることは多方面から意見を収集することとなり好ましいことである。

七 平成 3 年 5 月の「行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律」による改正により、都道府県温泉審議会は都道府県自然環境保全審議会へ統合され、同審議会の温泉部会として組織化されたが、平成 11 年 7 月に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律に基づく自然環境保全法」の改正により、都道府県自然環境保全審議会の必置規制が弾力化されたことに伴い、本条項は改正された。温泉の掘削等に係る調査審議を行う機関は、必ずしも都道府県自然環境保全審議会ではなくともよいこととなったが、いずれにしても自然環境保全法第 51 条の規定に基づき設置されていることが必要である。

二 聴聞の特例

第三十三条 都道府県知事は、**第九条第二項**(**第十一条第二項**又は**第三項**において準用する場合を含む。)、**第十二条**、**第十四条の九第二項**又は**第三十一条第二項**の規定による命令をしようとするときは、**行政手続法**(平成五年法律第八十八号)**第十三条第一項**の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 **第九条**(**第十一条第二項**又は**第三項**において準用する場合を含む。)、**第十二条**、**第十四条の九**又は**第三十一条**の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

【趣旨】

本条は、不利益処分に行うべき公開・聴聞について規定している。

「**第九条第二項**(**第十一条第二項**又は**第三項**において準用する場合を含む。)」による掘削、増掘又は動力装置に伴う温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置命令、「**第十二条**」による温泉採取制限命令、「**第十四条の九第二項**」による温泉の採取に伴う可燃性天然ガスによる災害の防止上の措置命令又は「**第三十一条第二項**」による温泉の利用の制限又は危害予防措置命令の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

さらに、「**第九条**(**第十一条第二項**又は**第三項**において準用する場合を含む。)」による掘削、増掘又は動力装置の許可の取消し及び措置命令、「**第十二条**」による温泉の採取制限命令、「**第十四条の九**」による温泉の採取の許可の取消し及び措置命令又は「**第三十一条**」による温泉の利用の許可の取消し及び温泉の利用の制限又は危害予防措置命令の規定による処分に係る聴聞は、審理を公開により行われなければならない。

これらは、処分が相手方の利益に関するところが大きいことに鑑み、これについて、あらかじめ弁明の機会を与え、行政庁の一方的な処分により相手方の利益が不当に侵害されることを防止しようとしたものである。

【解説】

一 温泉法における、上記以外の不利益処分の考え方について

「**法第 8 条第 3 項**」による掘削等の工事の終了後の措置命令及び「**法第 14 条の 8 第 3 項**」による温泉の採取の廃止後の措置命令については、災害の防止上必要な措置を緊急に命じなければならない。また、「**法第 9 条の 2**」による土地の掘削等に対する緊急措置命令、「**法第 14 条の 10**」による温泉の採取に対する緊急措置命令については、緊急の事態において行うものであるため、聴聞を経ることは適当でないこと(行政手続法においても、緊急に不利益処分をするときは聴聞等の手続を要しないこととしている。)、加えて、「**法第 14 条の 5 第 3 項**」による災害防止措置が必要ない旨の確認の取消しについては、可燃性天然ガスの濃度という明確な基準により行われる処分であり、処分を受ける主体が主張すべき内容が乏しいことから、これらの処分については、聴聞手続を行う旨の特例は設けていない。

二 聴聞は、本条に掲げる各処分の有効要件と解すべきである。したがって、聴聞を経ないで行ったこれらの処分は、当然に無効である。

三 本人又はその代理人が聴聞の期日に何等の連絡もなく出頭しないときは、自ら弁明の機会を放棄したものと認められるから、聴聞を経ることなく、直ちに処分を行って差し支えない。このことは、民事訴訟手続において当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭しない場合、相手方の主張する事実を認めたものとみなされる（擬制自白）ことに準じて解することができよう（民事訴訟法第158条）。

<参考条文>

民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（訴状等の陳述の擬制）

第百五十八条 原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。

四 聴聞は、あらかじめ文書により「処分の理由」を通知すべき旨規定されているが、当該通知書にはこの外、聴聞の期日及び場所を記載することを要する。聴聞の場所は、特定の場所であることを要しない。知事においてその都度、適宜指定して差し支えない。

五 聴聞は、公開されなければならないが、処分の相手方又はその代理人の出頭があれば、たとえ傍聴人がいなくともこれを開始して差し支えない。

なお、その処分に対して弁明することのできるのは、その処分の相手方又は代理人のみであって、傍聴人は単に傍聴し得るにすぎない。

第六章 雑則

一 報告徴収

第三十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

【趣旨】

本条は、都道府県知事の報告徴収権に関する規定である。すなわち、都道府県知事は、温泉主管の行政庁として、温泉源の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を確保すべき立場にあるから、これに関する事項について報告を徴し得べき必要があることは当然である。

【解説】

- 一 報告を命ずる相手方は、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者」、「温泉源から温泉を採取する者」及び「温泉利用施設の管理者」である。よって、都道府県知事は、温泉行政全般に関する所管として、あらゆる温泉利用施設について報告を求めることができる。単に温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設のみでなく、温泉を工業用に利用する公私の施設をも含むものと解される。
- 二 報告内容については、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者には、「土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項」であり、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者には、「温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分又は利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項」である。
- 三 「その他必要な事項」とは、ゆう出路の口径及び深度、動力装置の種類及び出力数、利用施設の収容能力、各種衛生試験に関する結果等およそ本法の目的達成に必要なすべての事項を意味する。しかし、利用施設の収支等営業の内部に関する事項は、本法の目的と無関係であるから、本条によって報告を求めることはできないと解すべきである。
- 四 「温泉源から温泉を採取する者」には、自然ゆう出している温泉を採取している者はもちろん、温泉を直接、温泉源から採取しているが、これを他の者に配湯し、自らは全くこれを利用していない者、あるいは自家用等個人の用に供している者も含まれる。
- 五 温泉利用施設とは浴槽のみを指すものではなく、ガスセパレーター、動力及び泉源に関する施設を含んでいるものと解される。なお、泉源に関する施設とは、揚泉、貯泉、分湯等の泉源に関する施設をいい、ゆう出口もこの中に含まれる。これは、本条が温泉の適正な利用の外、温泉源の保護をも目的とした規定であり、かつ、泉源等の状況を把握しなければ、温泉のゆう出量、温

度等、温泉源の保護に必要な事項の測定、可燃性天然ガスによる災害防止等その他必要な事項を把握することが困難な場合も少なくないからである。

六 都道府県知事には、温泉に関する行政の基礎として、その管内にある温泉について、従来は温泉台帳による整備を昭和 24 年より通知していた。しかしながら、現在は、各都道府県の事情に応じた管理をお願いしており、その内容の現状把握が適確に行えるよう工夫したものを作成するようお願いしている。

二 立入検査

第三十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

【趣旨】

本条は、温泉利用施設に対する都道府県知事の立入検査に関する規定である。温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分及び利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況については、法第 34 条の規定によって報告を徴収することができるが、単に報告を求めるだけでは実態を正確に把握し得ない場合も存するので、本条は、必要に応じ実地の立入検査ができる旨を規定したものである。

【解説】

- 一 「その職員」とは、都道府県温泉行政担当官、保健所所員、衛生研究所職員等が該当する。
- 二 「温泉利用施設」は、法第 34 条の「温泉利用施設」と同様である。
- 三 立入検査を行うにあたっては、法第 28 条第 2 項の規定に準じて、その身分を示す証票を携帯しなければならない。この証票の様式は、施行規則第 22 条に様式 4 として定められている。

様式第 4 (施行規則第 22 条関係)

(表)

	温泉法第 3 5 条の規定による身分証明書	第	号
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	職名及び氏名 生年月日	年 月 日発行	
	都道府県知事	印	
	市 長 区 長		

(裏)

温 泉 法 抜 粹
(立入検査) 第 35 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 2 第 28 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 (政令で定める市の長による事務の処理) 第 36 条 第 4 章、第 33 条第 1 項(第 31 条第 2 項の規定による処分に係る部分に限る。)、第 34 条(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は第 35 条第 1 項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)又は特別区の長が行うこととすることができる。 第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一～六 (略) 七 第 28 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とする。

三 鉱山保安法 との関係

第三十五条の二 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山（可燃性天然ガスの掘採が行われるものに限る。次項において「天然ガス鉱山」という。）における温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘についての第四条第一項第二号及び第十一条第二項の規定の適用については、同号中「当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである」とあるのは「鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条の規定に従った鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていない」と、同項中「第四条」とあるのは「第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第四条並びに」と、「から第八条まで」とあるのは「第七条並びに第八条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「前項」と、「第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第四条第一項第一号及び第三号」と、「第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項」とあるのは「第八条第一項」と、「第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条」とあるのは「前条」とする。

2 天然ガス鉱山においては、第七条の二、第八条第三項及び第九条の二並びに第三章の規定は、適用しない。

【趣旨】

メタンガスについては、鉱業法上の鉱物とされ（鉱業法第3条第1項）、掘採されていない鉱物は、鉱業権によるものでなければ、掘採してはならないこととされている（同法第7条。ただし、同条第1項第1号に基づき営利を目的としないで、単に一家の自用に供するときは除かれる。）。そのため、メタンガスの採取については、鉱業権による設定を受ける必要がある。また、鉱業を行う事業所である鉱山（鉱山保安法第2条第2項）においては、鉱業権者に対し、保全措置が義務付けられ（同法第5条）、安全対策が既に講じられている。

温泉の採取と同時に可燃性天然ガスの採取が行われる場合に関する災害防止の措置については、掘削・採取という鉱山保安法上の掘採に該当する行為に関する規制であることから、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）との関係を整理したものである。

【解説】

一 鉱山保安法は、同法第5条から第8条までにおいて、鉱業権者に対し、人に対する危害防止等について、「必要な措置を講じなければならない」旨の包括的な義務を課し、鉱山において保安確保の責任は鉱業権者にあることを明らかにしている。

鉱山保安法及び鉱業法（昭和25年法律第289号）による鉱山における保安のための規制は、事業の開始時の安全の確認、実施時の安全基準の遵守等、温泉法の規制と同等の仕組みによる規制がなされている。また、温泉法にはない、鉱業権者等による主体的な保安の実施も義務付けられており、法律上の仕組みとしては、温泉法と同等以上の規制がなされているものである。

二 鉱山保安法に基づく保安措置の具体的な内容については、鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）において、ガスの突出及び爆発の防止に関する基準等が定められている。具体的には、石油・天然ガス鉱山における火災・爆発に関する危険因子及び危険回避措置〔危険性の

認識：（危険因子：可燃性ガスの存在、危険性の認識不足）（危険回避措置：ガス成分・性質・産出量の把握、採取目的層の特性の把握）、火災・爆発防止：（危険因子：ガスの滞留）（危険回避措置：滞留しない施設構造、換気装置、検知・警報、巡視・点検）、（危険因子：着火源の存在）（火気使用制限、防爆型電気設備、巡視・点検）等}、それぞれに対して、鉱山保安法に基づく省令は必要な規定を置いている。

これらの危険因子及び危険回避措置は、可燃性天然ガスが発生する温泉においても共通のものであり、省令で定められる措置の具体的な内容についても、鉱山保安法は温泉法と同等以上の規制がなされているものである。

三 上記のように、鉱山保安法による規制は、法律による仕組みの面でも、具体的な措置の内容の面でも、温泉法による規制と同等以上のものであり、両法に基づく規制を重複して適用しても、災害防止の更なる効果が期待できず、事業者にとって過度な負担を課すものとなる。

四 温泉法による規制は、可燃性天然ガス対策のみを対象とした部分的な規制であるが、鉱山保安法による規制は労働災害等の危害、鉱害の防止等の鉱山に関わる保安措置を一貫して行わせるものであるため、鉱山保安法の規制を行う方が、規制の円滑かつ確実な実施の観点から有効であり、可燃性天然ガスを掘採する鉱山においては、温泉法による可燃性天然ガスによる災害防止対策に関する規定を適用しないこととした。

（参考）

本条に基づく読み替えを行うと下記のとおりとなる。

<見え消し読み替え>

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものである鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条の規定に従つた鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置が講じられていないと認めるとき。

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 ~~第四条、第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する第四条並びに第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第六条から第八条まで、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は同項前項の増掘の許可を受けた者について、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する準用する。この場合において、第四条第一項第一号から第三号まで第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘」~~

と、第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。

四 政令で定める市の長による事務の処理

第三十六条 第四章、第三十三条第一項(第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十四条(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は第三十五条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、第4章、法第33条第1項、法第34条、又は法第35条(の一部を除く。)に規定する温泉の利用に関する都道府県知事の権限に属する事務を、地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の政令で定める市又は特別区の長が行うこととすることができる旨を規定したものである。

【解説】

一 法第3章(温泉の採取に伴う災害の防止)に関する事務並びに可燃性天然ガスによる災害の防止に係る報告徴収及び立入検査の事務については、それぞれ、地域保健法(昭和22年法律第101号)の趣旨に鑑み、保健所を設置する市及び特別区の長が行うことができる事務には含まないこととしている(法第36条、施行令第2条)。なお、このことは地方自治法に基づく条例により事務の委任を行うことについて否定するものではない。

二 温泉法施行令第2条において、事務の処理内容を定めている。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二条 法第四章、第三十三条第一項(法第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十四条(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は第三十五条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)の長及び特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、保健所を設置する市の長及び特別区の長に関する規定として保健所を設置する市の長及び特別区の長に適用があるものとする。

一 法第十五条第一項の規定による許可に関する事務

二 法第十五条第四項において準用する法第四条第三項の規定による許可の条件の付加及びこれの変更に関する事務

三 法第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による承認に関する事務

四 法第十八条第四項の規定による届出の受理に関する事務

五 法第十八条第五項及び第三十一条第二項の規定による命令に関する事務

六 法第三十一条第一項の規定による許可の取消しに関する事務

七 法第三十三条第一項の規定により行う聴聞（法第三十一条第二項の規定による命令に係るものに限る。）に関する事務

八 法第三十四条の規定による報告の徴収（温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対するものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。）に関する事務

九 法第三十五条第一項の規定による立入検査（温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所へのものを除き、公衆衛生上の見地から行うものに限る。）に関する事務

地域保健法（昭和22年9月5日法律第101号）

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

五 経過措置

第三十七条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合には、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

【趣旨】

本条は、施行令の制定に関し、必要と判断される範囲内における経過措置の規定を定めることができる旨を規定したものである。

【解説】

一 本条に基づき、昭和59年3月9日政令第25号の温泉法施行令附則における経過措置により、昭和59年4月1日以前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為等を行っている場合は、保健所を設置する市又は特別区の長が行った行為とみなされる。

温泉法施行令 附則（昭和五十九年三月九日政令第二十五号）

（経過措置）

2 この政令の施行前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為又はこの政令の施行の際現に都道府県知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、この政令の施行の日以後においてこの政令で定める市の市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この政令で定める市の市長のした許可等の処分その他の行為又はこの政令で定める市の市長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

第七章 罰則

一 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けずに土地を掘削した者
- 二 第九条の二(第十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第十四条の十の規定による命令に違反した者
- 三 第十一条第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉のゆう出路を増掘し、又は動力を装置した者
- 四 第十四条の二第一項の規定に違反して、許可を受けずに温泉の採取を業として行つた者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

【趣旨】

本条は、法第3条第1項による土地の掘削の許可、第9条の2又は第14条の10による緊急措置命令、法第11条第1項による増掘又は動力装置の許可及び第14条の2第1項による温泉の採取の許可の規定に、許可を受けずに行った又は命令に従わなかった違反者に対する罰則を規定したものである。

【解説】

- 一 温泉の採取の許可(法第14条の2第1項)違反については、許可を受けずに土地を掘削した者と非難可能性の程度において同じであることから、掘削の許可(法第3条第1項)違反と同じく、「懲役1年以下又は100万円以下の罰金」とする。
- 二 緊急措置命令(法第9条の2及び法第14条の10)違反は、緊急の必要性がある場合に、可燃性天然ガスによる災害を防止する措置を行わなかったものであり、非難可能性が高く、他法令においても、緊急措置命令違反は、事業開始時の許可違反と同等の罰則とされていることから、温泉の採取の許可と同じ、「懲役1年以下又は100万円以下の罰金」とする。
- 三 本条の刑は、「情状により、これを併科することができる。」すなわち、懲役又は罰金を択一的に科することを原則とするが、温泉源の保護に重大な支障を及ぼす場合等、法益侵害の程度が特に大であるものについては、裁判上これを併科することが可能である。

二 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の二第一項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、許可を受けないで掘削若しくは増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削若しくは増掘の方法について重要な変更をした者
- 二 第八条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第二項若しくは第十条(これらの規定を第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の八第三項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 不正の手段により第十四条の五第一項の確認を受けた者
- 四 第十四条の七第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について重要な変更をした者
- 五 第十五条第一項の規定に違反して、許可を受けないで温泉を公共の浴用又は飲用に供した者
- 六 第十九条第一項の規定に違反して、登録を受けないで温泉成分分析を行った者
- 七 不正の手段により第十九条第一項の登録を受けた者

【趣旨】

本条は、第7条の2第1項の規定等に基づく掘削等のための施設変更、第8条第3項の規定等に基づく各命令に違反した者等に対する罰則を規定したものである。なお、その罰の程度は、法第38条よりも軽く、法第40条よりは重いものとなる。

【解説】

- 一 本条の罰も、懲役又は罰金であるが、法第38条のように併科することはできない。したがって、常に択一的にそのいずれかの罰が科されるものである。
- 二 採取時における災害防止上必要な措置命令(法第14条の9第2項)違反は、掘削に関する措置命令(第9条第2項)違反と同じく、「六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金」とする。
- 三 廃止後の災害防止の措置命令(法第8条第3項、第14条の8第3項への違反は、上記二と同じく、「六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金」とする。
- 四 掘削又は採取に係る施設等の変更の許可(法第7条の2第1項、第14条の7第1項)違反については、許可を行った内容を勝手に変更することで、基準不適合となり、公共安全を害するおそれを生じさせるものであるが、一度許可を受けていることから、規制対象を把握できないわけではなく、全く許可を受けずに行為を行っている者と比べるとやや非難可能性は劣る。よって、措置命令違反と同じく、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」とする。

五 法第 39 条第 5 号については、法第 15 条第 1 項の規定に違反して、都道府県知事の許可を受けないで温泉を公共の浴用又は飲用に供した者に限る。当該温泉の成分が衛生上有害なものであるか否かは全く無関係である。

六 不正の手段により確認(法第 14 条の 5 第 1 項)を受けた者については、可燃性天然ガスによる災害防止のための措置を講じて許可を受ける必要があった可能性があるにも関わらず、それを逃れており、公共の安全を害する危険性を発生させていることから、「6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」とする。

三 五十万円以下の罰金

第四十条 第十八条第五項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、掲示内容変更の命令違反に対する罰則を規定したものである。

【解説】

法第 18 条第 5 項に規定している「都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。」の命令に従わなかった者に対して、50 万円以下の罰金を科すものである。

四 三十万円以下の罰金

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の八第一項、第十八条第四項又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第十八条第二項の規定に違反した者(前号の規定に該当する者を除く。)
- 四 第十八条第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は掲示の内容を変更しなかつた者
- 五 第二十七条の規定に違反した者
- 六 第二十八条第一項又は第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【趣旨】

本条は、第 8 条第 1 項の規定等に基づく掘削工事完了後の完了届出等を行わなかった者、第 18 条第 1 項の規定に基づく掲示を行わなかった等の規定に違反した者に対する罰則である。

【解説】

一 温泉の採取の廃止の届出(法第 14 条の 8 第 1 項)違反については、それ自体、公共の安全を害する危険に対応するという性格は薄く、むしろ、規制対象となる施設の内容を正確に把握するという行政上の必要性から生じるものであることから、同趣旨の掘削の廃止の届出(法第 8 条第 1 項)違反と同じ「30 万円以下の罰金」とする。

五 両罰規定

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、実際の行為者のほかに、その者の使用者又は本人たる地位にある法人又は人をも罰し得る旨を規定した、いわゆる両罰規定である。もし、刑事犯と同じく法人の機関個人のみを罰すれば足りるとすると、行為者の更迭さえ行えば、法人そのものは何等の制裁も受けないで済むことになり、行政上の意図する目的ないし、秩序はこの方面から崩壊せざるを得ない。このことは、法令を遵守せしむべき監督義務のある個人の使用者とその従業者又は本人とその代理人との関係についても同様である。本条は、このような趣旨から法人、使用者及び本人に対する罰則を規定したものである。

【解説】

- 一 「法人の代表者」とは、理事のほか、監事、取締役又は監査役その他法人の業務を執行する役員であって、その職務権限の範囲内で法人を代表する者を指す。
- 二 「使用人」とは、雇用関係にあるすべての者を指し、「その他の従業者」とは、法人又は人と雇用関係にはないが、その業務が法人又は人に直接的な関係を有しているものに従事している者、例えば、法人又は人の使用人が更に自己の補助者として使用する者等を指す。

六 十万円以下の過料

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条の六第二項又は第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

【趣旨】

本条は、第14条の6第2項（確認を受けた者の地位の承継の届出）又は第21条第1項（登録分析機関の廃止の届出）及び第24条（登録分析機関の標識）の規定に違反した者に対する過料を規定したものである。

【解説】

法第14条の5に基づき、確認を受けた者の地位を承継した者が、届出（法第14条の6第2項）をせず、又は虚偽の届出をした場合については、そもそも危険性がないため、行政罰としての過料を課すことが適当であり、「10万円以下の過料」とする。

< 罰則規定の整理表 >

第38条第1項	第1号	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	許可を受けず土地を掘削した者	第3条第1項
	第2項		緊急措置命令違反	第9条の2（第11条第2項準用）、 第14条の10
	第3号		許可を受けずに温泉のゆう出路を増掘、又は動力を装置した者	第11条第1項
	第4号		許可を受けずに温泉の採取を業として	第14条の2第1項

			行った者	
第 39 条	第 1 号	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	許可を受けずに掘削等のための施設等について重要な変更をした者	第 7 条の 2 第 1 項 (第 11 条第 2 項準用)
	第 2 号		措置命令違反 廃止後の措置命令違反	第 8 条第 3 項(第 11 条第 2 項)、第 9 条第 2 項・第 10 条(第 11 条第 2 項・第 3 項準用)、第 12 条第 1 項、第 14 条の 8 第 3 項、第 14 条の 9 第 2 項、第 31 条第 2 項
	第 3 号		不正の手段により可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた者	第 14 条の 5 第 1 項
	第 4 号		許可を受けずに採取のための施設等について重要な変更をした者	第 14 条の 7 第 1 項
	第 5 号		許可を受けずに温泉を公共の浴用又は飲用に供した者	第 15 条第 1 項
	第 6 号		登録を受けずに温泉成分分析を行った者	第 19 条第 1 項
	第 7 号		不正の手段により登録分析機関の登録を受けた者	第 19 条第 1 項
第 40 条		50 万円以下の罰金	掲示内容変更の命令違反	第 18 条第 5 項
第 41 条	第 1 号	30 万円以下の罰金	掘削等の工事の完了又は廃止の届出違反 温泉の採取の事業の廃止の届出違反 掲示内容の変更の届出違反 登録分析機関の登録内容の変更の届出違反	第 8 条第 1 項(第 11 条第 2 項・第 3 項準用)、第 14 条の 8 第 1 項、第 18 条第 4 項、第 20 条
	第 2 号		温泉成分等の非掲示、虚偽掲示	第 18 条第 1 項
	第 3 号		登録分析機関の行う温泉成分分析の結果に基づかない掲示	第 18 条第 2 項
	第 4 号		定期的な温泉成分分析を受けず、又はその結果に基づき掲示の内容の変更をしなかった者	第 18 条第 3 項
	第 5 号		温泉成分分析の求めに応ずる義務違反	第 27 条
	第 6 号		報告聴取違反	第 28 条第 1 項、第 34 条
	第 7 号		立入検査違反	第 28 条第 1 項、第 35 条第 1 項・第 2 項
第 42 条		法人の両罰規定(第 38 条～第 41 条)		
第 43 条	第 1 号	10 万円以下の過料	確認の地位の承継の届出違反 登録分析機関廃止の届出違反	第 14 条の 6 第 2 項、第 21 条第 1 項
	第 2 号		登録分析機関の標識の掲示違反	第 24 条

第八章 附 則(一部のみ)

温泉法 附 則 (平成一三年六月二七日法律第七二号) 抄

掘削等の許可に関する経過措置

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に係る当該許可については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第五条(新法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、旧法第五条(旧法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、新法第二十九条第二項中「第七条」とあるのは、「温泉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第七十二号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の第五条(同法による改正前の第八条第二項において準用する場合を含む。)、第七条」とする。

【趣旨】

本条は、許可の有効期間等が定められた法第5条の規定が設置される前に、都道府県知事により許可された掘削の許可等については、有効期間となる2年間は適応されず、従前のとおり処理する。

なお、実際には、掘削をする意思がある以上は、有効期限がなく自然失効しないため、許可効力がある状態となる。そのため、都道府県担当者は、許可処分者に掘削の意思があるかないかを確認することが望ましい。なお、掘削を今後行わない場合には、温泉法には基づかないが、協定等を結ぶことも1つの方策である。

【解説】

温泉の掘削について許可を受けた以上は、速やかに工事を実施して温泉をゆう出せしめ、それぞれ許可申請の目的にしたがって、その利用を具体化することが望ましい。許可を受けたまま長期間、工事に着手せず、又は途中で工事を放棄することは許可処分の本旨に背くものであり、当初の許可を取消し得るものであるが、不利益処分であるため、公開聴聞の手続を経る必要がある。

温泉法 附 則 （平成一九年十一月三〇日法律第一二一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 附則第六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

【趣旨】

改正法は、公布日から1年以内で政令で定める日から施行することとし（改正法附則第1条）、政令において、平成20年10月1日から施行することとした（温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成20年政令第183号）（以下「施行期日政令」という。））。

また、改正法の施行日以前から温泉の採取を業として行っている者の多くが、採取の許可の要否について早期に確定していることが望ましいとの観点から、改正法附則第6条の規定（災害防止措置を必要としない旨の確認を受けることができること）が設けられ、同規定については、施行期日政令において平成20年8月1日から施行することとした。

(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第三条第一項又は第十一条第一項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請であって、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

【解説】

土地の掘削等に関する経過措置

施行前に行われた土地の掘削等（掘削及び増掘）の許可の申請については、処分が施行後になった場合に新たに追加された許可基準に適合していないことを理由に不許可とすることは不相当であるため、なお、従前の例により許可又は不許可の処分を行うこととした。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の許可を受けて土地を掘削している者又は旧法第十一条第一項の許可を受けて温泉のゆう出路を増掘している者(この法律の施行後に前条の規定に基づきなお従前の例により許可を受けた者を含む。次項において「許可掘削者等」という。)については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第七条の二(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 許可掘削者等に対する新法第九条(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第九条第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第四条第一項第一号又は第三号」とする。

【解説】

施行時に掘削等をしている者に関する経過措置

改正法の施行の際に、改正前の温泉法第3条第1項の許可を受けて土地の掘削を行っている者については、許可は既に受けているので、掘削は継続できる。

新たに創設された義務・命令の規定は、施設の構造等の重要な変更に係る許可(第7条の2)、許可の取消し及び措置命令(第9条)、掘削終了後の措置命令(第8条第3項)、緊急措置命令(第9条の2)である。

土地の掘削等は、一般的には6ヶ月程度で終了し、また、許可には2年間の有効期間が付されているように、短期間で終了するものである。土地の掘削等について技術上の基準への適合を求める場合、施設の構造等を基準に適合させるよう改造する必要がある、短期間で終了する行為に対する追加的な規制として過重なものとなることから、基準への適合を求めないこととした。

具体的には、重要な変更の許可の規定を適用しない、許可の取消し及び措置命令に要件から技術上の基準への不適合を除くこととした。

許可を受けた者に対する、掘削終了後の措置命令、緊急措置命令については、法施行後に生じた災害等に対する措置であることから、経過措置を置かずそのまま適用することとした。

第四条 この法律の施行前に旧法第三条第一項の許可に係る掘削若しくは旧法第十一条第一項の許可に係る増掘の工事を完了し、若しくは廃止した者又は旧法第三条第一項若しくは第十一条第一項の許可を取り消された者については、新法第八条第三項(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

【解説】

掘削終了後の措置命令については、法律の施行前に掘削の工事を終了した者(完了若しくは廃止し、又は許可を取り消された者)については、終了時点において命令の対象とならなかった者であり、さかのぼって命令の対象とすることは適当でないことから、適用しないこととした。

(温泉の採取に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に温泉源からの温泉の採取を業として行っている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月間(当該期間内に新法第十四条の二第一項の許可の申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

【解説】

一 改正法の施行の際に、既に採取の事業を行っている者については、改正後の温泉法第14条の2第1項の許可を受ける必要がある。新たに創設された義務・命令の規定は、施設の構造等の重要な変更に係る許可(第7条の2)、許可の取消し及び措置命令(第14条の9)、採取の事業の廃止の届出(第14条の8第1項)、採取終了後の措置命令(第14条の8第3項)である。

この法律の施行の際、温泉の採取の事業を行っている者については、施設の構造等を基準に適合させるための期間が必要であることから、一定の猶予期間内は許可を受けずして引き続き当該温泉の採取の事業を行うことができることとした。「許可を受けた者」に対するからの規定については、その猶予期間内は、既に採取の事業を行っている者については、適用されないこととした。

二 緊急措置命令について

緊急措置命令（第 14 条の 10）は、可燃性天然ガスによる災害を早急に防止する必要がある場合については措置を行う必要があるため、施行当初から適用される必要があるが、第 14 条の 10 の規定は許可の有無にかかわらず温泉の採取を行う者全般に適用されるため、特段の経過措置は必要としなかった。

第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、施行日前においても、新法第十四条の五第一項及び第二項の規定の例により、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同条第一項の規定により都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

【趣旨】

一 温泉の採取に関する経過措置

改正法の施行の際現に温泉の採取を業として行っている者については、改正法の施行の日から 6 ヶ月間（平成 21 年 3 月 31 日までの間）は許可を受けずして引き続き温泉の採取を行うことができることとした。また、改正法の施行の際現に温泉の採取を業として行っている者が、経過措置の期間中に採取の許可の申請をした場合において、当該経過措置期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間は、引き続き温泉の採取を行うことができることとした（改正法附則第 5 条）。運用に際しては、改正法の施行の際現に温泉の採取を業として行っている者については、平成 21 年 3 月 31 日までに、災害防止措置を必要としない旨の都道府県知事の確認（法第 14 条の 5 第 1 項）を受けず、かつ、採取の許可の申請（法第 14 条の 2 第 1 項）を行わなかった場合には、法第 14 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなり、厳しく対処する必要がある。

また、改正法の施行の際現に温泉を採取している場合には、以下に示す技術上の基準は、改正法の施行の日から 1 年 6 月間（平成 22 年 3 月 31 日までの間）は適用しないこととした（改正規則附則第 3 条）。

（改正法の施行の日から 1 年 6 月間は適用しない技術上の基準）

（規則第 6 条の 3 第 1 項）

- ・ 第 1 号（ガス分離設備の設置）
- ・ 第 3 号（ガス排出口の位置規制）
- ・ 第 4 号（配管の閉塞防止措置）
- ・ 第 5 号（制御盤等へのガス侵入防止措置）
- ・ 第 6 号イ（火気使用設備等の設置位置規制）
- ・ 第 7 号（関係者以外の者の立入制限措置）

（規則第 6 条の 3 第 3 項 屋内に温泉井戸がある場合）

- ・ 第 1 号（第 1 項第 1 号、第 3 号から第 5 号まで、第 6 号イ及び第 7 号に係る部分）
- ・ 第 2 号（温泉井戸等のガス漏出防止構造）
- ・ 第 3 号（ガス換気設備の設置）
- ・ 第 4 号（ガス換気設備の常時運転）
- ・ 第 5 号（ガス警報設備の設置）
- ・ 第 6 号（温泉井戸の停止構造）

- ・第9号（温泉井戸からのガス排出口の設置）

（改正規則附則第4条第2項 地下ピット）

- ・第1号（温泉井戸の停止構造）
- ・第2号イ及びハ（火気使用設備、防爆性能を有しない電気設備等の非設置）
- ・第3号（地下ピットの内部の空気の排出口設置）
- ・第4号（地下ピットの内部の空気の排出口に係る配管の閉塞防止措置）
- ・第5号（地下ピットの内部の空気の他の屋内への侵入防止措置）
- ・第6号（温泉井戸からのガス排出口の設置）
- ・第7号（温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞防止措置）
- ・第10号（制御盤等へのガス侵入防止措置）

（その他）

- ・改正規則附則第5条第1項後段
- ・改正規則附則第5条第2項後段

関 係 法 令 等

環境省設置法（平成十一年七月十六日法律第百一号）

（所掌事務）

第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十三 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。

環境省組織令（平成十二年六月七日政令第二百五十六号）

（総務課の所掌事務）

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

五 温泉の保護及び整備に関すること。

六 自然公園及び温泉に関する事業の振興に関すること。

日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

温泉法の沿革

- (1) 温泉法公布 (昭和 2 3 年 7 月 1 0 日法律第 1 2 5 号)
- (2) 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律
(昭和 2 4 年 5 月 2 4 日法律第 1 0 3 号) による改正
主な内容 : 「 商工局長 」 を 「 通商産業局長 」 に改正。
- (3) 審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律
(昭和 2 5 年 3 月 3 1 日法律第 3 4 号) による改正
主な内容 : 中央温泉審議会の廃止
- (4) 環境庁設置法 (昭和 4 6 年 5 月 3 1 日法律第 8 8 号) による改正
主な内容 : 温泉法の所管を環境庁へ移管
「 厚生大臣 」 を 「 環境庁長官 」 に改正
- (5) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律
(昭和 5 8 年 1 2 月 1 0 日法律第 8 3 号) による改正
主な内容 : 温泉の利用許可関係事務を政令で定める保健所設置市に委譲
- (6) 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律
(平成 3 年 5 月 2 1 日法律第 7 9 号) による改正
主な内容 : 都道府県温泉審議会を廃止し、自然環境保全審議会に統合
- (7) 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
(平成 5 年 1 1 月 1 2 日法律第 8 9 号) による改正
主な内容 : 行政手続法に基づく聴聞の手続等について規定
- (8) 地方自治法等の一部を改正する法律 (平成 1 0 年 5 月 8 日法律第 5 4 号) による改正
主な内容 : 温泉の利用許可関係事務を特別区に委譲
- (9) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律
(平成 1 1 年 7 月 1 6 日法律第 8 7 号) による改正
主な内容 : 温泉法に基づく許認可事務を自治事務として整理
温泉法に基づく許認可申請手数料の規定を削除
(各自治体ごとに条例で規定)

都道府県自然環境保全審議会の必置規定を削除

- (1 0) 中央省庁等改革関係法施行法 (平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日法律第 1 6 0 号) による改正
主な内容 : 「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改正
- (1 1) 温泉法の一部を改正する法律 (平成 1 3 年 6 月 2 7 日法律第 7 2 号) による改正
主な内容 : 温泉の掘削等の許可の失効手続の迅速化
温泉の成分等の掲示の届出の義務付け等
温泉分析機関の都道府県知事への登録
- (1 2) 温泉法の一部を改正する法律 (平成 1 9 年 4 月 2 5 日法律第 3 1 号) による改正
主な内容 : 温泉成分の定期的な分析及び公表の義務付け
掘削等の許可の際に条件を付し、条件違反の場合には許可の取消し等ができる
相続・合併等に伴う再度の許可を不要とし、簡略な承認手続で地位を承継 等
- (1 3) 温泉法の一部を改正する法律 (平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日法律第 1 2 1 号) による改正
主な内容 : 「可燃性天然ガスによる災害の防止」を法目的に追加
温泉の採取の許可制の新設
土地の掘削に伴う災害の防止
(許可基準として「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」を追加) 等
- (1 4) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成 2 3 年 8 月 3 0 日法律第 1 0 5 号) による改正
主な内容 : 経済産業局長への協議規定の廃止 (改正前法第 3 条第 3 項及び第 1 2 条第 2 項関係)
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第 1 6 6 条において温泉法の一部改正が行われ、都道府県知事による経済産業局長への協議に係る規定を削るとともに、これにより、経済産業局長は都道府県の処分に関与しなくなることから、同局長による報告徴収及び立入検査に関する規定についても削ることとしたもの。